

# 第2期 横浜市依存症対策 地域支援計画

計画期間：令和8年度～令和12年度

令和8年3月

横浜市



## 第2期横浜市依存症対策地域支援計画の策定にあたって

このたび、「第2期横浜市依存症対策地域支援計画」を策定いたしました。

本計画の策定にあたり、御議論いただいた精神保健福祉審議会、依存症対策検討部会の委員の皆様をはじめ、市民意識調査やアンケート調査、ヒアリング、パブリックコメント等を通じて貴重な御意見をお寄せいただいた市民の皆様、関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。

総合的な依存症対策を進めてきた横浜市では、政令市で初めて、令和3年度に依存症対策地域支援計画を策定し、支援を充実させてきました。

近年、市販薬・処方薬やオンラインギャンブルなど依存対象の多様化や、依存症当事者の若年化など、依存症を取り巻く状況は大きく変化しています。そうした背景を受け、第2期計画では、第1期計画や市民意識調査結果、関係者の皆様のヒアリング等を踏まえた、より効果的な施策を推進してまいります。

依存症は、徐々に進行する慢性疾患であると言われており、回復には長期にわたる支援が必要です。また、「依存症になるのは本人の意志の弱さが原因である」といった偏見が依然として根強く、支援につながることを妨げる大きな要因となっています。

そこで第2期計画では、第1期計画を継承し、「依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けるようにできること」を基本理念としました。そしてその実現に向けて、「多様化する依存対象への対策」、「偏見の解消」、「連携体制の強化」の3つを重点施策として位置づけるとともに、こどもや若者向けの取組を充実させていきます。

横浜市では、あらゆる市民の皆様が、安心・安全に自分らしくいきいきと暮らすことのできる「住みたい・住み続けたいまち」を目指しています。依存症の当事者や家族の皆様が、住み慣れた地域で自分らしく健康的な生活を送ることができるよう、関係者の皆様と力を合わせ、予防から回復まで切れ目のない支援体制を構築し、依存症対策の取組を着実に進めてまいります。引き続き、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。



令和8年3月  
横浜市長 山中 竹春



## 目次

第1章 計画の概要 .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
(1) 依存症を取り巻く現状 .....	1
(2) 国及び神奈川県における取組 .....	2
(3) 本市における取組 .....	4
2 用語の定義 .....	6
3 計画策定の位置付け .....	8
(1) 計画の位置付け .....	8
(2) 計画策定の流れ .....	9
4 計画の期間 .....	10
5 計画で取り扱う依存対象 .....	11
第2章 本市における依存症に関連する状況と課題 .....	14
1 本市の依存症に関する状況 .....	14
(1) 各依存症に関連する状況 .....	14
(2) 市民の認知度 .....	38
2 本市及び関係機関、民間支援団体等における依存症対策の状況 .....	41
(1) 本市実施体制 .....	41
(2) 身近な支援者 .....	42
(3) 医療機関 .....	44
(4) 民間支援団体等 .....	48
3 第1期計画の振り返りと課題 .....	53
(1) 一次支援(予防・普及啓発)に関する取組の振り返り .....	53
(2) 二次支援(早期発見・早期支援)に関する取組の振り返り .....	55
(3) 三次支援(回復支援)に関する取組の振り返り .....	57
(4) 計画全体の振り返り .....	59
第3章 計画の目指すもの .....	60
1 本計画の基本的枠組み .....	60
(1) 基本理念 .....	60
(2) 基本方針 .....	60
(3) 支援フェーズ .....	61
2 本計画のポイント .....	62
3 重点施策 .....	64
4 数値目標の設定 .....	66
5 基本方針の実現に向けた取組体制 .....	67

第4章 取り組むべき施策.....	68
1 一次支援(予防・普及啓発).....	68
(1) 共通した取組.....	68
(2) こどもに向けた取組.....	68
(3) 若者に向けた取組.....	68
(4) 中高年・高齢者に向けた取組.....	68
2 二次支援(早期発見・早期支援).....	69
(1) 本人への取組.....	69
(2) 支援者への取組.....	69
(3) 家族等への取組.....	69
3 三次支援(回復支援).....	70
(1) 本人への取組.....	70
(2) 支援者への取組.....	70
(3) 家族等への取組.....	70
4 各支援フェーズにおける取組.....	72
(1) 一次支援(予防・普及啓発).....	72
(2) 二次支援(早期発見・早期支援).....	77
(3) 三次支援(回復支援).....	86
第5章 計画の推進体制.....	92
1 関係主体に期待される役割.....	92
(1) 行政(依存症関連施策の実施者として).....	92
(2) 身近な支援者.....	93
(3) 専門的な医療機関.....	94
(4) 民間支援団体等(回復支援施設、自助グループ・家族会).....	94
2 計画の進行管理.....	96
(1) PDCAサイクルの考え方にに基づく進行管理.....	96
(2) 施策の効果の点検・評価.....	96
(3) 継続的な現状把握.....	96
資料編.....	97
1 計画の検討過程.....	97
2 検討部会の構成員名簿.....	97
3 各種実態把握調査の実施概要.....	99
(1) 依存症に関する市民意識調査.....	99
(2) 依存症の疑いがある方の受診状況等に関するアンケート調査.....	100
(3) 市内民間支援団体等における依存症支援の実態に関するヒアリング.....	101
(4) こども・若者へのヒアリング.....	104

4 連携会議の実施状況(令和8年1月1日時点) .....	106
(1) 参加機関数.....	106
(2) 令和7年度開催実績 .....	106
5 パブリックコメントの実施状況 .....	107
(1) 実施概要 .....	107
(2) 意見総数及び意見提出方法.....	107
(3) 計画素案項目別意見数 .....	107
(4) 提出されたご意見への対応の考え方 .....	108
(5) その他 .....	108
6 用語解説.....	109



---

# 第1章 計画の概要

---

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 依存症を取り巻く現状

依存症とは、アルコールや薬物などの物質の使用や、ギャンブル等<sup>1</sup>やゲームなどの行為を繰り返すことによって脳の状態が変化し、日常生活や健康に問題が生じているにもかかわらず、「やめたいと思わない」「やめたくても、やめられない」「コントロールできない」状態を指します。その背景には、障害や貧困、失業、虐待やDV(ドメスティック・バイオレンス)など、様々な生きづらさの問題が複合的に存在しているケースが多く見られます。

近年においては、市販薬・処方薬やオンラインギャンブルなどに依存対象が拡大してその内容が見えづらくなっているほか、人への依存も指摘されるなど、年齢や性別、職業、家庭環境を問わず、誰もが容易に直面し得る問題となっています。

依存症になると、心身の健康状態の悪化、仕事や学業の継続困難、借金の増大や生活困窮、社会的な孤立、違法薬物の使用による法的な問題など、多岐にわたる課題に直面します。併せて、その影響は子どもを含む家族や周囲の人々にも及び、家族がうつ状態になったり、経済的に困窮するなど、本人の依存症によって生じる様々な問題は周囲の人も巻き込んでいきます。

加えて、依存症について、本来は適切な支援につながることで回復可能であるにもかかわらず、「本人の意志の弱さが原因である」といった考えや、「依存症は治らない」といった誤解や偏見(スティグマ<sup>2</sup>)が社会全体に根強く残っています。そして、そうした見方が依存症に悩む人が支援を求めたり、回復をしながら社会生活を送る上で、大きな障壁になっています。

そのため、依存症の問題に取り組む上では、社会全体を対象とした理解促進のための普及啓発を進めるとともに、行政・福祉・医療・法律・教育など様々な領域が連携した支援体制を構築していくことが重要となります。

---

1 ギャンブル等依存症対策基本法では、ギャンブル等を「法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為」と定義している。

2 差別・偏見と訳されるが、特定の事象や属性を持った個人や集団に対する、間違った認識や根拠のない認識のこと。

## (2) 国及び神奈川県における取組

こうした問題に対応し、依存症の本人又は依存症が疑われる人及びその家族等を適切に支援していく体制を整備するため、国において平成 26 年6月の「アルコール健康障害対策基本法」の施行を皮切りに、平成 28 年5月に「アルコール健康障害対策推進基本計画」が策定され、平成 28 年6月には「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」が施行されました。さらに、平成 30 年 10 月には「ギャンブル等依存症対策基本法」が施行、平成 31 年4月に「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」が閣議決定され、アルコール・薬物・ギャンブル等の各依存症に関する支援体制の制度が整えられてきました。

また、令和3年3月には、「アルコール健康障害対策推進基本計画」が改定され、都道府県や指定都市における関係者間の連携会議の設置、「一時多量飲酒」問題の啓発などの施策が盛り込まれました。

さらに、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」は令和4年3月の改定を経て、令和7年3月に第3期の基本計画が閣議決定されました。同基本計画では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下においてオンラインギャンブルの利用者が増加したことを受けた、オンラインカジノ<sup>3</sup>の取り締まり強化、若年者対策の強化などが施策に盛り込まれました。

加えて、平成 29 年4月には、都道府県と指定都市が行うアルコール健康障害対策・薬物依存症対策・ギャンブル等依存症対策等の総合的な依存症対策に関する指針を定めた国の「依存症対策総合支援事業実施要綱」(現「依存症対策地域支援事業実施要綱」。以下「実施要綱」という。)が適用となりました。神奈川県でも「アルコール健康障害対策推進基本計画」に沿った形で「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画」(現在は第2期計画に移行)が策定されました。また、令和3年3月には、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」に沿う形で「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」(現在は第2期計画に移行)が策定されました。

---

3 オンラインカジノは、オンライン上でゲームなどを行い、その結果に現金・暗号資産・電子マネーなどを賭けるもので、その国で合法的なサイトでも、日本からアクセスして賭けると「賭博罪」などの犯罪行為にあたる。

## 【コラム】 依存症対策における国と県・指定都市の担う役割

国においては、アルコール健康障害対策推進基本計画やギャンブル等依存症対策推進基本計画などに基づき、様々な依存症対応施策が展開されています。ギャンブル等依存症を例に取れば、ギャンブル等事業者と連携した各種の予防・回復支援施策や学校教育の場における普及啓発、消費者向けの啓発、依存症の本人や家族等を支援する人材の確保・育成などの施策が、各省庁において進められています。

また、都道府県及び指定都市は、「依存症対策地域支援事業」の一環として、地域の関係機関と連携をしながら、依存症の専門医療機関・治療拠点機関<sup>4</sup>や依存症相談拠点(精神保健福祉センター等)の設置、地域支援計画の策定を行うほか、関係機関による連携会議の運営や依存症の本人や家族等への支援、依存症支援者を対象とする研修、普及啓発・情報提供などの施策を展開する役割を担っています。

このうち、専門医療機関や治療拠点機関は、神奈川県が神奈川県精神保健福祉審議会の意見を踏まえ、本市を含む県内の指定都市と調整し、選定しています。それ以外の事業については県と指定都市が連携を図りながら、それぞれの実状に即した取組を実施しています。

---

4 依存症の専門医療機関とは、依存症に関する所定の研修を修了した医療スタッフを配置し、専門性を有した医師が担当する入院医療や依存症に特化した専門プログラムを有する外来医療を行うなど、依存症に関する専門的な医療を提供できる医療機関のこと。  
また、治療拠点機関とは、医療機関を対象とした依存症に関する研修や、専門医療機関の活動実績の取りまとめを行うなど、地域の依存症専門医療機関の連携拠点となる医療機関を指し、専門医療機関の中から選定される。

### (3) 本市における取組

本市においては、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とし、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指す「横浜市依存症対策地域支援計画」(以下「第1期計画」という。)を策定しました。

第1期計画では、民間支援団体等(図表1-1参照)と連携をしながら、依存症に関する気付きと相談を促す広報活動、身近な支援者ところの健康相談センターなどの専門的な支援者の連携強化に向けた『入門・イチから学ぶ依存症支援～横浜市内で依存症及び関連課題に携わる支援者向けガイドライン～』(以下「依存症支援者向けガイドライン」という。)の策定や横浜市依存症関連機関連携会議(以下「本市連携会議」という。)の開催、支援者や依存症の本人や家族等を対象とする研修会・講演会の開催など、一次支援(予防・普及啓発)・二次支援(早期発見・早期支援)・三次支援(回復支援)に関する各種施策を展開してきました。

他方、第1期計画の期間中において、公営競技におけるインターネット投票の浸透やオンラインカジノへのアクセスの拡大、若年層による市販薬・処方薬への依存など、依存対象の拡大や依存症の見えづらさの問題が深刻化しています。

また、依存症の本人が適切な医療につながっていない、「トリートメントギャップ」<sup>5</sup>の問題や、依存症の本人に対する偏見やスティグマ(セルフスティグマ<sup>6</sup>を含む)の問題も依然として根強く残っています。

このような状況を踏まえ本市では、これまでの施策を振り返り、市民全体の依存症の問題に対する更なる理解の促進を図り、依存症の本人や依存症が疑われる人、その家族等が適切な支援につながり、回復し続けられる環境を整備することを目的として、「第2期 横浜市依存症対策地域支援計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。本計画では、第1期計画と同様に、支援の方向性を関係者と共有し包括的な支援の提供を進めていきます。

---

5 本来依存症の治療が必要であるにもかかわらず、治療につながっていない状態。

6 依存症の本人が、自分自身のことについて「依存症は恥ずかしいことだ」と感じてしまうこと。

## 【コラム】 民間支援団体等の活動と依存症回復支援の経緯

本市における依存症の支援の歴史を見ると、昭和38年4月に開設された「せりがや園」（現：地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立精神医療センター）が、全国に先駆けて麻薬中毒患者専門医療施設として収容治療を開始しました。また、同年7月には、県内で「国立療養所久里浜病院」（現：独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター）が、日本で初めてアルコール依存症専門病棟を設立し、本市における専門的な依存症治療体制の基礎が築かれていきました。その後、平成3年には、依存症専門のクリニックとして「大石クリニック」が開設され、平成5年に民間病院として「誠心会神奈川病院」がアルコール依存症の病棟を開設しました。

神奈川県内でのこうした動きに加えて、依存症の自助グループの活動や回復支援施設の開設が見られるようになりました。

市内では、昭和44年に「横浜断酒新生会」が結成され、昭和54年には「アルコールクス・アノニマス(AA)」のミーティングが開始されました。昭和59年には「横浜マック」が開設、平成2年には「横浜ダルク・ケア・センター」が全国3番目のダルクとして開設、平成4年には「寿アルク」が開設されました。その後、平成12年には全国初のギャンブル依存症の回復支援施設として「ワンデーポート」が開設され、平成17年にはギャンブル等依存症の本人の家族等を支援する全国初の施設「ギャンブル依存ファミリーセンターホープヒル」が開設、平成19年には、全国初の女性のギャンブル等依存症の本人を対象とした「デイケアぬじゅみ」が開設されました。

現在では、アルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル等依存症、それぞれの回復支援施設(48ページ参照)や自助グループ(51ページ参照)が多数市内にあります。本人の回復過程は様々であり、それを多種多様な社会資源がそれぞれの強みを生かして支えています。

このように本市では、先進的・意欲的な医療機関や民間支援団体等が依存症の本人や家族等の支援の取組を積極的に進め、長年にわたって依存症対策に関する取組が進んできた経緯があります。

## 2 用語の定義

本計画では、以下のように用語の定義を行いました。

図表 1-1:本計画における用語の定義

用語	定義
依存症	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アルコールや薬物などの物質の使用や、ギャンブル等やゲームなどの行為を繰り返すことによって脳の状態が変化し、日常生活や健康に問題が生じているにもかかわらず、「やめたいと思わない」「やめたくても、やめられない」「コントロールできない」状態を指す</li> <li>● 疾病及び関連保健問題の国際統計分類(第 11 回改訂版)(ICD-11<sup>7)</sup>では、物質使用及び嗜癖行動による障害に位置付けられている</li> </ul>
ギャンブル等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ギャンブル等とは、「法律の定めるところにより行われる公営競技(競馬・競輪・オートレース・モーターボート競走)、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為」のことを指す</li> </ul>
家族等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 依存症の本人の配偶者等(婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者、同性パートナーを含む)の家族(同居別居を問わず)のほか、本人との関係から依存症による影響を受ける交際相手や友人、職場の同僚など、本人の回復のために働きかけを行う人を含む</li> </ul>
身近な支援者 (42 ページ参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 依存症支援を専門としていないものの、初期の相談対応や早期発見、地域の中での回復支援などの面で重要な役割を担う行政・福祉・医療・法律・教育など幅広い領域の相談・支援者</li> </ul>
民間支援団体等 (48 ページ参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 依存症の支援を専門とする回復支援施設、家族会を含む自助グループ等</li> </ul>
専門的な医療機関 (44 ページ参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関、その他の依存症の治療を行う医療機関</li> </ul>
専門的な支援者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間支援団体等、専門医療機関(44 ページ参照)、依存症の治療を行う医療機関(45 ページ参照)、こころの健康相談センター(41 ページ参照)、区役所の精神保健福祉相談などの依存症に関する相談・支援・治療を行う窓口及び機関</li> </ul>

7 世界保健機関(World Health Organization, WHO)が作成する国際的に統一した基準で定められた死因及び疾病、関連保健問題に関する分類のこと。

## 【コラム】「依存症」の定義について

依存症の定義に関しては、支援者間でも様々な議論がなされており、確定的な定義を示すことは簡単ではありません。これまでも依存症の定義をめぐって、以下のような意見が聞かれました。

まず、特にギャンブル等依存症について、状態像は幅広く、自力で回復できる人や自然回復をする人もいるため、「脳の病気であり、相談・治療しないと回復できない」といったイメージを与える定義は避けるべきとの意見が聞かれました。また、「依存症は病気」「脳の病気」というと恐怖心等を抱いてしまう場合があるとの意見も聞かれました。

一方で、依存症が「病気」であるということを理解すると、本人も家族も回復に向かって前向きになり、勉強をしていこうというきっかけになるという意見、依存症が病気であるから医療の対象になり、障害であるから福祉的支援の対象になるということを押さえておく必要があるという意見が聞かれました。

定義の幅についても、自然回復できるような人から対象とすべきという意見から、本当に困っている重症の人に対象を絞るべきという意見までありました。

さらに、自然回復できる／できないという話については、依存症からの回復者として、アルコール依存症から回復したとしても、完全に「治った」と言える状況は想定されにくく、「治ったから、また飲める」という誤解を与えてしまうのでは、という危惧も示されました。依存症からの回復に関しては、支援につながれば直ちに回復につながる場合ばかりではなく、数年以上の長期にわたって、本人に粘り強く寄り添っていく必要があるとの意見も聞かれました。

このように、依存症は、疾患としての病態が非常に多様で幅広い状態像を包含するものであり、回復についても様々な経過や形があるとの議論がなされました。

本計画では、これらの意見を踏まえつつ、依存症の定義を図表1-1のとおりとしました。

### 3 計画策定の位置付け

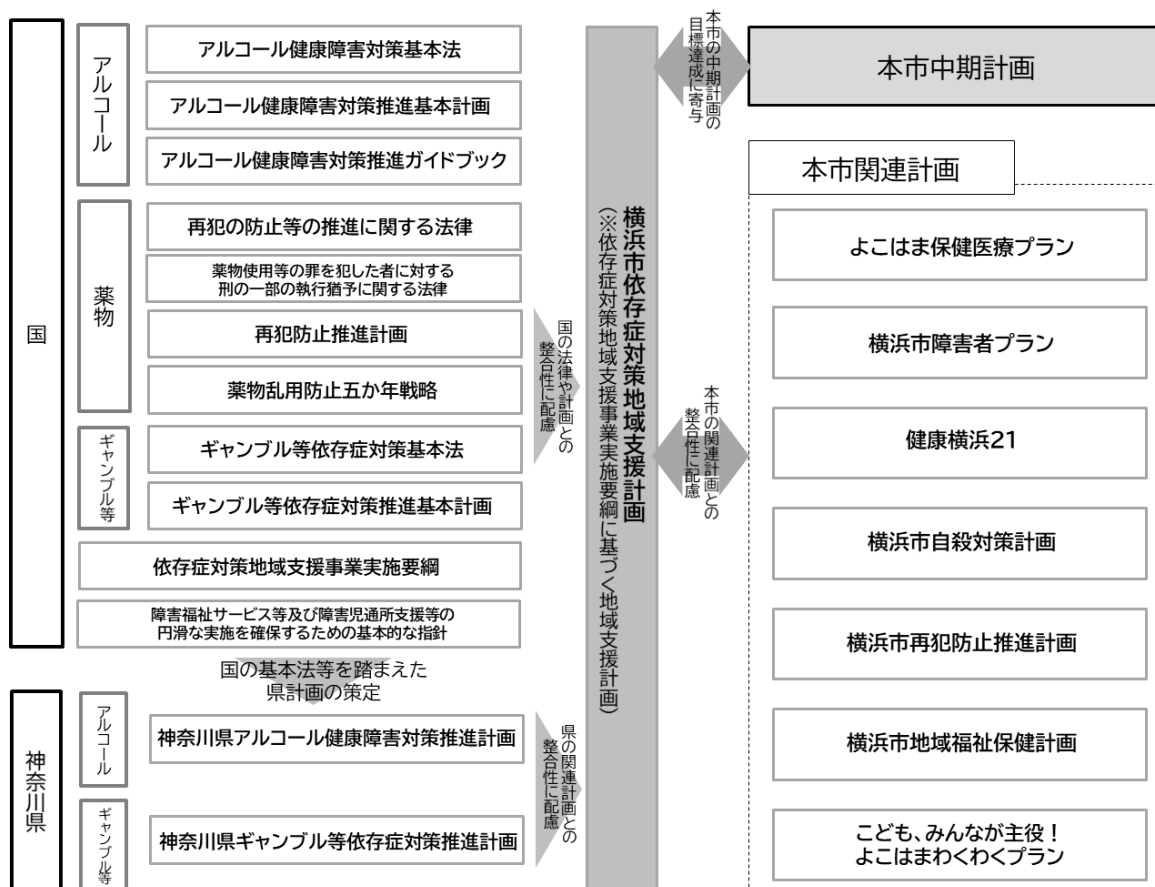
#### (1) 計画の位置付け

本計画は国の実施要綱において定められた、地域支援計画として策定するものです。地域支援計画は、依存症患者等の状況、地域の社会資源や支援の実施状況に関する情報収集とそれらの評価に努め、その内容を反映させることが求められており、これらの情報については、本計画の第2章に記載しています。

また、本計画については、本市の中期計画が掲げる関連する目標の達成を念頭に置くとともに、国や神奈川県に関連計画及び医療・福祉・こども子育て領域の本市関連計画との整合を図りながら策定しました。

加えて、横浜市障害者プランに位置付けられている「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム(以下「にも包括」という。)」の理念や支援の仕組みは、本計画と深く関連します。本計画が目的とする依存症から回復し続けられる環境整備の実現のために、「にも包括」との連動が重要となります。

図表 1-2:本計画の位置付け



## 【コラム】 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」では、地域において医療や障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)等が包括的に確保されることで、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことのできる地域づくりを目指しています。

本市の障害者プランでは、本人や家族が安心して相談できるための仕組み、住民の障害理解を促進するための仕組み等を地域共生社会の実現に向けた取組として示しています。

### (2) 計画策定の流れ

本計画については、以下の取組を通じ、依存症の問題に関する有識者、民間支援団体等や身近な支援者等の関係者、市民などの意見を広く取り入れながら策定しました。

#### ◆第1期計画の取組に関する振り返りの実施

第1期計画において展開した各種の施策の実施状況や到達点の振り返りを行い、その内容を踏まえて課題の整理や施策の見直し等を実施しました。

#### ◆横浜市精神保健福祉審議会及び同審議会 依存症対策検討部会での議論

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の第9条第1項に基づき、横浜市精神保健福祉審議会条例により設置する横浜市精神保健福祉審議会及び依存症の問題に精通する学識経験者や医療関係者、法律関係者、民間支援団体等の関係者などから構成される依存症対策検討部会(以下「検討部会」という。)において計画の全体像や計画に盛り込むべき課題及び対応策の検討などを進めました。

#### ◆本市連携会議での意見集約

民間支援団体等、行政・福祉・医療・法律・教育などの幅広い関係機関で構成する本市連携会議の場において、計画の検討状況を共有し、現場の意見をうかがいながら検討を進めました。

#### ◆各種調査・データ分析の実施

計画の策定に向けて依存症に関する市民意識調査を実施したほか、医療機関へのアンケート調査を行いました。また、医療保険の利用状況に関するデータから、市民の依存症による医療機関の受診状況の分析を行いました。

これらの調査結果を踏まえ、依存症の本人の状態や支援ニーズ、医療機関の対応状況などを把握するとともに、依存症対策における課題の抽出・検討を行いました。

◆ヒアリング調査の実施

民間支援団体等や小学生・中学生・高校生・大学生を対象として、ヒアリング調査を実施し、民間支援団体等のニーズ、本市の社会資源の状況等の把握・整理を行いました。

◆パブリックコメントの実施

「第2期横浜市依存症対策地域支援計画素案」について、パブリックコメントを実施しました。いただいた意見を検討し計画推進の参考とするとともに、意見に対する市の考え方をホームページにて公表しました。

## 4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度～令和12年度の5年間とします。

図表 1-3:本計画の計画期間

	計画期間				
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期 横浜市 依存症対策地域支援計画	→				

### 【コラム】 本計画の計画期間について

国の依存症対策関連計画の計画期間を見ると、アルコール健康障害対策推進基本計画は5年間、ギャンブル等依存症対策推進基本計画は3年間とされています。

これらを踏まえつつ、本計画は、関係者と支援の方向性を中長期的に共有していくものを目指していることから、計画期間を5年間と設定しました。

また、計画期間中は毎年度、計画の進捗状況などの点検や評価を行い、その結果を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて事業の見直しや改善、新規事業の追加などを実施していきます。

## 5 計画で取り扱う依存対象

本計画は、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症やゲーム行動症のほか、その他の依存症を含む依存症全般を視野に入れた内容として策定しています。

図表 1-4:本計画の対象とする依存症

依存症の種類	定義
アルコール依存症	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 飲酒を続け、耐性・精神依存・身体依存が形成され、飲酒のコントロールができなくなる状態</li> <li>● また、過度の飲酒による健康障害も大きな問題であり、肝臓や膵臓、脳・神経などの様々な臓器に悪影響を及ぼす</li> </ul>
薬物依存症	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 覚醒剤・大麻などの依存性のある薬物に対する精神依存、身体依存が形成され、現実には色々と不都合が生じているにもかかわらず薬物を使い続けてしまう状態</li> <li>● 近年、市販の鎮痛薬や咳止め薬、病院で処方される睡眠薬や精神安定剤などへの依存も問題になっている</li> </ul>
ギャンブル等依存症	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態</li> <li>● 近年、公営競技のオンライン投票やオンラインカジノサイトへのアクセス数増加など、ギャンブル等のオンライン化が進行している</li> </ul>
ゲーム行動症 <sup>8</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康を維持するための食事や休養・睡眠、適度な運動、学業や交友といった日常の活動よりもゲームが優先され、心身の健康や社会生活に問題が生じている状態</li> <li>● WHOの疾病及び関連保健問題の国際統計分類(第11回改訂版)(ICD-11)では、「ゲームする時間をコントロールできない、他の生活上の関心事や日常の活動よりゲームを優先するといった症状が1年以上続く(症状が重い場合は1年以内でも該当)」とされる</li> </ul>

出典:厚生労働省資料・本市ホームページより作成

8 WHOの疾病及び関連保健問題の国際統計分類(第11回改訂版)(ICD-11)の表記を使用。

## 【コラム】 その他の依存症について

依存症は、アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症、ゲーム行動症にとどまらず、その種類は多様です。すべての種類の依存症を網羅することは難しいですが、例えば、「特定の行動に対する依存症」には、買い物、インターネット利用、生成AI、性行為、窃盗などへの依存が挙げられます。

いずれも、依存することによって日常生活や健康に問題が生じているにもかかわらず、自らコントロールできない状態に陥っている点が共通しています。

本市では後述するところの健康相談センター等において相談支援を実施していますが、これまでに見られなかったような依存対象に関する相談や、依存症の定義に当てはまらない周辺課題についての相談も増えており、依存症の問題の多様化が進んでいると言えます。

## 【コラム】 オンラインギャンブルの拡大と「ギャンブル等依存症対策基本法」の改正

図表2-21 に掲載した日本中央競馬会(JRA)のデータからも分かるように、公営競技における電話やインターネットを利用した投票が拡大しています。また、オンラインカジノについても近年アクセス数の増加が指摘されており、急速に社会問題となっています。

手元に現金がなくても参加できるオンラインギャンブルは、賭け金や借金の額が従来よりも大きくなりやすい傾向があります。さらに、オンラインカジノの利用は賭博罪に問われる可能性がある違法な行為です。

スマートフォンアプリなどでの課金に慣れている若者の中には、オンラインカジノを含むオンラインギャンブルでお金を賭けることへの心理的ハードルが低い人も多いと考えられており、ギャンブル等依存症の人の増加が懸念されます。また、依存症の問題が家族や周囲から気付かれにくくなる可能性があります。

こうした問題を受けて、違法なオンラインカジノの規制を強化する改正「ギャンブル等依存症対策基本法」が、令和7年7月に公布されました。改正法では、オンラインカジノサイトの開設・運営やSNSなどを通じてカジノサイトへ誘導する行為が禁止されました。また、国及び地方公共団体には、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場での教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じオンラインカジノの違法性について周知徹底することが定められました。

## 【コラム】 オンラインギャンブルに熱中していくプロセスについて

インターネットの普及により、ギャンブルはこれまで以上に私たちの身近な存在となりました。オンラインギャンブルは、そのハードルの低さや依存性の高さ、課金額の大きさなどが問題視されています。

まず、スマートフォンやパソコンから 24 時間いつでもどこでも参加できるため、時間や場所に縛られることはありません。特にコロナ禍においては外出自粛や娯楽施設の営業制限が続いたことにより自宅で過ごす時間が増え、オンラインでギャンブルを始める人が増えました。

また、友人・知人の勧めや広告、SNSなどを通じて興味を持ち、初回登録や入金の手続きが非常に簡単であることから、「試しに少しだけ」と始めるケースも多く見られます。最初は少額の賭けで遊び感覚でも、偶然の勝利や高額の配当を経験すると強い高揚感を味わい、更なる興奮や期待感を求めて「もう一度」と繰り返すようになります。負けが続くと「取り戻したい」という気持ちが強まり、次第に賭け金が増え、気付けば依存状態に陥ってしまうことも少なくありません。近年では高画質なストリーミングや拡張現実(AR)技術が取り入れられ、臨場感のある体験ができるようになったことも、オンラインギャンブルに熱中してしまう要因の一つと考えられます。

実際に、本市が市内の医療機関を対象に、令和7年度に実施した依存症の疑いがある方の受診状況等に関するアンケート調査においても、オンラインギャンブルへの依存が疑われる患者が、特に精神科・心療内科の受診者において近年増加傾向にあるという結果となりました。また、本市が民間支援団体等を対象として実施したヒアリング調査においても、オンラインギャンブルへの依存に関する相談が増加しているとの意見が複数聞かれました。

近年では、公営競技のインターネット投票に加え、オンラインカジノに熱中する人も増加傾向にあります。日本国内において、海外のオンラインカジノサイトを利用して金銭を賭けることは、刑法上の賭博罪に問われる可能性のある違法な行為です。しかし、サイト運営者である海外の事業者の多くが、アクセス制限措置が十分に講じられていない日本を主要なターゲットとしており、日本語に対応したサイトや広告を積極的に展開しています。その結果、違法性を認識しないまま利用してしまうケースも見受けられます。

上記の行為を「やめたくてもやめられない」「コントロールができない」という状態になっている場合は、依存症に対する支援が必要であり、早期に相談・治療することが重要です。本市では、依存症に関する相談窓口や支援体制を整備しています。

## 第2章 本市における依存症に関連する状況と課題

### 1 本市の依存症に関する状況

#### (1) 各依存症に関連する状況

##### ア アルコール依存症に関連する状況

##### (ア) アルコール使用障害が疑われる人の割合

令和4年度に実施された研究結果に基づく推計によると、アルコール使用障害が疑われる人の割合は全体で 5.57%、男女別に見ると男性は 9.17%、女性は 1.97%となっています。

この結果に基づいて、本市におけるアルコール使用障害が疑われる人の人数を推計すると、全体は約 150,000 人、男性は約 125,000 人、女性は約 26,000 人となります。

図表 2-1: アルコール使用障害が疑われる人の割合(推計値)

	アルコール使用障害が疑われる人の割合	本市におけるアルコール使用障害が疑われる人の推計人数
全体	5.57%	約 150,000 人
男性	9.17%	約 125,000 人
女性	1.97%	約 26,000 人

出典: 令和4年度依存症に関する調査研究事業「飲酒実態やアルコール依存に関する意識調査」報告書(松下幸生、遠山朋海、古賀佳樹、新田千枝、柴崎萌未、伊東寛哲、木村充)(2024年)

注: 推計に当たっては、本市「年齢別人口(住民基本台帳による)」(令和5年3月末日)より、20歳以上 75歳以下の人口を用いた

注: アルコール使用障害は、アメリカ精神医学会が定めたDSM-5に基づいて診断される精神疾患であり、本計画におけるアルコール依存症を含む概念である

注: 本計画においては、アルコール使用障害とアルコール依存症を同義で扱う

### (イ) アルコール依存症患者<sup>9</sup>の医療機関受診状況

本市に在住するアルコール依存症患者の、令和5年における医療機関受診状況を見ると、男性が7,320人、女性が2,610人、合計で9,930人となっています。

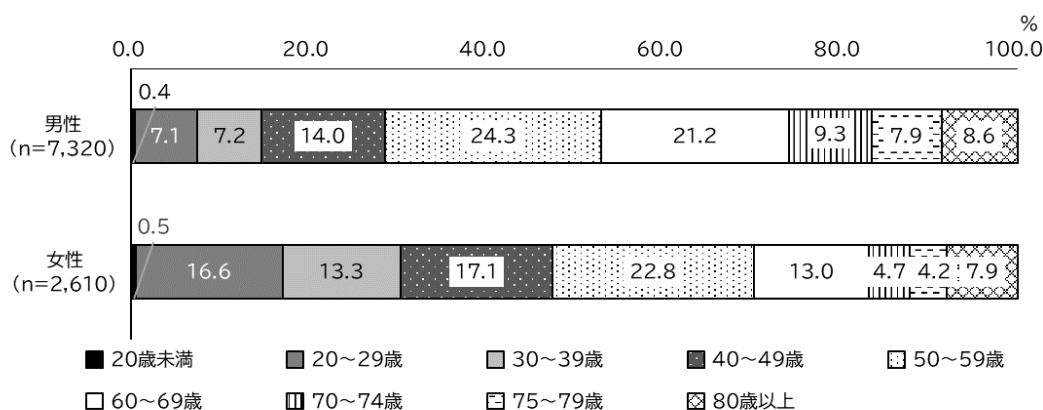
また、年齢別の割合を見ると、男女ともに「50～59歳」が最も高くなっています。

図表 2-2:医療機関を受診した市内在住のアルコール依存症患者数

合計	9,930人
男性	7,320人
女性	2,610人

出典:YoMDB<sup>10</sup>及び社会保険診療報酬支払基金の医療レセプトデータより横浜市作成(令和5年)

図表 2-3:医療機関を受診した市内在住のアルコール依存症患者の年齢別割合



出典:YoMDB及び社会保険診療報酬支払基金の医療レセプトデータより横浜市作成(令和5年)

9 横浜市在住で保険診療(医療扶助を含む)により医療を受けた結果、アルコール依存に関連する病名、医療診療行為又は薬剤処方が記録された人を抽出。

10 正式名称を「Yokohama Original Medical Data Base」と言い、本市が保有する医療・介護・保健データを、政策の立案・評価を目的として活用するためにデータベース化したもの。

## 【コラム】 依存症における男女の違いについて

依存症は、様々な点で男女において違いがあります。本計画に掲載した調査の結果を見ると、アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症などの患者数は、男性に比べて女性の方が少ない傾向があります。

アルコールを例にすると、女性は、一般的に、男性と比較して体内の水分量が少なく、分解できるアルコール量も男性に比べて少ないことや、エストロゲン(女性ホルモンの一種)等の働きにより、アルコールの影響を受けやすいことが知られています。このため、女性は、男性に比べて少ない量かつ短い期間での飲酒でアルコール性肝障害になる場合があるなど、アルコールによる身体への影響が大きく現れる可能性もあります。

薬物依存では、女性は、男性と比べて違法薬物による依存症は少なく、最近では特に子どもや若者の世代で市販薬による過剰摂取や依存症が問題となっています。

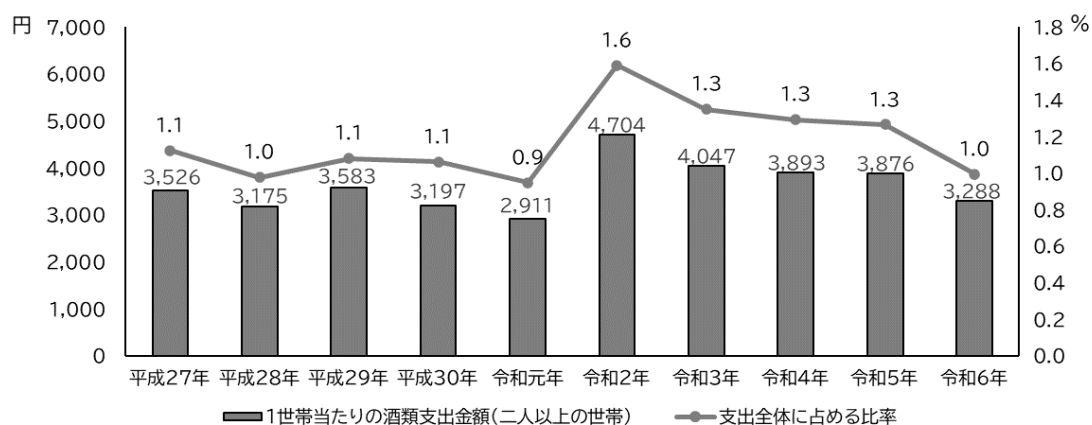
また、本市が民間支援団体等に対して実施したヒアリング調査によると、依存症となる背景や回復プロセスも、男性と女性とで異なる場合があることが指摘されていました。例えば、女性の場合は、幼少期の虐待やネグレクト等の逆境体験に対する自己治療として依存症となっていることが多いことや、そもそも「自分は生きていてはいけない存在」だと思いうほど自尊心が乏しく、人の面倒を見ることでようやく自分の存在価値を見出す傾向があることなどが指摘されていました。さらに、回復のプロセスにおいても、女性に適したプログラムの工夫が必要になることなどの意見も聞かれました。

このことから、依存症の普及啓発や支援においても、このような男女の違いを意識する必要があります。

### (ウ) 飲酒を取り巻く状況

本市の1世帯当たりの、1か月の家庭内での酒類消費金額(年平均額)の推移を見ると、平成27年以降、3,000～3,500円程度で推移していましたが、令和2年は4,704円と急増し、消費支出全体に占める酒類支出の割合も1.6%まで高まりました<sup>11</sup>。令和3年以降は金額、割合ともに緩やかに減少し、令和6年時点では、酒類消費金額(年平均額)は3,288円、消費支出全体に占める酒類支出の割合は1.0%となっています。

図表 2-4:1世帯当たりの、1か月の家庭内での酒類消費金額の推移  
(2人以上の世帯、横浜市)

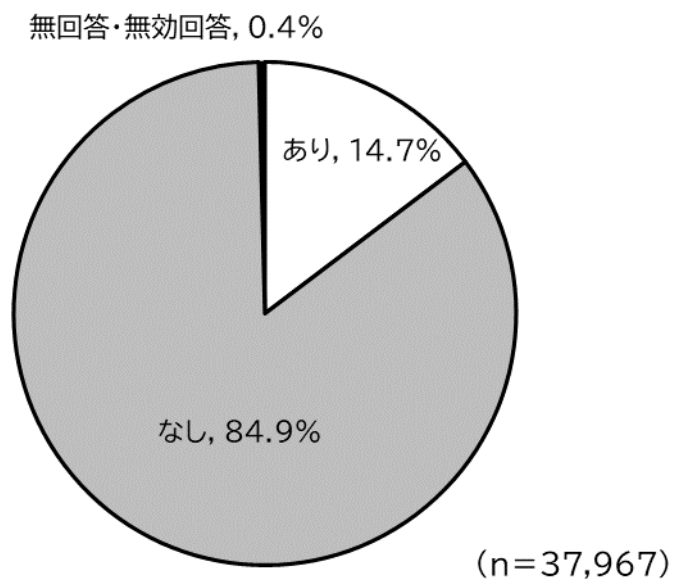


出典:総務省統計局「家計調査」(<https://www.stat.go.jp/data/kakei/>)を加工して作成  
注:家庭内で消費された酒類に限られており、飲食店等での酒類消費は含まれていない

11 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、外出時の酒類消費が減少し、相対的に家庭内での酒類消費が増加したことが背景にあると推察される。

また、令和6年度に全国の中学生に対して実施された調査によると、14.7%が、生涯飲酒経験について「あり」と回答しています。

図表 2-5:中学生の生涯飲酒経験の割合



出典:国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター「飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査」(令和6年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業)分担研究報告書)(分担研究者:嶋根卓也、調査協力者:水野聡美、猪浦智史、邱冬梅、北垣邦彦、小出彰宏、富永孝治、竹原健二)(令和7年)

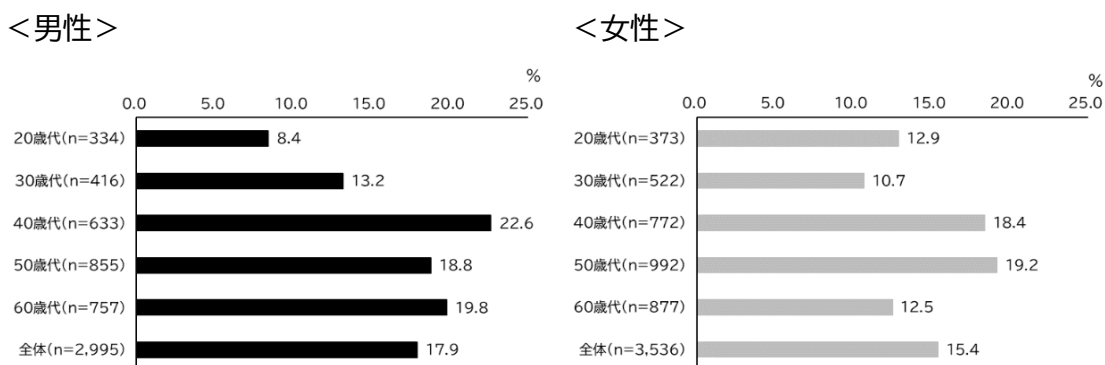
## (I) 生活習慣病のリスクを高める量の飲酒に関する状況

厚生労働省「健康日本 21(第三次)」では、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者を判断する指標として、男性の場合1日当たり 40g<sup>12</sup>以上、女性の場合1日当たり 20g<sup>13</sup>以上の純アルコール量を摂取した者という基準が使用されています。

本市が実施した「令和5年度 健康に関する市民意識調査」の結果を見ると、回答者のうち男性は17.9%、女性は15.4%が「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者」に該当していました。また、「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者」の割合を年齢別に見ると、男性は40歳代が、女性は50歳代が最も高くなっています。

なお、国の「国民健康・栄養調査」によれば、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合は、令和5年は男性14.1%、女性9.5%となっており、本市の水準は全国よりやや高くなっています。また、令和元年から令和5年にかけて、生活習慣病のリスクを高める飲酒をしている女性の割合が、0.4%ポイント上昇しています<sup>14</sup>。

図表 2-6:生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合(横浜市)



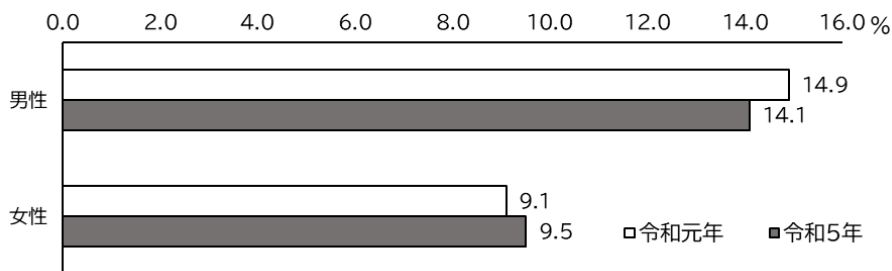
出典:横浜市「令和5年度 健康に関する市民意識調査」(令和6年)

12 ビールロング缶2本(1リットル)に含まれるアルコール量に相当する。

13 ビールロング缶1本(500ミリリットル)に含まれるアルコール量に相当する。

14 令和元年調査と令和5年調査で、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合を算出する設問の選択肢の文言に変更が発生している点に留意が必要。

図表 2-7:生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合(全国)



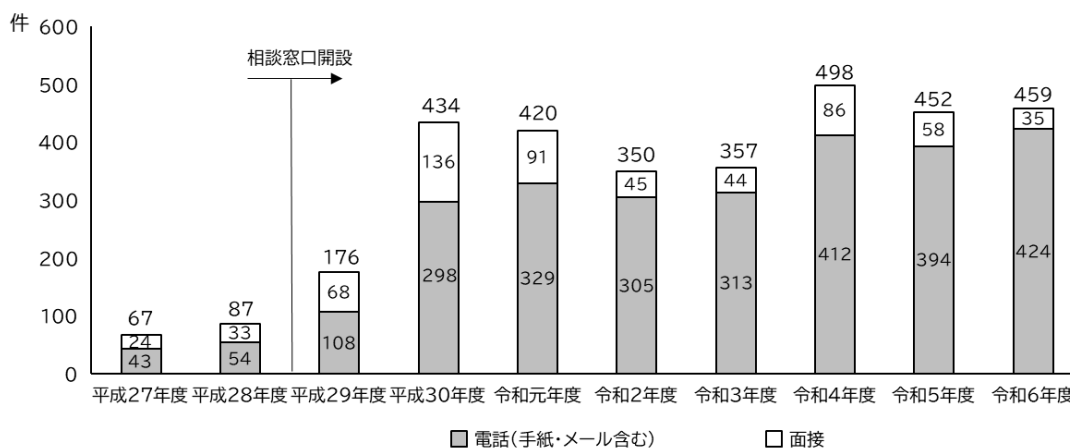
出典:厚生労働省「令和元年 国民健康・栄養調査」(令和2年)

厚生労働省「令和5年 国民健康・栄養調査」(令和7年)

### (オ) アルコールに関する相談状況

本市におけるアルコールに関する相談状況を見ると、こころの健康相談センターでは、平成 29 年5月より依存症相談窓口(依存症専門相談)を開設し、平成 30 年度から令和元年度は年間のべ 400 件超のアルコールに関する相談を受け付けています。令和2年度から令和3年度は相談のべ件数が 350 件程度に減少しましたが、令和4年度以降は 450 件から 500 件程度で推移しています。

図表 2-8:こころの健康相談センターにおけるアルコールに関する相談のべ件数



出典:本市資料

## イ 薬物依存症に関連する状況

### (ア)生涯で一度でも薬物を使用した人の割合

令和5年度に実施された国立精神・神経医療研究センターの「薬物使用に関する全国住民調査」の結果によると、生涯で一度でも薬物(有機溶剤、大麻、覚醒剤、MDMA、コカイン、ヘロイン、危険ドラッグ、LSDのうちいずれかの薬物)の使用を経験した人の割合は、全体で 3.4%、男女別に見ると男性 4.0%、女性 2.8% となっています。

この結果に基づいて、本市における生涯で一度でも薬物を使用した人を推計すると、全体は約 81,000 人、男性は約 49,000 人、女性は約 33,000 人となります。

図表 2-9:薬物使用者の割合(推計値)

	生涯で一度でも薬物を使用した人の割合	本市における生涯で一度でも薬物を使用した人の推計数
全体	3.4%	約 81,000 人
男性	4.0%	約 49,000 人
女性	2.8%	約 33,000 人

出典:国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター「薬物使用に関する全国住民調査(2023年)」(令和5年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業)分担研究報告書)(分担研究者:嶋根卓也、研究協力者:水野聡美、猪浦智史、邱冬梅)(令和6年)

注:推計に当たっては、「住民基本台帳・年齢階級別人口」(令和5年9月30日)より、本市15歳以上65歳未満の人口を用いた

(イ) 薬物依存症患者<sup>15</sup>の医療機関受診状況

本市に在住する薬物依存症患者の、令和5年における医療機関受診状況を見ると、男性が770人、女性が508人、合計で1,278人となっています。

また、年齢別の割合を見ると、男性は「50～59歳」が、女性は「40～49歳」の割合が高くなっています。

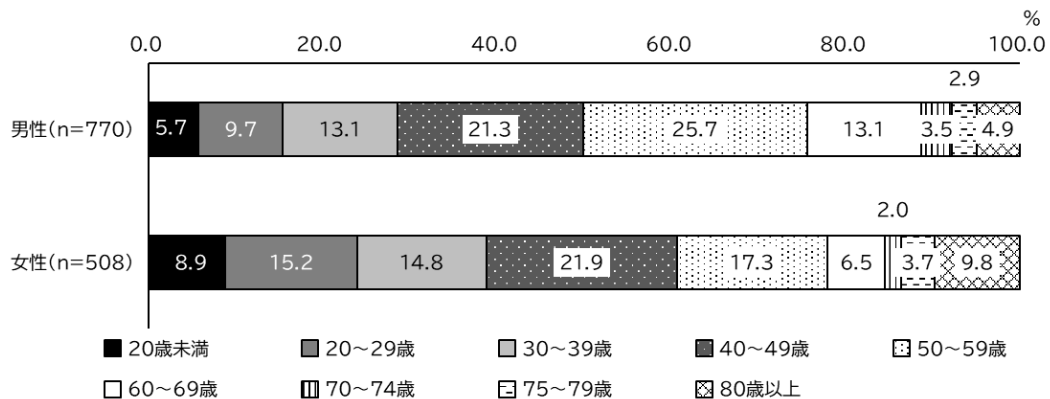
図表 2-10:医療機関を受診した市内在住の薬物依存症患者数

合計	1,278人
男性	770人
女性	508人

出典:YoMDB及び社会保険診療報酬支払基金の医療レセプトデータより横浜市作成(令和5年)

注:なお、情報秘匿の観点から、社会保険診療報酬支払基金の一部データが取得できないため、男性については実際の人数とは最大10人程度の差が存在する

図表 2-11:医療機関を受診した市内在住の薬物依存症患者の年齢別割合



出典:YoMDB及び社会保険診療報酬支払基金の医療レセプトデータより横浜市作成(令和5年)

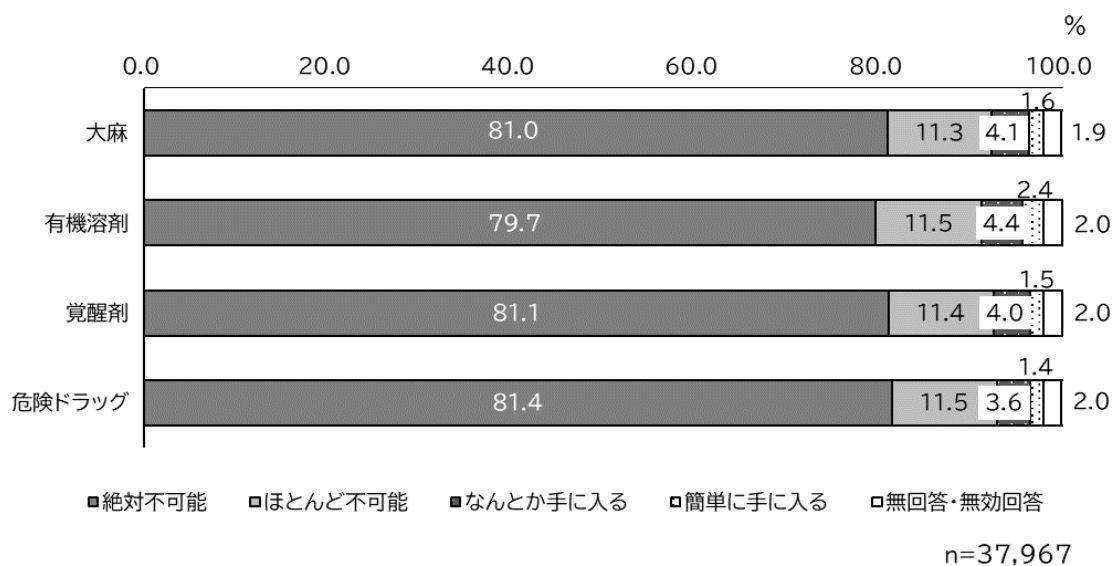
注:なお、情報秘匿の観点から、社会保険診療報酬支払基金の一部データが取得できないため、特に男性についてのみ、n値は実際の人数とは最大10人程度の差が存在し、年齢別割合の分布も若干のずれが存在する

15 横浜市在住で保険診療(医療扶助を含む)により医療を受けた結果、薬物依存に関連する病名又は医療診療行為が記録された人を抽出。

### (ウ) 薬物を取り巻く状況

令和6年度に全国の中学生に対して実施した調査によると、大麻や覚醒剤などの薬物を手に入れようとした場合、約5.0%~7.0%が手に入る(「なんとか手に入る」「簡単に手に入る」の合計)と回答しています。

図表 2-12:中学生の薬物の入手可能性に対する考え方の割合

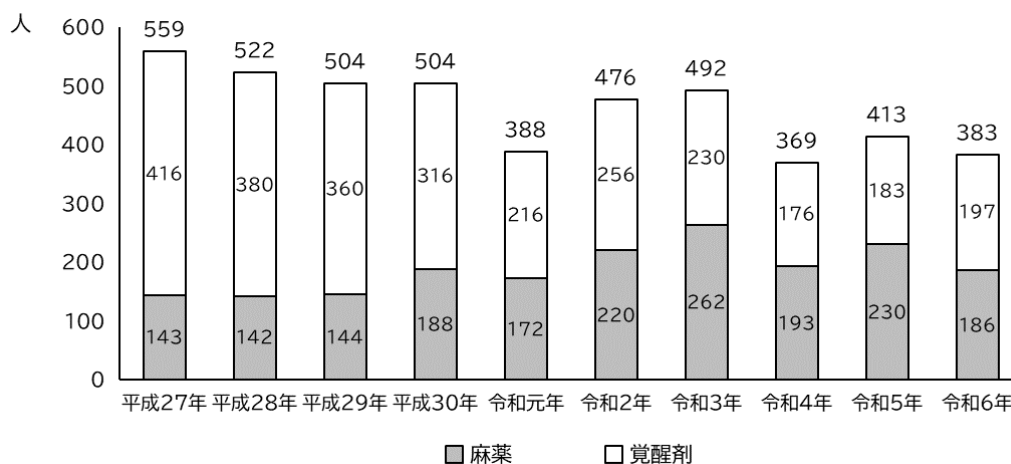


出典:国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター「飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査」(令和6年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業)分担研究報告書)(分担研究者:嶋根卓也、研究協力者:水野聡美、猪浦智史、邱冬梅、北垣邦彦、小出彰宏、富永孝治、竹原健二)(令和7年)

## (I) 薬物乱用の状況

本市における麻薬・覚醒剤使用による検挙者数を見ると、平成27年以降減少傾向にあり、令和6年は383人となっています。

図表 2-13:麻薬・覚醒剤使用による検挙者数



出典:横浜市「横浜市統計書」

「全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査」によると、乱用の対象となっている薬物の種類・内容は、覚醒剤が 54.7%と最も多くなっています。また、睡眠薬・抗不安薬などの処方薬や市販薬についても、一定の割合で乱用の対象となっています。

図表 2-14: 各種薬物の生涯使用経験(複数選択)(n=2,702)

生涯使用経験のある薬物	度数	割合
覚せい剤	1,477	54.7%
揮発性溶剤	669	24.8%
大麻	739	27.4%
コカイン	223	8.3%
ヘロイン	52	1.9%
MDMA	249	9.2%
MDMA以外の幻覚剤	223	8.3%
危険ドラッグ類	280	10.4%
睡眠薬・抗不安薬	898	33.2%
鎮痛薬(処方非オピオイド系)	95	3.5%
鎮痛薬(処方オピオイド系:弱オピオイド含む)	60	2.2%
市販薬	631	23.4%
ADHD治療薬	41	1.5%
その他	54	2.0%

出典: 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター「全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査」(令和6年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業)分担研究報告書)(研究分担者: 松本俊彦、研究協力者: 宇佐美貴士、沖田恭治、西村晃萌、山本泰輔、谷淵由布子、大宮宗一郎)(令和7年)

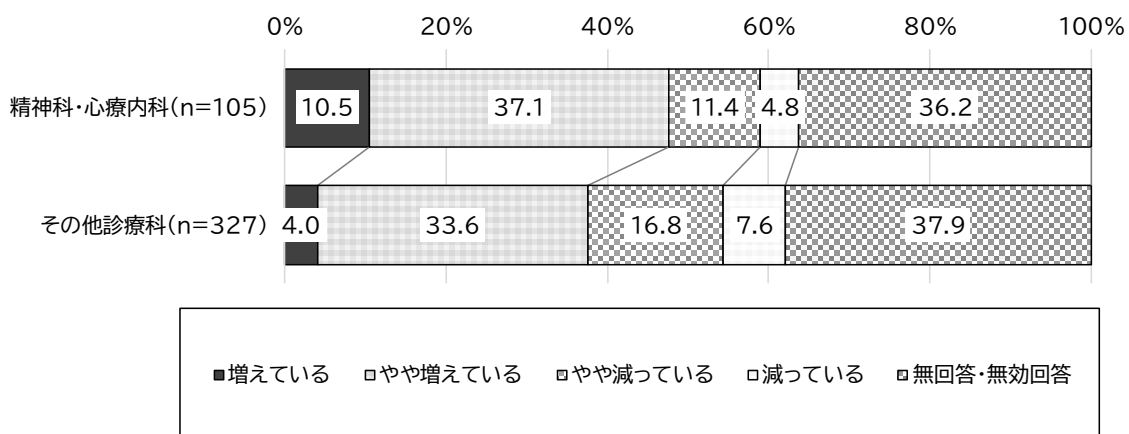
注: 表中の値は、令和6年9月1日から 10 月 31 日までの2か月間に調査対象施設において、入院あるいは外来で診察を受けた「アルコール以外の精神作用物質使用による薬物関連精神疾患患者」による生涯使用経験である

注: 処方薬・医薬品については、治療目的以外の不適切な使用(乱用)が対象

(オ) 市販薬や処方薬への依存が疑われる人の状況

直近2～3年における、市販薬や処方薬への依存が疑われる患者の受診状況について、増えている(「増えている」「やや増えている」の合計)と回答した割合は、精神科・心療内科では47.6%、その他診療科では37.6%となっています。

図表 2-15:直近 2～3 年における、市販薬や処方薬への依存が疑われる患者の受診状況

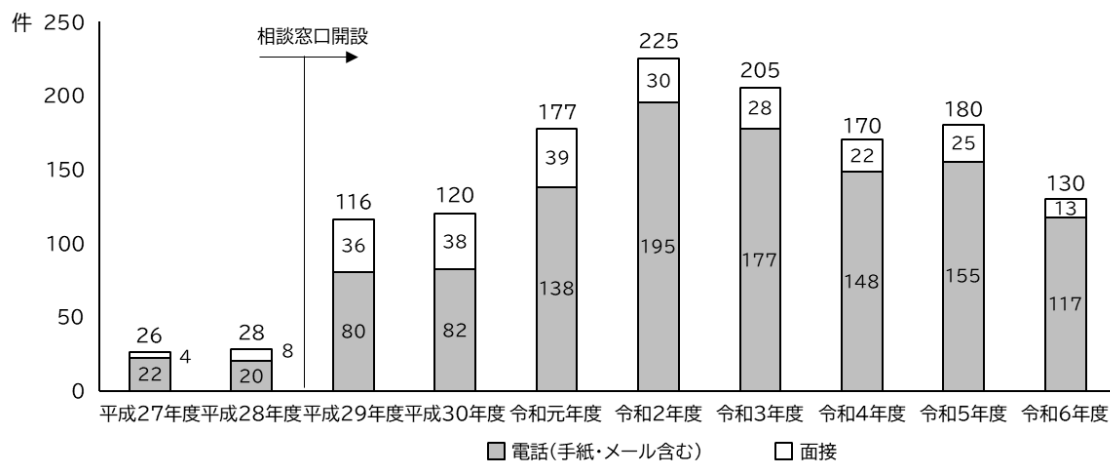


出典:横浜市「依存症の疑いがある方の受診状況等に関するアンケート調査結果報告書(令和7年)」(令和8年)

### (カ) 薬物に関する相談状況

本市における薬物に関する相談状況を見ると、こころの健康相談センターでは、平成29年5月より依存症相談窓口(依存症専門相談)を開設し、平成29年度以降、年間のべ100件以上の薬物に関する相談を受け付けています。令和2年度をピークに、相談のべ件数は減少傾向にあります。

図表 2-16:こころの健康相談センターにおける薬物に関する相談のべ件数



出典:本市資料

## 【コラム】市販薬・処方薬の乱用について

図表2-14によると、生涯使用経験のある薬物として、市販薬や処方薬(睡眠薬・抗不安薬、鎮痛薬(処方非オピオイド系)、鎮痛薬(処方オピオイド系:弱オピオイド含む)及びADHD治療薬)の乱用についても、市販薬が23.4%、処方薬が40.4%と、一定の割合を占めています。このため、依存症の対策としては、市販薬や処方薬の乱用も含めて考えることが必要です。

また、同調査では、「1年以内に使用あり」症例における市販薬(乱用)使用者のうち、10代と20代が66.7%を占めていることから、市販薬の乱用は、特に若い世代への対応が必要であると言えます。本市が、市内の医療機関を対象に、令和7年度に実施した依存症の疑いがある方の受診状況等に関するアンケート調査においても、市販薬や処方薬への依存が疑われる患者が近年増加傾向にあるという結果となりました。本市が回復支援施設を対象として実施したヒアリング調査においても、市販薬・処方薬の乱用に関する相談が増えている印象があるとの意見が聞かれました。

このような中、令和7年5月に公布された、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」により、医薬品の適正な提供のため、薬剤師等による遠隔での管理の下で、薬剤師等が常駐しない店舗における一般用医薬品の販売が可能となりました。他方、「濫用のおそれのある医薬品」の販売について、販売方法を見直し、若年者に対しては適正量に限って販売することとされました。

市販薬や処方薬の乱用は、薬物依存につながるおそれがあります。このため、10代のうちから薬物依存に関する正しい理解を得ることが必要となります。

## ウ ギャンブル等依存症に関連する状況

### (ア) ギャンブル等依存症が疑われる人の割合

令和5年度に実施された「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」の結果によると、過去1年以内にギャンブル等依存症が疑われる人の割合の推計値は、全体は 1.7%、男女別に見ると男性は 2.8%、女性は 0.5%となっています。

この結果に基づいて、本市における過去1年以内にギャンブル等依存症が疑われる人の数を推計すると、全体は約 46,000 人、男性は 38,000 人、女性は約 7,000 人となります。

なお、本調査において、ギャンブル等依存症が疑われる人が最もよくお金を使ったギャンブル等として、「パチンコ」との回答が最も多くなっています。

図表 2-17:ギャンブル等依存症が疑われる人の割合(推計値)

	過去1年以内にギャンブル等 依存症が疑われる人の割合	本市におけるギャンブル等 依存症が疑われる人の推計人数
全体	1.7%	約 46,000 人
男性	2.8%	約 38,000 人
女性	0.5%	約 7,000 人

出典: 令和5年度依存症に関する調査研究事業「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」(松下幸生、古賀佳樹、新田千枝、浦山悠子、柴山笑凜、遠山朋海、伊東寛哲、木村充)(2024 年)

注: 推計に当たっては、本市「年齢別人口(住民基本台帳による)」(令和5年9月 30 日)より、18 歳以上 75 歳未満の人口を用いた

注: ここでの「ギャンブル等」とは、パチンコ・パチスロ、競馬、競輪、競艇、オートレース、宝くじ、スポーツ振興くじ、証券の信用取引、先物取引市場への投資、FX、海外のカジノが含まれている

(イ) ギャンブル等依存症・ゲーム行動症・インターネット障害患者<sup>16</sup>の医療機関受診状況

本市に在住するギャンブル等依存症・ゲーム行動症・インターネット障害患者の、令和5年における医療機関受診状況を見ると、男性で423人となっています。また、年齢別割合を見ると、「30～39歳」が最も高くなっています。

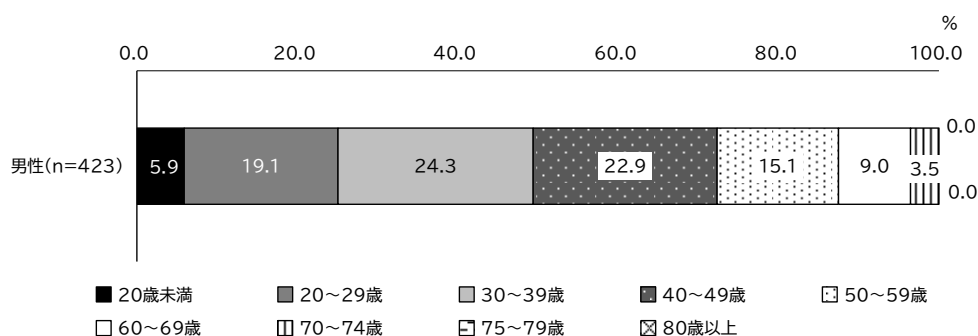
図表 2-18:医療機関を受診した市内在住のギャンブル等依存症・ゲーム行動症・インターネット障害患者数

男性	423人
女性	—

出典:YoMDB及び社会保険診療報酬支払基金の医療レセプトデータより横浜市作成(令和5年)

注:なお、情報秘匿の観点から、YoMDB及び社会保険診療報酬支払基金の医療レセプトデータにおいて、対象者が少数の場合には、個人が特定されるおそれがある公表はできないため、女性については「—」とした

図表 2-19:医療機関を受診した市内在住のギャンブル等依存症・ゲーム行動症・インターネット障害患者の年齢別割合



出典:YoMDB及び社会保険診療報酬支払基金の医療レセプトデータより横浜市作成(令和5年)

注:なお、基金データについては情報秘匿の観点から一部データが取得できないため、特に女性についてのみ年齢別割合を算出できない

16 横浜市在住で保険診療(医療扶助を含む)により医療を受けた結果、ギャンブル等依存症・ゲーム行動症・インターネット障害に関連する病名又は医療診療行為が記録された人を抽出。

### (ウ) ギャンブル等を取り巻く状況

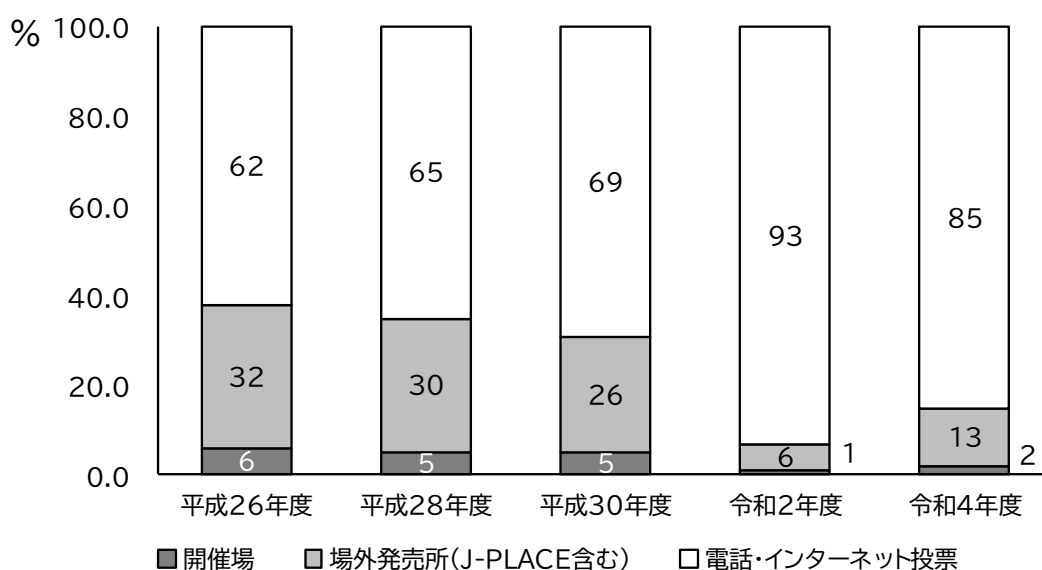
本市における公営競技場等の状況は以下のとおりです。

図表 2-20:本市における公営競技場等の状況(令和7年5月末現在)

種類	店舗数・施設数	出典
中央競馬	0場(※場外3場)	日本中央競馬会ウェブサイト
地方競馬	0場(※場外1場)	地方競馬全国協会ウェブサイト
競輪	0場(※場外1場)	公益財団法人JKAウェブサイト
競艇	0場(※場外1場)	日本モーターボート競走会ウェブサイト
オートレース	0場(※場外1場)	公益財団法人JKAウェブサイト

中央競馬の売得金額に対する馬券購入方法の割合を見ると、「電話・インターネット投票」の割合が増加傾向にあります。令和4年度では、全体の85%が「電話・インターネット投票」となっています。

図表 2-21:中央競馬の売得金額に対する馬券購入方法の割合

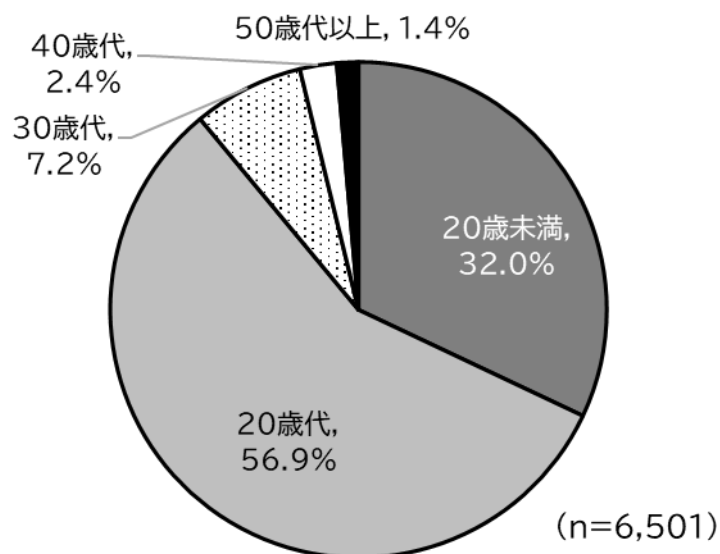


出典:日本中央競馬会「中央競馬のあらまし」から一部抜粋(令和5年)

## (I) ギャンブル等の実施に関する状況

令和5年度に実施された一般住民を対象とした「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」の結果によると、ギャンブル等をしたことがあると回答した人が初めてギャンブル等をした年齢は、20歳未満が32.0%、20歳代が56.9%となっており、回答者の約9割が20歳代までにギャンブルを始めています。

図表 2-22:初めてギャンブル等をした年齢



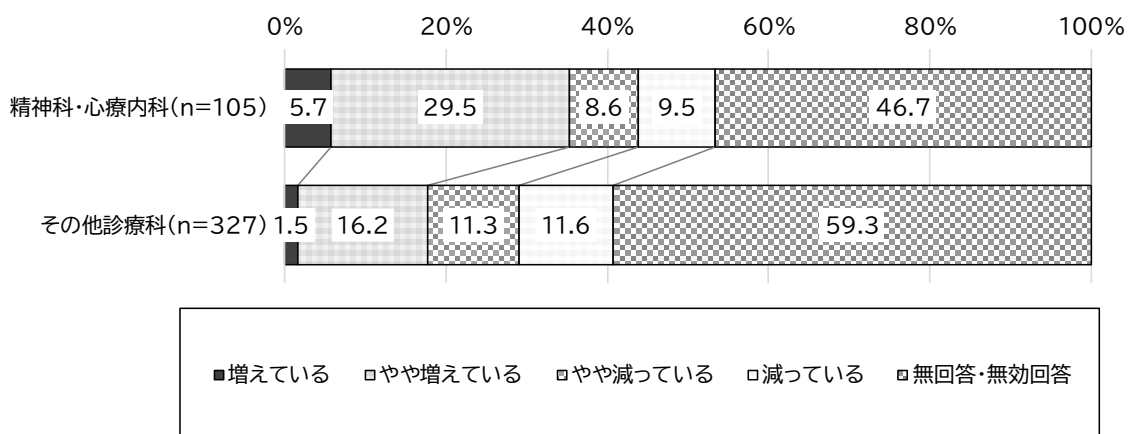
出典:令和5年度依存症に関する調査研究事業「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」(松下幸生、古賀佳樹、新田千枝、浦山悠子、柴山笑凜、遠山朋海、伊東寛哲、木村充)(2024年)

注:ギャンブルを生涯において経験したことがあると回答した方を対象とした設問

### (オ) オンラインギャンブルへの依存が疑われる人の状況

直近2～3年における、オンラインギャンブルへの依存が疑われる患者の受診状況について、増えている(「増えている」「やや増えている」の合計)と回答した割合は、精神科・心療内科では35.2%、その他診療科では17.7%となっています。

図表 2-23:直近 2～3 年における、オンラインギャンブルへの  
依存が疑われる患者の受診状況

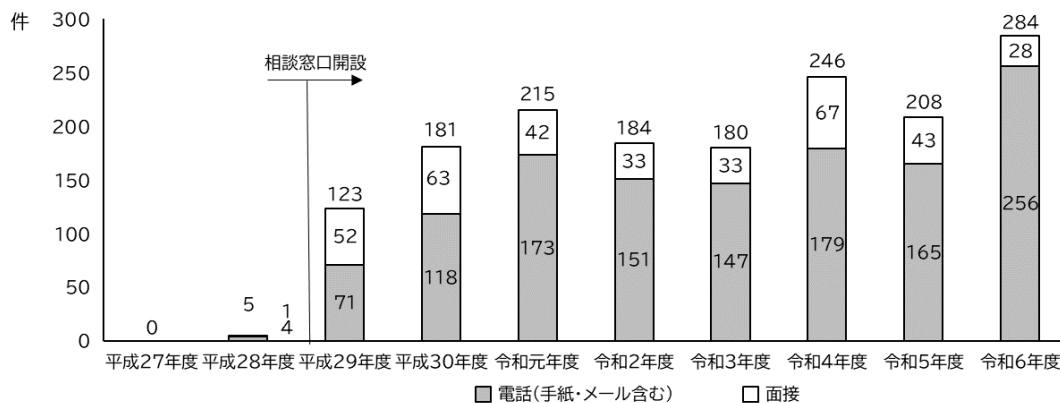


出典:横浜市「依存症の疑いがある方の受診状況等に関するアンケート調査結果報告書(令和7年)」(令和8年)

### (カ) ギャンブル等に関する相談状況

本市におけるギャンブル等に関する相談状況を見ると、こころの健康相談センターでは、平成 29 年5月より依存症相談窓口(依存症専門相談)を開設し、平成 29 年度以降、相談件数は増加傾向にあります。令和6年度は 284 件の相談がありました。

図表 2-24:こころの健康相談センターにおけるギャンブル等に関する相談のべ件数



出典:本市資料

## エ ゲーム行動症・その他の依存症に関連する状況

### (ア) 青少年のインターネット上の経験

全国の青少年を対象とした調査によると、「インターネットにのめりこんで勉強に集中できなかつたり、睡眠不足になつたりしたことがある」「ゲームやアプリで、お金を使いすぎたことがある」と回答した割合が増加しており、令和6年度ではそれぞれ 24.6%、4.3%となっています。

図表 2-25: インターネット上の経験(複数回答)



出典: 子ども家庭庁「令和6年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書」(令和7年)から一部抜粋

注: 本調査の青少年とは令和6年11月1日現在で、満10歳から満17歳の者を指す

## 【コラム】 ゲーム行動症について

近年、スマートフォンやゲーム機を使用したデジタルゲームが普及していますが、ゲームには依存性があることが分かっています。依存まで至らなくても、長時間の使用により、日常生活に支障をきたしている場合も多くあります。このような事態を受け、WHOは疾病及び関連保健問題の国際統計分類(第11回改訂版)(ICD-11)にゲーム行動症を新たに分類項目として明記しました。この中ではゲーム行動症について以下のとおり説明されています。

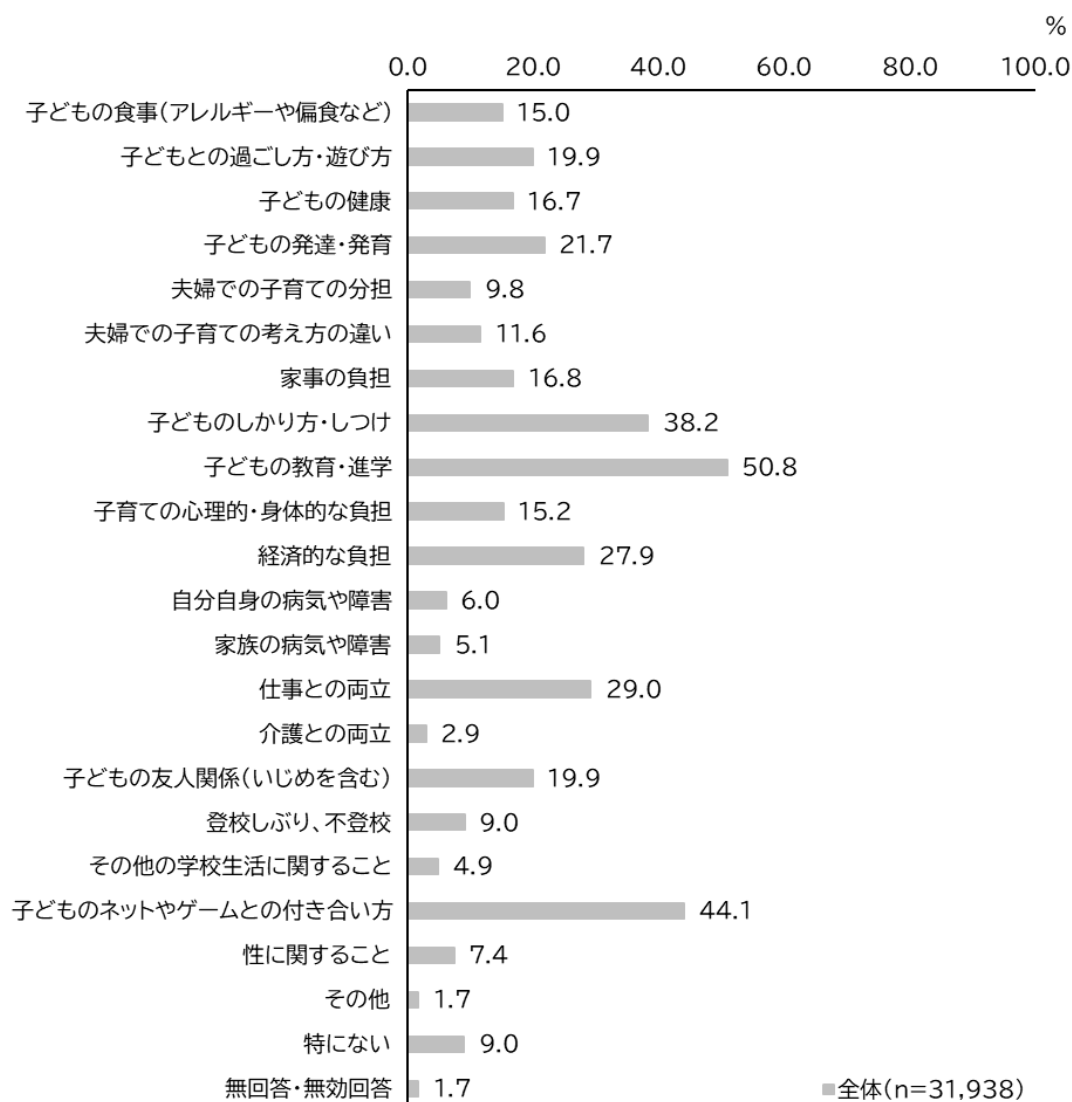
- ① ゲームのコントロール障害
- ② ゲームが日常生活で最優先
- ③ ゲームにより問題が起きているがゲームを継続
- ④ ゲームにより、本人や家族、社会生活、学業や職業等に著しい障害を引き起こしていること

上記4項目をすべて満たし、ゲーム行動パターンは持続的かつ反復的で、ゲーム行動及び他の症状が12か月続いた場合に診断するとされています(重症な場合にはこれより短くとも診断可能)。

### (イ) 小学生保護者の子育てをしていて感じている困りごと

本市における小学生の保護者を対象とした調査によると、子育てをしていて感じている困りごとについて、「子どものネットやゲームとの付き合い方」と回答した割合は44.1%となっています。

図表 2-26:子育てをしていて感じている困りごと(複数回答)

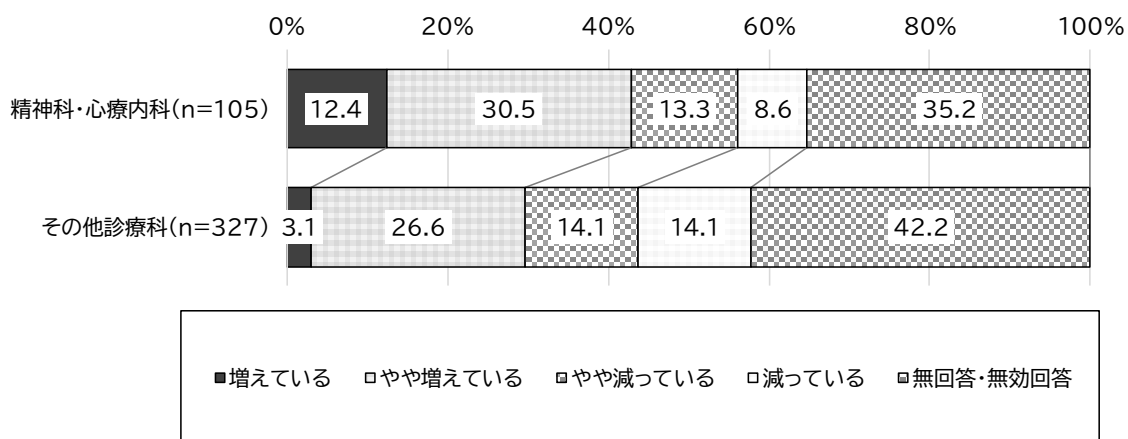


出典:横浜市「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査結果報告書(令和5年)」「(令和6年)」

### (ウ) 依存症が疑われる若年層の状況

直近2～3年における、10代後半から20代の若年層で依存症が疑われる患者の受診状況について、増えている(「増えている」「やや増えている」の合計)と回答した割合は、精神科・心療内科では42.9%、その他診療科では29.7%となっています。

図表 2-27:直近 2～3 年における、10 代後半から 20 代の若年層で  
依存症が疑われる患者の受診状況

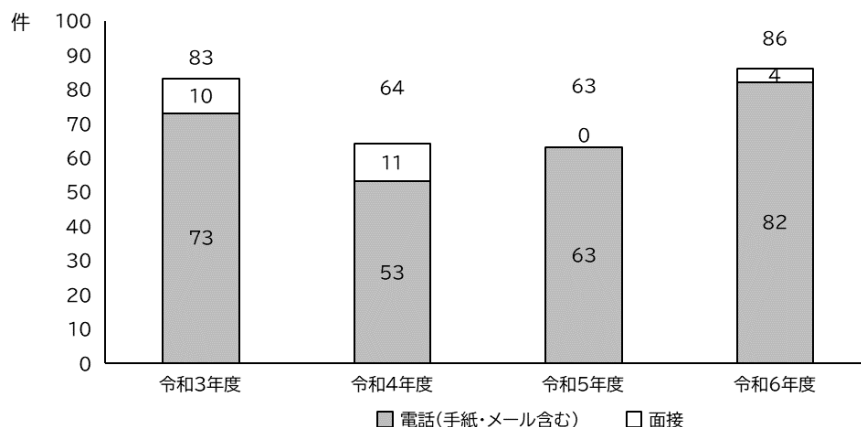


出典:横浜市「依存症の疑いがある方の受診状況等に関するアンケート調査結果報告書(令和7年)」(令和8年)

### (I) ゲーム行動症に関する相談状況

本市におけるゲーム行動症に関する相談状況を見ると、こころの健康相談センターでは、相談件数は60件から90件程度で推移しています。令和6年度において年間のべ86件のゲーム行動症に関する相談を受け付けています。

図表 2-28:こころの健康相談センターにおけるゲーム行動症に関する相談のべ件数

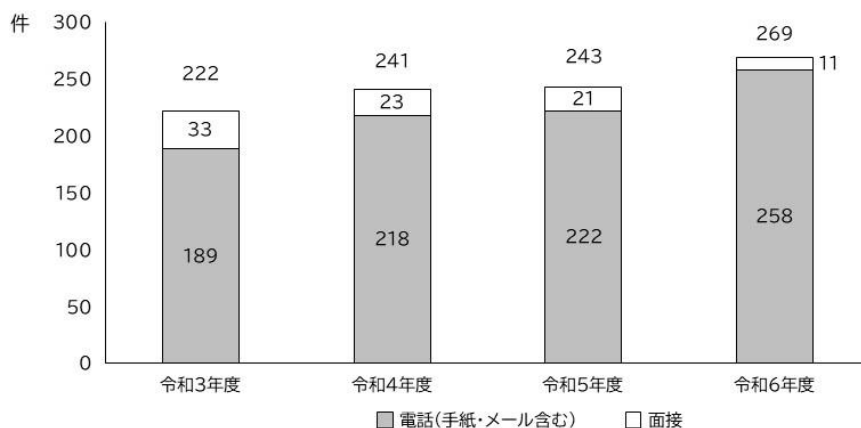


出典:本市資料

### (オ) その他の依存症に関する相談状況

本市におけるその他の依存症に関する相談状況を見ると、こころの健康相談センターでは、相談件数は増加傾向にあり、令和6年度において年間のべ269件のその他の依存症に関する相談を受け付けています。

図表 2-29:こころの健康相談センターにおけるその他の依存症に関する相談のべ件数



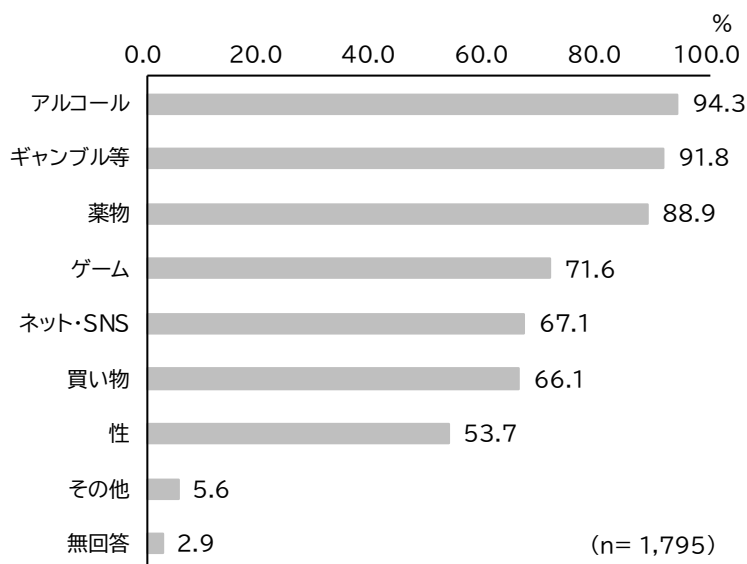
出典:本市資料

## (2) 市民の認知度

本市が令和6年度に実施した「依存症に関する市民意識調査」<sup>17</sup>の結果によれば、回答者の9割程度が、アルコール依存症・ギャンブル等依存症・薬物依存症について「知っている」と回答している一方、ゲームやネット・SNS、買い物依存は約7割、性依存は約5割にとどまっています。

また、「多くの人は、依存症の人のことを自業自得だと思う」の質問については「そう思う」又は「ややそう思う」と回答した方が 51.6%、「多くの人は、依存症の人のことを意志が弱いと思う」の質問については 68.2%が「そう思う」又は「ややそう思う」と回答しています。

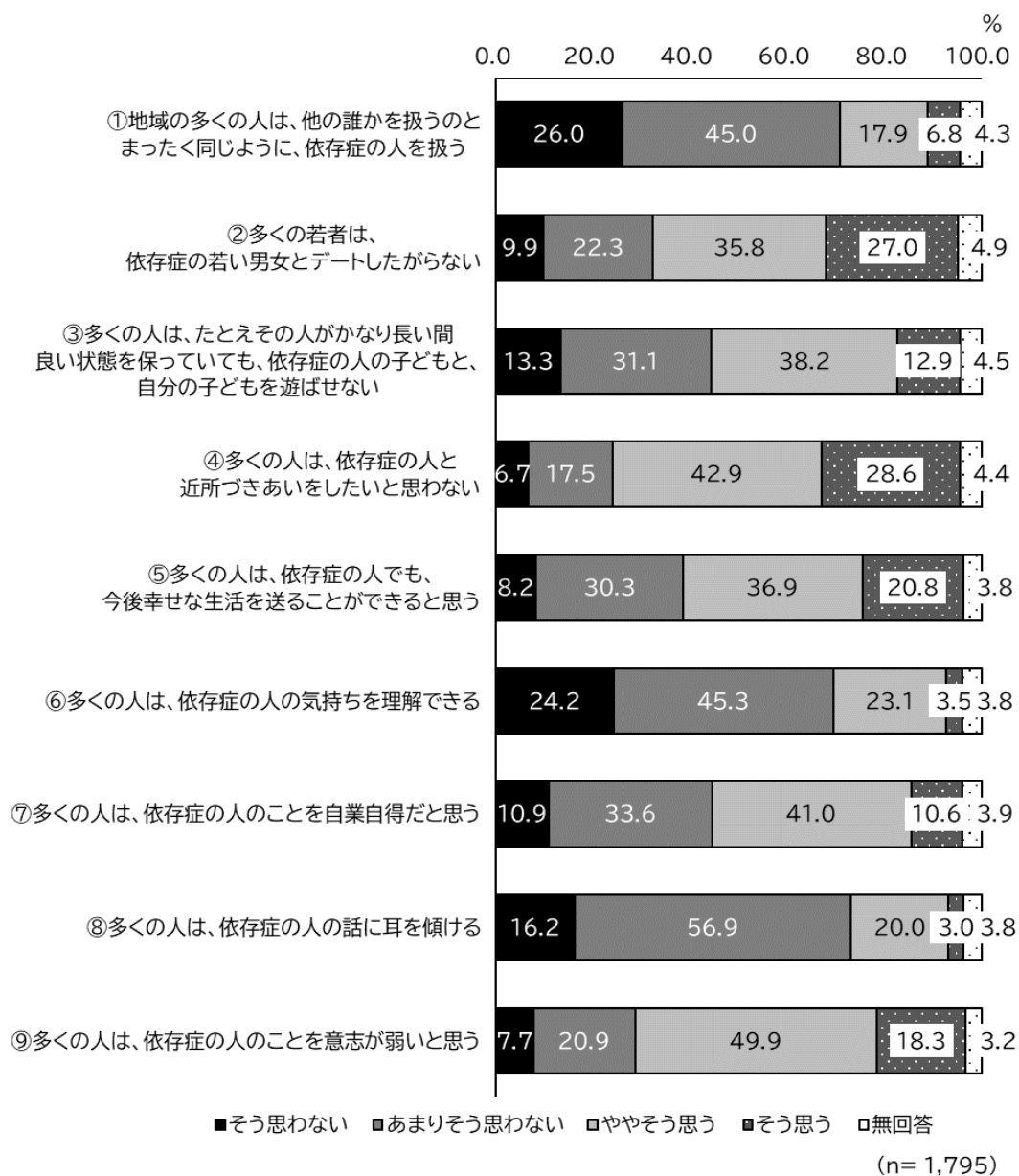
図表 2-30:知っている依存症(複数回答)



出典:横浜市「令和6年度依存症に関する市民意識調査結果報告書」(令和7年)

17 「依存症に関する市民意識調査」調査数:5,000人、回答:1,795人(回答率:35.9%)、期間:令和6年9月7日~10月6日、方法:市内在住の16歳以上の方(完全無作為)を対象にインターネット及び郵送による回答形式により実施。

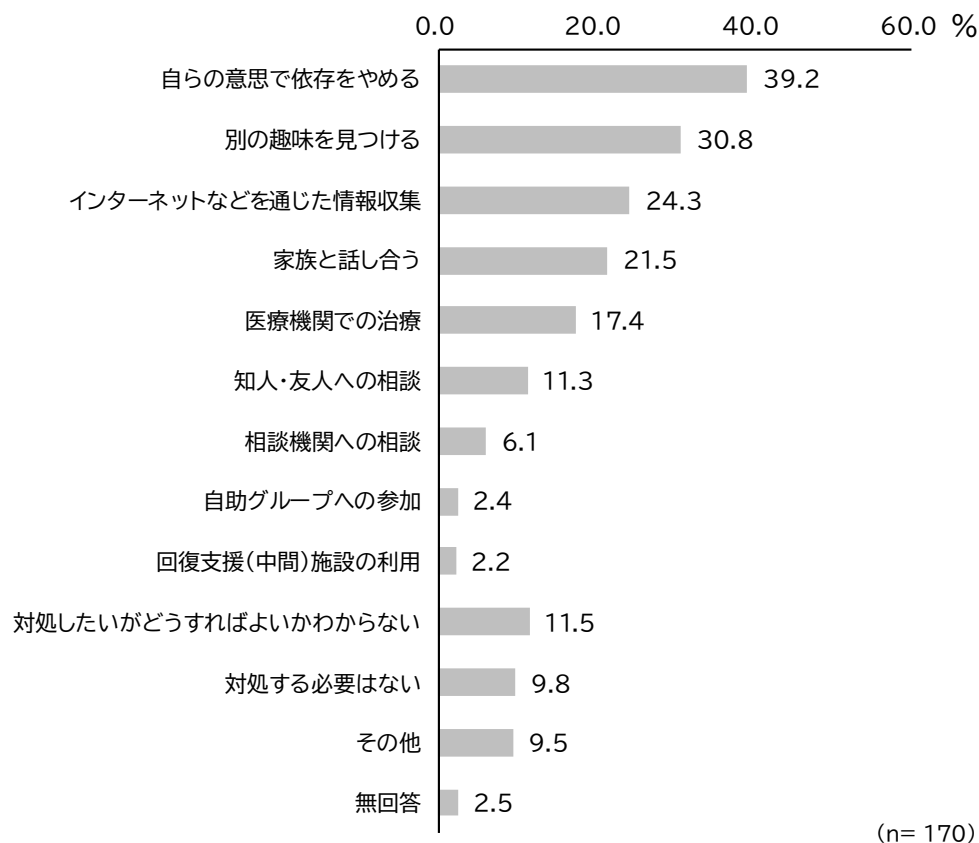
図表 2-31: 依存症に対する認識



出典:横浜市「令和6年度依存症に関する市民意識調査結果報告書」(令和7年)

診断の有無は問わず依存症の問題で悩んでいたことがあると回答した方のうち、依存症の問題に「対処したいがどうすればよいかわからない」と回答した割合は、11.5%となっています。

図表 2-32: 依存症の問題に対処するためにあなたがしている(した)こと(複数回答)



出典:横浜市「令和6年度依存症に関する市民意識調査結果報告書」(令和7年)

## 2 本市及び関係機関、民間支援団体等における依存症対策の状況

### (1) 本市実施体制

#### ア こころの健康相談センター(依存症相談拠点)

本市はこころの健康相談センター(精神保健福祉センター)を、実施要綱に基づく依存症相談拠点として位置付けています。

同センターでは、依存症の本人や家族等が必要な支援につながる包括的な支援に向けて、依存症相談窓口を開設して個別相談を実施するほか、回復プログラムや家族教室、依存症に関する普及啓発や研修等の事業を展開しています。また、依存症に関する支援者の育成や身近な支援者を含む関係機関同士の協働・連携の促進に向けた取組を実施しています。

#### イ 区役所 精神保健福祉相談による取組

各区役所の高齢・障害支援課の精神保健福祉相談では、精神疾患のある方やその疑いがある方、その家族を対象にこころの健康や生活上の困りごとに関する相談を行っています。さらに、依存症の本人や家族等といった個別支援だけでなく、家族等への集団援助、地域のネットワークの構築といった地域支援等も行っています。個別支援については、即応が求められる危機介入、地域生活を支えるサービス利用に関する支援等の様々な業務を行っています。

さらに、依存症に起因すると考えられる福祉課題への支援を行う関係課とも連携して、複合的な問題に対応しています。

## (2) 身近な支援者

本市においては、依存症の本人や依存症が疑われる人、又はその家族等にとって身近な支援者となる様々な機関・団体が活動をしています。図表2-33 では身近な支援者の分類ごとに依存症に対する関わりをまとめています。

図表 2-33:本市における身近な支援者の分類と依存症に対する関わり

分類	具体的な機関・団体	依存症に対する関わり
身近な支援者としての行政	区役所(高齢・障害支援課、生活支援課、こども家庭支援課、福祉保健課など)、児童相談所など	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 貧困や虐待、DV、多重債務、健康問題等に関する行政の相談窓口として、初期の相談や専門的な相談等幅広く対応しています。</li> <li>● 相談内容の背景に依存症の問題があった場合には、専門的な支援者へのつなぎを行っています。</li> </ul>
福祉	精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センター、地域ケアプラザ、発達障害者支援センターなど 指定特定相談支援事業所、障害福祉サービス事業所など 居宅介護支援などの介護事業所 生活困窮者支援を行う事業所 保育所など	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要介護者や障害者、生活困窮者、こどもなどが地域生活を送る上で必要なケアやサポート、福祉サービス、相談支援等を提供しています。</li> <li>● サービスを提供する中で、支援対象者等が依存症の問題を抱えている場合には、専門的な支援者に関する情報提供などを行っています。</li> </ul>
医療(一般医療機関)	依存症の治療を標榜していない医療機関(内科、婦人科、精神科、歯科など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 患者に依存症の問題が疑われる場合に、専門的な支援者に関する情報の提供やつなぎを行います。</li> <li>● また、疾病などを抱えながら依存症の回復に臨む患者に対し、専門的な医療機関や他の支援者と連携しながら各診療科の専門性を踏まえた医療を提供しています。</li> </ul>
法律	法テラスや法律事務所、司法書士事務所、保護観察所、更生保護施設など	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法律相談等に対応する中で、依存症に起因する多重債務等の問題を抱える人へ、相談窓口の情報提供などを行っています。</li> <li>● また、保護観察所や更生保護施設は、薬物使用等で検挙された人が再び犯罪を繰り返すことのないよう、支援を行っています。</li> </ul>
教育	小中学校や高等学校、専門学校、大学など	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各学校・教育機関の教育活動の中で、依存症の予防と正しい理解の促進に向けた教育・指導などを行っています。</li> <li>● 様々な課題を抱えるこどもに対し、保護者や他の支援者と連携しながら指導や援助を行っています。</li> </ul>

## 【コラム】 依存症の治療を専門としていない医療機関と依存症の関係について

アルコールや薬物を長期間過剰摂取すると、精神的には、不眠やうつ、幻覚等の症状が現れることがあります。また、身体的には肝臓や腎臓に慢性的な疾患を引き起こしたり、嘔吐を原因とした胃酸により歯が溶ける症状が現れるなど、様々な影響を及ぼすことがあります。こうした症状は、内科や歯科など、依存症の治療を専門としていない医療機関であっても、依存症の疑いに気付くきっかけとなる場合があります。

そのため、これらの医療機関においても、依存症が疑われる人が来院した際に、適切な相談窓口や支援機関に関する情報を患者へ提供し、必要な支援につなげる役割が期待されます。依存症に対する理解を深めるとともに、医療機関や関係機関が相互に連携していくことは、地域全体で依存症の本人や依存症が疑われる人を支える体制を構築する上で重要です。

### (3) 医療機関

#### ア 専門医療機関

依存症の本人への支援においては、専門医療機関が大きな役割を果たしています。

専門医療機関とは、依存症に係る所定の研修を修了した医師等が配置され、依存症に特化した専門プログラムを行うなど、依存症に関する専門的な医療を提供できる医療機関のことです。

これらの専門医療機関の中には、アルコール・薬物・ギャンブル等以外にも幅広い依存症の治療に対応している医療機関もあり、依存症に合併する精神疾患への対応や障害福祉サービス等と連携した支援なども行われています。

図表 2-34:県内に立地する専門医療機関

医療機関名	所在地	診療対象の依存症		
		アルコール健康障害	薬物	ギャンブル等
地方独立行政法人 神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター	横浜市港南区	◎	◎	◎
医療法人社団祐和会 大石クリニック	横浜市中区	○	○	○
医療法人誠心会 神奈川病院	横浜市旭区	○	-	-
学校法人北里研究所 北里大学病院	相模原市南区	◎	◎	◎
独立行政法人 国立病院機構 久里浜医療センター	横須賀市	○	-	○
医療法人財団青山会 みくるべ病院	秦野市	○	○	-

出典:神奈川県ホームページを一部改変

注:治療拠点機関は、「診療対象の依存症」の項目を「◎」で表示

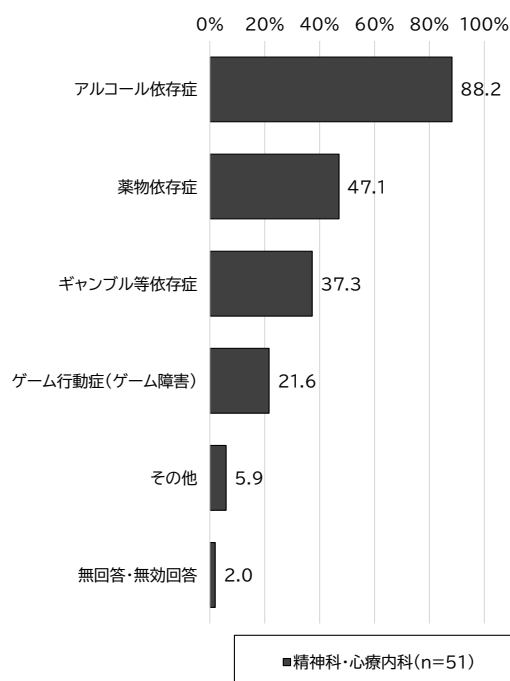
## イ 依存症の治療を行う医療機関

「医療情報ネット(ナビイ)<sup>18</sup>」によると、横浜市においてアルコール依存症に対応している医療機関は 73 件、薬物依存症に対応している医療機関は 52 件(令和7年8月時点)となっています<sup>19</sup>。

市内の病院・診療所へのアンケート調査の結果からは、その他の依存症にも対応している医療機関があることが分かります。

依存症に対応している医療機関には、「集団療法」<sup>20</sup>、「個別療法」<sup>21</sup>、「家族向け集団教育」<sup>22</sup>、「コ・メディカルスタッフ<sup>23</sup>相談」などを行う医療機関もあります。

図表 2-35: 依存症の治療を行っている医療機関において、対応している依存症の種類(複数回答)



出典:横浜市「依存症の疑いがある方の受診状況等に関するアンケート調査結果報告書(令和7年)」(令和8年)

18 診療日や診療科目といった一般的な情報に加え、対応可能な疾患・治療内容、提供しているサービスなど様々な情報から、全国の医療機関を検索することのできるシステム。

19 アルコール依存症に対応している医療機関数は、「神奈川県横浜市 アルコール依存症」というキーワードで検索し、抽出された結果。薬物依存症に対応している医療機関数は、「神奈川県横浜市 薬物依存症」というキーワードで検索し、抽出された結果。

20 治療者と複数の患者と一緒に治療を行う方法。

21 治療者と患者が1対1で治療を行う方法。

22 病院・診療所が企画実施する、依存症理解のために家族が参加する勉強会(家族教室)や、分かち合い。

23 医師以外の医療関係職種のこと。看護師や精神保健福祉士、理学療法士・作業療法士等のリハビリテーション専門職、公認心理師など。

## ウ 身近な支援者としての医療機関(一般医療機関)

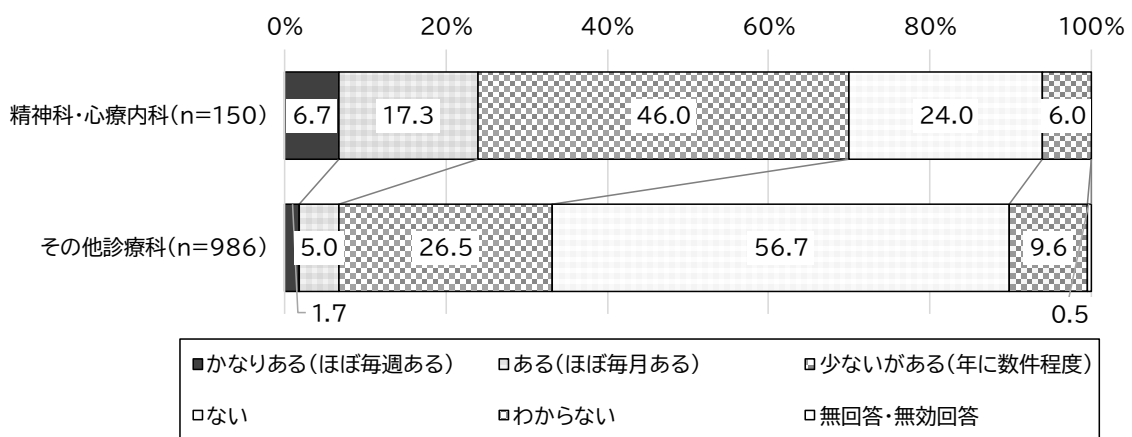
ア及びイに記載した専門医療機関や依存症の治療を行う医療機関以外にも、市内には多くの精神科や内科・外科などの身体科の医療機関が立地しており、本市が公開している「横浜市内の病院・一般診療所・歯科診療所名簿」(令和7年4月1日現在)によれば、市内には病院が130箇所、一般診療所が3,254箇所あります。

このうち、依存症や物質への依存等により生じた健康障害の治療に深く関わると考えられる医療機関を見てみると、精神科を標榜している医療機関が400箇所(うち一般診療所339箇所)、内科を標榜している医療機関が2,190箇所(うち一般診療所2,069箇所)となっています。

これらの医療機関は、専門医療機関や依存症の治療を行う医療機関と比較して数が多く、日々の通院などにおいて依存症であることに自覚のない人とも接する機会が少なくないものと推察されます。そのため、依存症の早期発見と専門医療機関をはじめとする専門的な支援者へのつなぎに向けた、重要な役割を担っているものと考えられます。実際に、市内の病院・診療所へのアンケート調査の結果からは、依存症が疑われる方に対応する頻度が年に数件程度以上ある割合が精神科・心療内科では約7割、一般診療科では約3割に及んでいました。また、そのような方への対応としては、情報提供や支援者へのつなぎ、また専門的な医療機関との連携などが行われています。

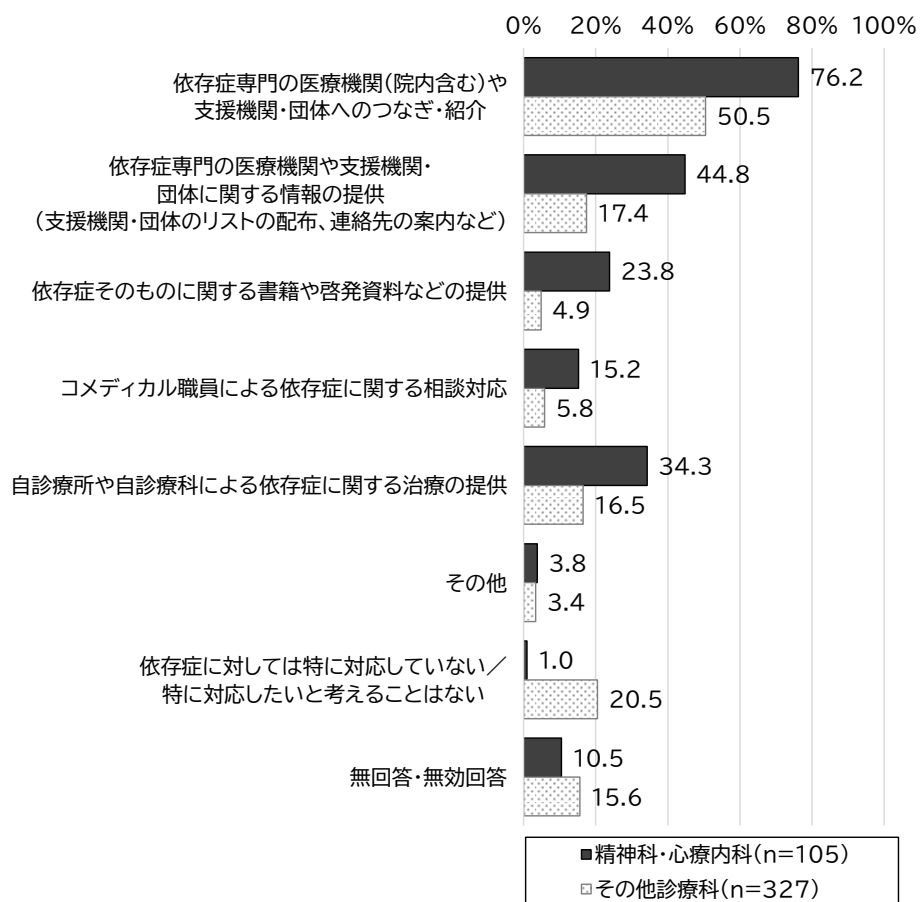
また、アルコールや薬物の多量摂取などで緊急搬送された患者に対応する救急外来のある医療機関についても、回復の過程において専門的な支援者へとつなぐ役割が期待されます。

図表 2-36: 何らかの依存症が疑われる患者が来院・入院された頻度



出典:横浜市「依存症の疑いがある方の受診状況等に関するアンケート調査結果報告書(令和7年)」(令和8年)

図表 2-37: 依存症が疑われる患者に対して、現在行っている対応(複数回答)



出典:横浜市「依存症の疑いがある方の受診状況等に関するアンケート調査結果報告書(令和7年)」(令和8年)

#### (4) 民間支援団体等

##### ア 回復支援施設

回復支援施設とは、回復施設、リハビリ施設とも呼ばれ、施設ごとに様々なプログラムや支援メニューを実施し、依存症等からの回復を支援する施設のことを指します。

これらの施設のスタッフについては、依存症からの回復者が携わっていることも多く、回復者が施設長を務める施設も多くあります。

また、運営体制も多様で、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所として運営する施設、本市が独自に助成している地域活動支援センターとして運営する施設、法人独自の財源により運営する施設などがあります。依存症の本人が入所し共同生活を送る施設や、通所によるプログラムを提供する施設など、様々な支援が行われています。

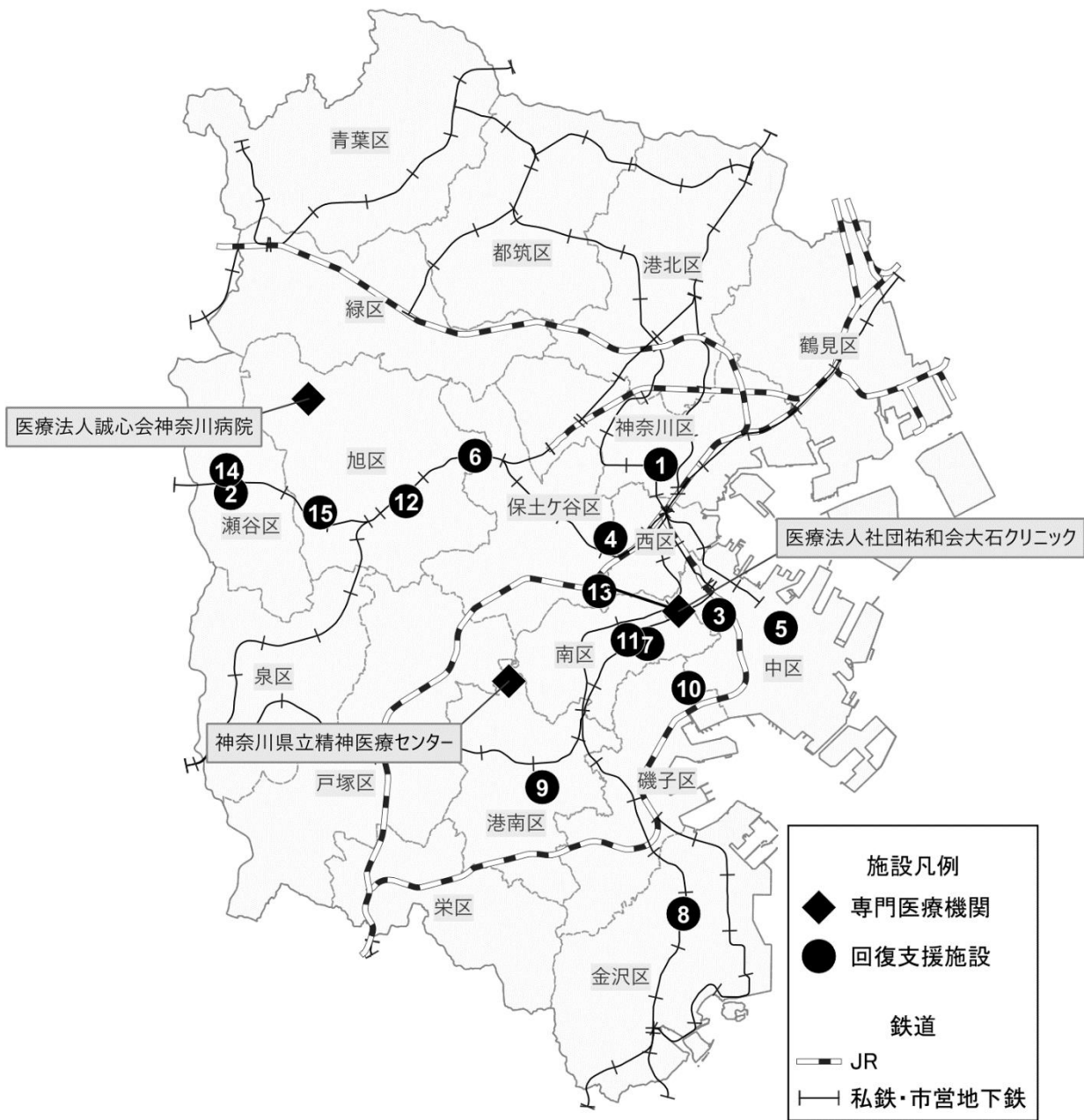
各回復支援施設の支援対象も様々で、アルコール・薬物・ギャンブル等など、いずれかの依存症に特化して支援を行う施設、複数の依存症や依存症全般に対応する施設があります。

他の自治体と比較して、市内には社会資源が相対的に多く集積しています。加えて、全国的に珍しい女性専用の回復支援施設も本市において活動しています。駅周辺など市内の比較的アクセスの良い場所で活動している団体もあり、施設数・活動の多様性・支援対象の広がり・アクセスのしやすさなどの総合的な観点から見て、本市の回復支援施設は依存症の本人にとって利用しやすく、多様な選択肢を提供している状況にあります。

図表 2-38:市内回復支援施設一覧

団体名	施設名	主な依存対象					団体所在地
		アルコール	薬物	ギャンブル等	ゲーム	その他	
① NPO法人RDP	RDP横浜	○	○	○	○	○	横浜市神奈川区松本町4-28-16 弘津ビル2F
② NPO法人あんだんて	女性サポートセンター Indah(インダー)	○	○			○	横浜市瀬谷区瀬谷4-11-16 足立ビル1階
③ NPO法人市民の会 寿アルク	第1アルク・デイケア・センター松影、アルク・ハマポート作業所、アルク翁、第2アルク生活訓練センター、第2アルク地域活動支援センター、アルク・ヒューマン・サポートセンター	○	○	○			横浜市中区松影町3-11-2三和物産松影町ビル2F
④ NPO法人ステラポラリス	ステラポラリス	○	○	○		○	横浜市保土ヶ谷区宮田町1-4-6 カメヤビル2F
⑤ 日本ダルク神奈川	日本ダルク神奈川		○			○	横浜市中区北方町1-21
⑥ NPO法人ヌジユミ	デイケアセンターぬじゅみ			○		○	横浜市保土ヶ谷区西谷4丁目1番6号
⑦ NPO法人BB	地域活動支援センターBB	○	○	○		○	横浜市南区東蒔田町 15-3YTCビル1階
⑧ 一般社団法人ブルースター横浜	ブルースター横浜			○	○	○	横浜市金沢区能見台通3-1アサヒビル201号室
⑨ 湘南ダルク(HOPE)	湘南ダルク	○	○	○	○	○	横浜市港南区日野中央1-6-22 3F
⑩ NPO法人横浜依存症回復擁護ネットワーク(Y-ARAN)	YRC横浜	○	○	○	○	○	横浜市磯子区下町12-15
⑪ NPO法人横浜ダルク・ケア・センター	横浜ダルク・ケア・センター	○	○				横浜市南区宿町2-44-5
⑫ NPO法人横浜マック	横浜マック デイケアセンター	○	○	○			横浜市旭区本宿町91-6
⑬ 株式会社わくわくワーク大石	わくわくワーク大石	○	○	○	○	○	横浜市中区弥生町4-40-1
⑭ (認定)NPO法人ワンデーポート	ワンデーポート			○			横浜市瀬谷区相沢4-10-1クボタハイツ102
⑮ NPO法人ギャンブル依存ファミリーセンターホープビル	ホープビル	○	○	○		○	横浜市旭区東希望が丘 133-1第3コーポラスC棟 508号室
⑯ NPO法人ダルクウィリングハウス	ダルクウィリングハウス		○			○	住所は非公開

図表 2-39:市内専門医療機関・回復支援施設の分布状況



注:所在地が公表されている施設のみ掲載

## イ 自助グループ

自助グループとは、同じ問題を抱える本人やその家族等が自主的に集まり、似たような立場や経験を持つ多くの仲間と出会い、交流しつつ、助け合う場所です。また、自助グループの中には、互いに実名を伏せて匿名で関わり合うものもあり、匿名(無名の)グループ(Anonymousアノニマス)という言い方がなされることもあります。

これらの自助グループは、アルコール・薬物・ギャンブル等といった依存対象を限定したもの、依存対象を限定しないものが存在し、依存症の本人を対象とする団体のほか、その家族等を対象とする団体もあります。

また、テレビ・Web会議システムを活用したオンラインによるミーティングを開催している団体もあります。

こうした市内の団体の中には、海外で設立されたグループや、全国規模の団体の横浜支部、横浜市域で独自に活動する団体などもあり、規模も様々です。また、活動資金についてもメンバーからの献金だけの団体、会費で運営されている団体などがあり、それぞれの団体の活動理念を踏まえた、独自のミーティング手法を用いた自助活動が進められています。

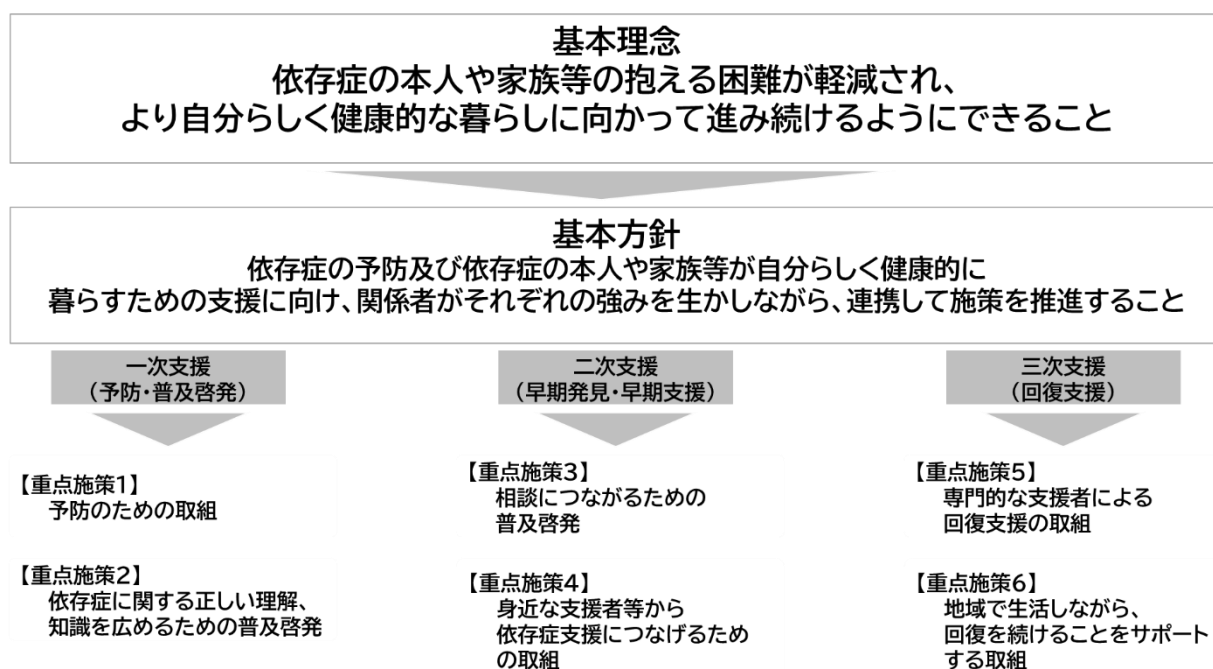
図表 2-40:市内自助グループ・家族会一覧

団体名		対象	
		本人	家族等
アルコール依存症	AA(アルコールリクス・アノニマス)	○	
	横浜断酒新生会 (一般社団法人神奈川県断酒連合会)	○	○
	アラノン		○
薬物依存症	NA(ナルコティクス アノニマス)	○	
	ナラノン		○
	NPO法人横浜ひまわり家族会		○
ギャンブル等依存症	GA(ギャンブラーズ・アノニマス)	○	
	ギャマノン		○
	NPO法人全国ギャンブル依存症家族の会	○	○
	GAFA(Gambling Families Anonymous)		○
全般	あざみ野ファミリー12 ステップ	○	○

### 3 第1期計画の振り返りと課題

第1期計画では、図表2-41 のとおり基本理念及び基本方針を定めました。そして、一次支援・二次支援・三次支援という三つのフェーズごとに、各依存症の予防及び回復支援に着眼した二つの重点施策を設定しました。また、重点施策ごとにモニタリング指標を設け、効果の点検を行いながら施策を展開してきました。

図表 2-41:第1期計画の理念・基本方針・重点施策



#### (1) 一次支援(予防・普及啓発)に関する取組の振り返り

##### ①取組の内容と成果

重点施策1については、横浜市立の小中学校で安心してゲームとつきあう家庭のルールづくりを啓発するチラシを配布したほか、区役所、地域ケアプラザ等の庁内外の関係機関において依存症関連のリーフレットやチラシの配架・配布を行い、多世代の市民に対して広く依存症の問題に関する普及啓発、情報提供を行いました。

また、重点施策2については、公共交通機関や公共の場、インターネット上で依存症の正しい理解を促進するための動画広告を配信するとともに、市民向け講座や依存症の知識を啓発するパネル展などを開催しました。

こうした取組の結果、様々な世代の市民が身近な場所で依存症に関する情報に触れる機会の拡充が図られ、市民の依存症への認知度が高まりました。また、こころの健康相談センターにおける依存症に関する相談件数が増加しました。

## ②本計画の策定に向けた課題

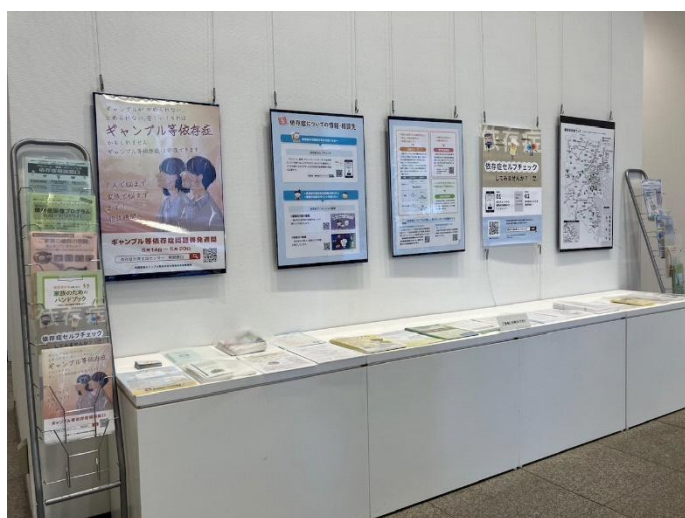
他方、特に若年層における市販薬・処方薬への依存の問題やオンラインギャンブルの拡大など、依存症を取り巻く環境は第1期計画の策定時から変化しています。また、市民意識調査の結果からは、ゲームやネット・SNS、買い物、性などの依存症に関する認知度がアルコール・薬物・ギャンブル等と比較して低く(図表2-30)、依存症の人に対して「近所づきあいをしたいとは思わない」「自業自得である」「意志が弱い」といった誤解や偏見が残る(図表2-31)ことが分かりました。本市が民間支援団体等に対して実施したヒアリング調査では、依存症が「(脳の)病気であること」、「誰でもなり得ること・誰にでも起こり得ること」、「気持ちの問題だけでやめられるものではないということ」、「回復できるということ」などをより多くの人に知ってもらいたいとの意見が聞かれました。

本計画においては、新たな依存症の問題への対応や依存症に関する理解の更なる促進、誤解・偏見の解消に向けた取組が、引き続き重要になるものと考えられます。併せて、誤解や偏見の解消に、より一層つながるよう、啓発動画等の内容を再度検討することも必要であると思われます。



### 【依存症普及啓発動画】

本市では第1期計画期間中に、依存症の正しい理解を広める動画や相談を勧奨する動画を制作し、動画広告(YouTube)や交通広告など様々な媒体で配信してきました。



### 【依存症パネル展】

依存症について関心を深め理解を得る機会につながるよう、ギャンブル等依存症問題啓発週間などに合わせて、横浜市庁舎でパネル展示を実施しました。

パネル展示と併せて各民間支援団体等のパンフレットを配架し、各団体の活動についての情報提供も行いました。

## (2) 二次支援(早期発見・早期支援)に関する取組の振り返り

### ①取組の内容と成果

重点施策3については、検索エンジンと連動した広告などメディア・インターネットを活用した相談につながる情報発信や 10～20 問程度の質問に答えるだけで依存症のリスクを簡易的に判定できる依存症セルフチェックサイトの開設による相談勧奨などの取組を進め、依存症の本人や依存症が疑われる人、その家族等が適切な支援につながるための情報提供を行いました。また、行政を含む様々な団体や関係機関が一体となり、依存症が疑われる人やその家族等が適切な相談機関につながることを目的の一つとした講演会やセミナー等を行いました。

加えて、重点施策4については、支援者間のネットワーク形成や依存症の人の早期発見と重層的な支援体制の実現に向けて、関係機関による本市連携会議を開催したほか、依存症支援者向けガイドライン(詳細は次頁コラム参照)を作成しました。

これらの取組の結果、依存症の本人等が自身の問題に気付き、支援につながりやすくなるとともに、相談を受けた身近な支援者から依存症の治療・回復支援を専門とする機関や団体に適切につなぐ重要性について、各機関が共通認識を持つことができました。

### ②本計画の策定に向けた課題

他方、本章に掲載した依存症の推計者数と医療機関の受診者数、あるいはこころの健康相談センターの相談件数を比較すると、自身の依存症の問題に気付きながらも適切な支援につながっていない市民が一定数存在するものと推察されます。

このため、現在支援につながっていない市民に届くような多様な手法による広報活動を継続して実施していくとともに、依存症支援者向けガイドラインが実際に支援の現場で活用され、依存症に対する理解促進と関係機関同士の連携強化が図られるよう働きかけを行う必要があると考えられます。

また、一度相談や支援につながった人が継続的に回復プロセスを進められるよう、支援者による本人の中にある変わりたい気持ちを引き出す動機付けや本人の意向に沿った支援機関等とのマッチングの力を高める取組の強化、回復を支える家族等への支援なども本計画で引き続き取り組む必要があると考えられます。

## 【コラム】 依存症支援者向けガイドラインの作成

依存症の本人やその家族等においては、自身・家族等が依存症であることに気付いていないケースや、依存症であることを否認するケースも散見されます。そのため、行政・福祉・医療・法律・教育など本人や家族等と接点を持つ機会のある身近な支援者が、依存症の問題に気づき、専門的な支援者につなぐことが早期発見・早期支援のために重要になります。

また、依存症には、その背景に様々な生きづらさの問題がある場合も多く見られます。そのため、回復支援においては、身近な支援者と専門的な支援者が連携した取組が必要となります。

他方で、身近な支援者の中では、依存症に関する知識や支援ノウハウが乏しく、依存症が疑われる人等に対して受診を促しただけで関係が途切れてしまったり、適切な支援や助言ができず継続的な関係構築ができなかったり、あるいは専門的な支援者への橋渡しが難しいといった課題が発生していました。

そこで本市では、身近な支援者と専門的な支援者の連携強化に向けて、第1期計画における取組として『入門・イチから学ぶ依存症支援～横浜市内で依存症及び関連課題に携わる支援者向けガイドライン～』を作成しました。

本ガイドラインでは、依存症に関する基礎知識や身近な支援者が依存症の本人等に対応する際の相談・支援ノウハウなどを取りまとめたほか、支援団体の一覧や依存症チェックリストなどを掲載しており、本市のホームページで公開をしています。



### 【依存症セルフチェック

～あなたは大丈夫? それってもしかして依存症かも!?～】

アルコール・薬物・ギャンブル等・インターネットの4分野の依存症のリスクを簡易的にチェックし、自身の状態を確認できるWebページです。

10～20 問の選択式の質問に答えることで、依存症のリスクを1分程度で判定することができます。スマートフォンやパソコンから利用が可能です。

チェック結果の画面では、依存症の相談先などの情報を得ることができます。



### (3) 三次支援(回復支援)に関する取組の振り返り

#### ①取組の内容と成果

重点施策5については、こころの健康相談センターの依存症相談窓口において専門の相談員が相談内容をうかがい回復していくためのアドバイスや適切な相談機関の紹介を行いました。また、依存症の回復プログラムや依存症家族教室を開催するとともに、民間支援団体等がミーティングや相談会を開催するなどの様々な取組を行ってきました。

重点施策6については、本市連携会議での事例検討や民間支援団体等の活動内容の共有などを行い、身近な支援者と専門的な支援者間の情報連携の強化を図りました。

これらの取組の結果、依存症の本人の回復を支援するための環境づくりは一定程度進んだものと考えられます。

#### ②本計画の策定に向けた課題

検討部会では、回復支援のフェーズにおいて住居の確保が困難である等の問題が指摘されました。現状の依存症支援に関する連携は、医療・福祉関係者が中心となっています。

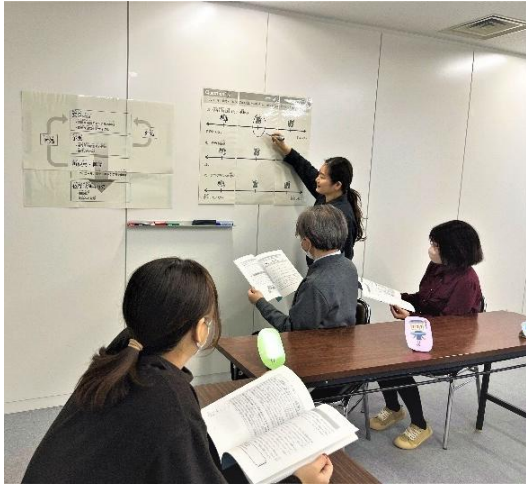
また、依存症の疑いがある方の受診状況等に関するアンケート調査では、依存症患者への対応に当たっての課題として、必要な情報の不足や時間・専門家・依存症患者の問題の複雑さ等による対応の難しさといった点が指摘されました。

民間支援団体等に対して実施したヒアリング調査では、統合失調症や躁鬱病、摂食障害などの精神障害との重複障害、知的障害や発達障害など、様々な背景課題が複雑に絡み合ったケースに対応するため、多機関連携の更なる促進が必要であることが指摘されました。

回復支援のフェーズの支援者・関係機関との間の連携や依存症の知識啓発などを医療・福祉関係以外の分野にも広げていくことが重要になると考えられます。

【依存症相談窓口(こころの健康相談センター)】

対象	依存症の本人・家族のいずれかが市内に在住の方
受付時間	月～金(祝日・年末年始を除く)8:45～16:30(対応は 17:00 まで)
相談方法	電話でお話をうかがった後、必要に応じて来所でのご相談(予約制)を受けています。



【依存症回復プログラム「WAI-Y」】

アルコール・薬物・ギャンブル等をはじめとした依存症からの回復を目指す依存症の本人を支援する、参加型の集団プログラム。

全 10 回程度のプログラムの中でワークブックを使って、依存症のメカニズム、再発のサイン・対処法について講師やリカバリースタッフと一緒に学びます。リカバリースタッフは、民間支援団体等で活動されている方々で、回復のきっかけづくりの支援や、地域の依存症関連機関についての情報提供を行います。

#### (4) 計画全体の振り返り

第1期計画全体を振り返ると、一次支援・二次支援・三次支援の各支援フェーズにおいて取組を推進し、特に依存症の本人やその家族等に対する普及啓発や関係機関同士の連携の強化などを進めてきました。

他方、第1期計画策定時には現在ほど顕在化していなかった市販薬・処方薬やオンラインギャンブルへの依存が社会問題となっており、こうした新たな依存対象への取組が課題となっています。

また、第1期計画においては、数値目標を設定していなかったことから、施策の推進や計画全体の進行管理・評価が見えづらい面があった点も見直すべき課題の一つです。

#### 【こころの健康相談センターで作成した各種パンフレット】

こころの健康相談センターでは依存症の本人や家族等に向けたリーフレットを市役所や区役所、各関係機関で配架しました。また、ゲームとのつきあい方を考えるチラシを市立小中学校で配布、ギャンブル等依存症啓発カードを場外馬券発売所等で配架するなど、このほかにも様々な普及啓発を行ってきました。



## 第3章 計画の目指すもの

### 1 本計画の基本的枠組み

依存症は徐々に進行する慢性疾患であると言われており、回復には長期にわたる支援が必要であることから、依存症対策も継続的に取り組むことが求められます。したがって第1期計画の「基本理念」、「基本方針」及び「支援フェーズ」の基本的枠組みは、本計画においても継承します。

#### (1) 基本理念

##### 基本理念

依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、  
より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けるようにできること

依存症の本人は、もともと何らかの生きづらさや孤独を抱えていて依存症に至った場合も少なくないと言われています。また、日常生活や健康面で様々な困難を抱えている場合や、依存症によりその家族等も生活に大きな影響を受け、苦しんでいる場合も多くあります。加えて、依存症について周囲から正しく理解されないこと等により、そうした困難が増長されていることもあります。

そのため、依存症の本人や家族等に対して、自分らしく健康的な暮らしに向かって回復を続けていくための支援を提供することが必要であると考えられます。

以上を踏まえ、第1期計画において「依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けるようにできること」を基本理念としました。本計画においてもこの基本理念を継承します。

#### (2) 基本方針

##### 基本方針

依存症の予防及び依存症の本人や家族等が自分らしく健康的に  
暮らすための支援に向け、関係者がそれぞれの強みを生かしながら、  
連携して施策を推進すること

先に掲げた基本理念を達成するため、第1期計画において「依存症の予防及び依存症の本人や家族等が自分らしく健康的に暮らすための支援に向け、関係者がそれぞれ

の強みを生かしながら、連携して施策を推進すること」を基本方針としました。本計画においてもこの基本方針を継承します。

### (3) 支援フェーズ

第1期計画では依存症の本人や家族等への支援に着目し、課題を整理するとともに、その解決に向けて行うべき施策を検討するため、「一次支援・二次支援・三次支援」という三つの支援フェーズごとに各依存症の予防や回復支援等に向けた施策を取りまとめました。本計画においてもこの三つの支援フェーズを継承します。

図表 3-1:一次支援・二次支援・三次支援の対象と考え方

	支援の段階等	主な施策の対象	考え方
依存症のリスクが低い人	一次支援 (予防・普及啓発)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民全体を対象とします</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 依存症の予防のための取組を実施します</li> <li>● 依存症に関する誤解や偏見は多く、支援につながる妨げとなっていることから、適切な治療や支援により回復可能であること等の正しい理解を普及するための啓発を実施します</li> </ul>
依存症のリスクが高い人  依存症の疑いがある人	二次支援 (早期発見・早期支援)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 依存症の本人や依存症の疑いがある人及びその家族等で、支援につながっていない人を対象とします</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人や家族等が依存症であるという認識を持ちにくいことや相談先が分からないことが、相談への障壁となるため、そうした人が早期に相談につながるよう、普及啓発の取組を実施します</li> <li>● 相談に至った人を、早期に適切な支援につなぐことができるよう、支援者間の情報共有・連携推進を実施します</li> </ul>
依存症に対する支援が必要な人	三次支援 (回復支援)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 依存症からの回復段階にある人及びその家族等を対象とします</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支援につながった人が回復し、自分らしく健康的な生活を送ることができるよう、依存症の人の回復支援を行っている専門的な支援者による支援や、医療機関等との連携などの活動支援を推進します</li> <li>● 依存症からの回復を続け、地域で生活するための支援に向けた取組を行います</li> </ul>

## 2 本計画のポイント

本計画は、第1期計画の成果と課題を踏まえ、下記の点を重視しながら計画の立案と施策の展開を行います。

### ①施策体系の見直し

第1期計画でアルコール・薬物・ギャンブル等の依存対象別に分類していた施策体系について、本計画では施策の対象者をより明確にするため、「一次支援」を年齢層別に分類し、「二次支援」及び「三次支援」を本人・支援者・家族等別に分類しました。

「一次支援」では「こども」、「若者」及び「中高年・高齢者」と対象となる年齢層別に分類するとともに、「共通した取組」として全世代が対象となる取組も網羅しています。

### ②重点施策の設定

第1期計画の振り返りや市民意識調査の結果から、対応が急務と本市が認識し、かつ「一次支援・二次支援・三次支援」の各フェーズにおいて横断的な対応が必要な課題への対策として、効果的な施策推進を目的に、重点施策を設定します。

### ③数値目標を設定した進行管理

「一次支援・二次支援・三次支援」に関する施策について新たに数値目標を設定し、計画全体の進行管理を進めていきます。

### ④本計画における新たな取組

本計画では第1期計画で掲げた取組の内容を精査し、継続的な取組が求められるものについては、引き続き対策を講じていきます。

また、第1期計画期間中に顕在化してきた問題や第1期計画の振り返りを通じた課題に対応するため、新たに次の取組を実施していきます。

#### ・市販薬・処方薬の過剰摂取による依存に対する普及啓発

特に若年層において問題となっている市販薬や処方薬の過剰摂取による依存症に対する普及啓発を行います。

#### ・オンライン上でのギャンブルへの依存に対する普及啓発

公営競技のインターネット投票や近年問題となっているオンラインカジノをはじめとするオンライン上でのギャンブルへの依存症に対する普及啓発を行います。特にオンラインカジノについては違法性の周知も行っていきます。

#### ・SNSを活用した相談支援の実施

こどもや若者の依存症対策を強化するため、SNSを活用した相談支援を実施します。こどもや若者の身近なコミュニケーションツールを用いることで、匿名性や利

便性を確保し、相談のハードルを下げることで、こどもや若者が、気軽に悩みを打ち明けられる環境を整備し、早期の支援につなげます。

・依存症に対する誤解や偏見の解消に向けた普及啓発

社会全体の「依存症になるのは自業自得」「依存症になる人は意志が弱い」といった誤解・偏見が、依存症の本人の回復の妨げになっている可能性があります。そこで依存症の本人に対する誤解・偏見の解消、依存症に対する正しい理解の促進に向けた普及啓発を行います。

・こども関連の支援者や関係機関との連携強化

こども関連の支援者へ依存症に対する正しい理解を促進する情報提供や研修を行ったり、本市連携会議でのこども関連の課題や事例共有などを行うことを通じてこども関連の支援者やこども関係部局との連携を強化していきます。

・依存症支援者向けガイドラインの改訂

学校や家庭におけるこどもの問題に関わる支援者をサポートするため、依存症支援者向けガイドラインを改訂し、こどもに関連する事例を掲載します。また、社会情勢や支援ニーズの変化に対応するため、依存症に関連する近年の動向を踏まえたコラムや事例も掲載します。

### 3 重点施策

本計画では、特に解決すべき課題に対する施策として以下の三つの重点施策を設定します。重点施策は、本計画において特に注力すべき施策として、支援フェーズを横断して課題解決に取り組んでいきます。

図表 3-2:重点施策における施策の方向性

重点施策		施策の方向性
重点施策1	多様化する依存対象への対策	●市販薬・処方薬、オンラインギャンブルへの依存等、近年、若年層において増加傾向にある依存への対応を強化する。
重点施策2	偏見の解消	●依存症の本人や家族等が相談し、回復に向けた取組が円滑に推進されるよう、依存症の正しい理解の促進と偏見の解消を図る。
重点施策3	連携体制の強化	●依存症の多様化や複合化した生活課題への対応が推進されるよう、関係機関同士の連携を強化し重層的な支援体制を構築する。

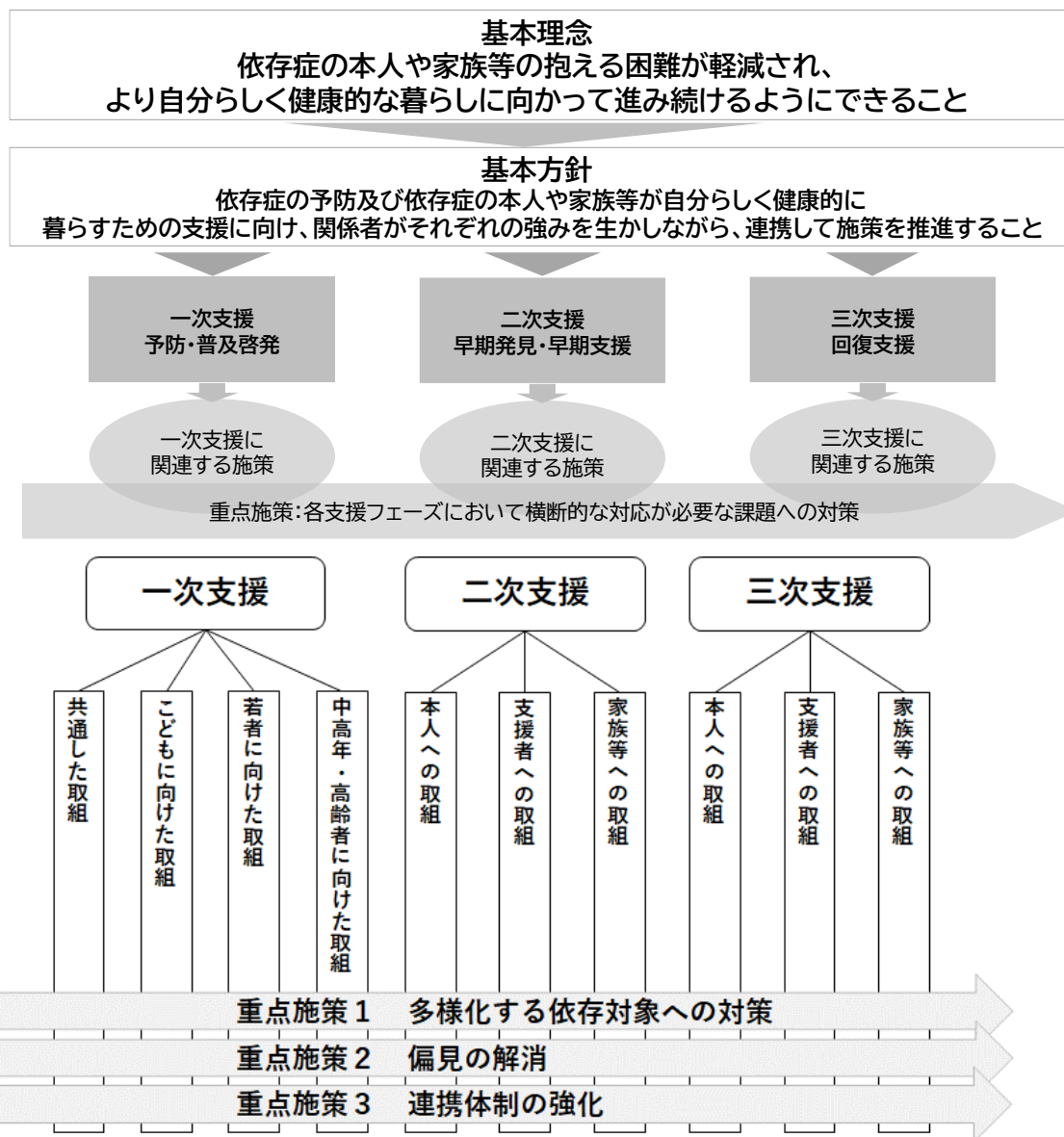
#### 【コラム】 依存症に関する普及啓発とスティグマについて

これまで依存症の普及啓発においては、様々な表現が用いられてきました。中でも、多くの人々の目に触れたものとして、薬物問題に関して過去に一般社団法人日本民間放送連盟が放映していた「覚せい剤やめますか？それとも人間やめますか？」という標語を用いたテレビコマーシャルがありました。こうした強い表現を用いた普及啓発活動は、依存症の本人の人格を否定するものであり、社会全体における依存症に対する負のイメージや偏見・差別（＝スティグマ）を助長し、さらには、依存症の本人が「依存症は恥ずかしいことだ」といった、自分自身に対する「セルフスティグマ」を持つことにもつながり、結果的に依存症の本人が回復につながることを難しくしてしまう可能性があります。

また、公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターによる「ダメ。ゼッタイ。」といった標語を用いた各種の普及啓発活動については、一般市民を対象に分かりやすく薬物の危険性を伝え、予防の促進を図る上では効果があるものと考えられます。一方で、回復支援の観点からは情報の不足により誤解を招くおそれがあります。

こうした点を踏まえ、依存症の回復支援に向けた普及啓発では、依存症に関する正しい理解を促進し、また、回復につなげていくようなメッセージを発信していくことが重要になると考えられます。

図表 3-3:本計画の施策体系



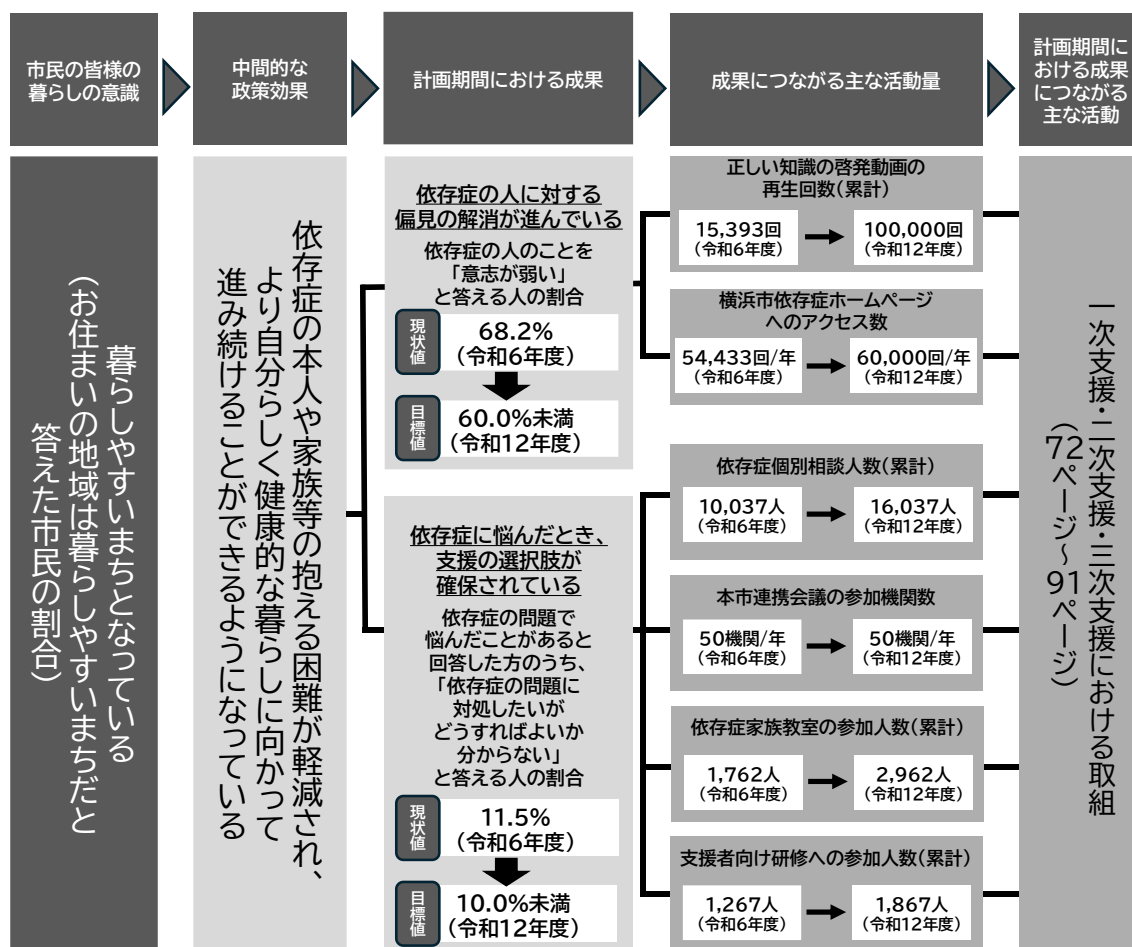
※ なお、本計画におけるこども、若者、中高年・高齢者の定義は下記のとおりである(こどもと若者の定義は、内閣府「子供・若者育成支援推進大綱」による)。

共通した取組	全世代に向けた取組
こどもに向けた取組	おおむね 18 歳未満の方に向けた取組
若者に向けた取組	おおむね 18 歳から 40 歳未満の方に向けた取組
中高年・高齢者に向けた取組	40 歳以上の方に向けた取組

## 4 数値目標の設定

本計画においては、下記のとおり、計画の進行管理や到達点の評価を行います。数値目標については、上位計画である横浜市中期計画(2026-2029)と連動して進めていきます。

図表 3-4:計画の数値目標<sup>24</sup>

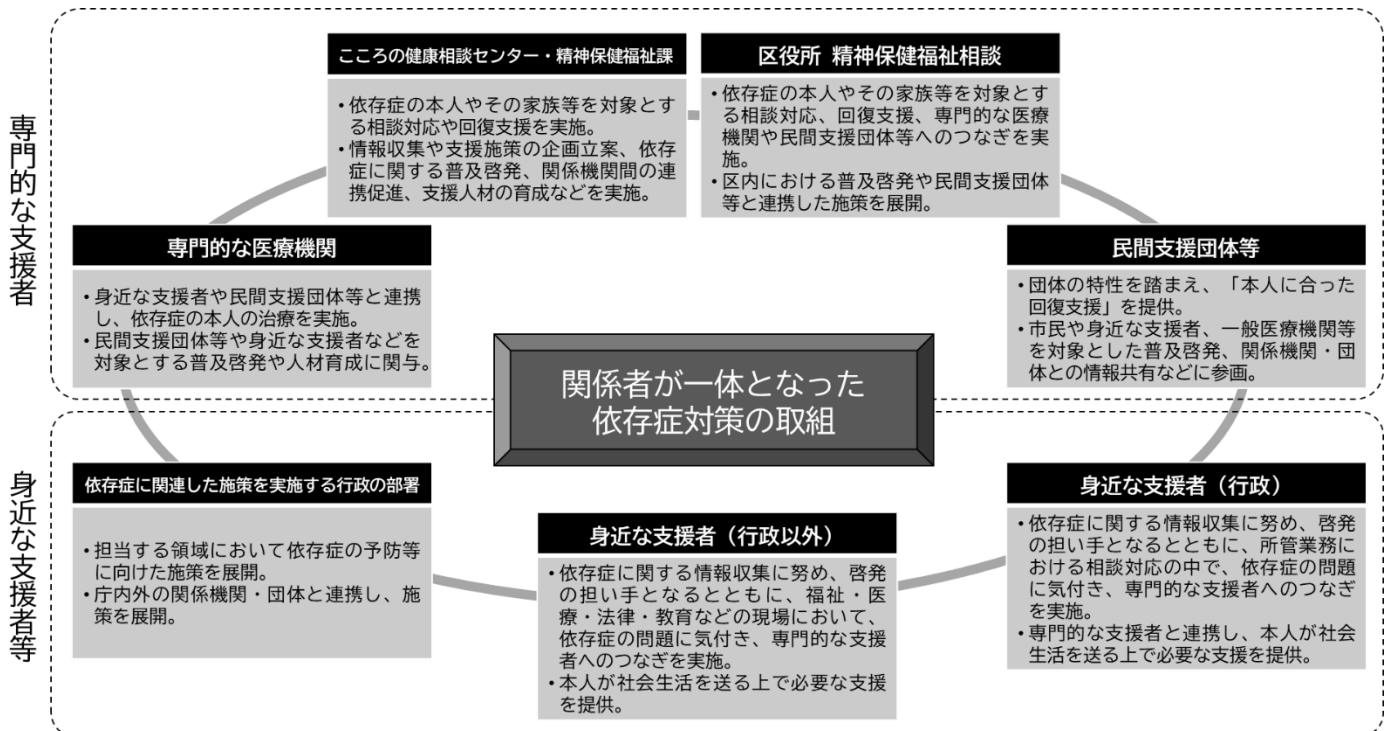


24 成果につながる主な活動量の「正しい知識の啓発動画の再生回数」「依存症個別相談人数」「依存症家族教室の参加人数」「支援者向け研修への参加人数」については、記録の開始から令和6年度又は令和12年度までの累計である。

## 5 基本方針の実現に向けた取組体制

基本方針の実現に向けて、本市こころの健康相談センター、精神保健福祉課、区役所の精神保健福祉相談、さらには専門的な医療機関、民間支援団体等、身近な支援者（行政）、身近な支援者（行政以外）、依存症に関連する施策を行う本市関係部署が連携し、関係者が一体となって依存症対策の取組を進めます。

図表 3-5: 基本方針の実現に向けた取組体制



---

## 第4章 取り組むべき施策

---

### 1 一次支援(予防・普及啓発)

本計画で展開する一次支援(予防・普及啓発)の取組の方向性は以下のとおりです。

#### (1) 共通した取組

依存症の予防と偏見等の解消に向けて全世代を対象とした普及啓発や相談支援の充実を図ります。啓発物の作成・配架・配布、ホームページやSNS等を活用した情報発信など、様々な方法・機会を通じて依存症に関する正しい知識を伝えていくための取組をこころの健康相談センター・精神保健福祉課のみならず本市関係部署全体、そして民間支援団体等をはじめとする関係機関と協働して進めていきます。

#### (2) こどもに向けた取組

こどもたちが依存症について正しく理解できるよう、ゲーム行動症や市販薬・処方薬、ギャンブル等に関する学校現場での授業や啓発、ホームページでの情報発信などを行います。普及啓発に当たっては、広告等を活用し実施してきましたが、本計画では、こどもたちへのヒアリングによる意見も参考に、こどもたちに情報が届くよう広告手法等の見直しを進めていきます。

また、教職員や保護者、こどもの支援に携わる支援者への研修等を実施し、こどもたちを支える大人の依存症に対する理解促進を図ります。

#### (3) 若者に向けた取組

若者が依存症について正しく理解し、自ら健康的な生活を選択できるよう、予防と普及啓発に重点を置いた取組を進めます。オンラインギャンブルや薬物など多様な依存症への理解促進を目的に、啓発物の作成やホームページなどを活用した情報発信を行います。啓発物の作成に当たっては、学生と連携するなど対象となる世代の意見を参考にします。

また、大学や地域と連携し、若者自身への広報だけでなく、若者を支援する人のスキルアップを図ります。

#### (4) 中高年・高齢者に向けた取組

中高年・高齢者における依存症の予防に向けて、生活習慣改善相談を活用した飲酒や禁煙などに関する相談や啓発を実施します。また、ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、働く世代のストレス緩和や依存症予防、健康増進などを支援します。

併せて、健康づくりイベントや情報発信を活用し、中高年・高齢者の依存症予防、こころと身体の健康づくりを総合的に支援します。

## 2 二次支援(早期発見・早期支援)

本計画で展開する二次支援(早期発見・早期支援)の取組の方向性は以下のとおりです。

### (1) 本人への取組

依存症の本人や依存症が疑われる人が、自身の依存症の問題に早期に気付き、必要な支援につながるができるよう、様々な取組を推進します。

交通広告やインターネット・SNSを活用した情報発信、国の啓発週間に合わせた相談勧奨やセミナーの開催、区役所や医療機関等での啓発物の配布などを通じ、依存症の本人が情報を得やすい環境づくりを進めます。

また、セルフチェックや相談先の検索ができるWebサイトの整備、借金や法律問題など、依存症に関連する課題の解決にもきめ細やかに対応できる体制を整えます。

### (2) 支援者への取組

依存症の早期発見・早期支援の実現に向けて、専門的な支援者や関係機関の連携促進に力を入れていきます。行政・福祉・医療・法律・教育などが連携したネットワークづくりを進め、定期的な本市連携会議を通じて情報や課題を共有し、顔の見える関係を構築します。

さらに、身近な支援者から専門的な支援者への適切なつなぎを行うための依存症支援者向けガイドラインの改訂を行うとともに、依存症に関する相談が多い関係機関等を対象に、研修機会の提供や情報発信を行います。

また、医療機関や保護観察所等、様々な現場で依存症の早期発見・適切な支援につながるため、関係機関が一体となって切れ目のない支援体制の構築を目指します。

### (3) 家族等への取組

依存症の本人の家族等が、早期に依存症の問題に気付き、適切な支援につながるができるよう、多様な手段による情報提供を図ります。

交通広告やインターネット・SNSを活用した普及啓発、身近な支援者の窓口での相談につながる啓発物の配架・配布などを通じて、家族等への情報発信を強化します。

また、家族等からの相談にも対応する専門的な医療機関の情報などの周知、こころの健康相談センターのホームページによる情報提供などにより、こどもを含む家族等が安心して相談できる環境づくりを推進します。

### 3 三次支援(回復支援)

本計画で展開する三次支援(回復支援)の取組の方向性は以下のとおりです。

#### (1) 本人への取組

依存症の本人が回復し続けられるよう、専門相談や回復プログラムの提供、専門的な支援者や民間支援団体との連携の強化、本市の依存症対策の取組への支援者としての参画などにより、本人のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施します。

また、地域の身近な窓口での継続的なフォローや、就労・住まいの確保などのサポートも実施します。さらに、保護観察所など関係機関と連携し、社会復帰や自立に向けた環境を整備します。

#### (2) 支援者への取組

依存症からの回復を支援する専門的な支援者や関係機関が、より効果的かつ継続的な支援を行えるよう、連携の推進に取り組んでいきます。民間支援団体・自助グループへの活動支援、民間支援団体等の職員の人材育成やセルフケアのための研修など、多方面からのサポートを強化します。人材育成においては、支援者が求めるスキルに応じた研修を体系化し、実施します。

また、行政・福祉・医療・法律・教育など多様な関係機関とのネットワークを構築し、情報共有や事例検討を行うことで、切れ目のない地域支援体制を目指します。さらに、依存症に関する正しい知識の普及など、地域社会全体で回復を支える環境づくりを推進していきます。

#### (3) 家族等への取組

依存症からの回復過程において、家族等が担う役割や支援も重要です。本市では依存症の専門相談や家族教室などを通じて依存症に関する正しい知識や対応方法を身に付け、回復への理解を深めることができるよう支援を行います。

また、家族会をはじめとする民間支援団体や関係機関と連携し、依存症の本人の家族等のニーズに応じた多様な支援の提供を推進していきます。

## 【コラム】なぜ家族等への支援が必要なのか

依存症は、依存症の本人だけの問題ではなく、家族等にも大きな負担をかけます。例えば、嘘や隠し事による信頼関係の悪化や、経済的な問題など、家庭全体がストレスを抱えることとなります。

また家族等の関わり方が本人の言動に影響を及ぼし、結果としてその後の依存症の本人の回復状況を左右することもあるため、家族等自身が正しい知識を持ち、どう関わるのが良いかを学ぶことが大切です。

このため、家族等への支援としては、精神的、経済的な負担軽減を図ることと本人に対する適切な対応が取れることの双方が必要です。

#### 4 各支援フェーズにおける取組

##### (1) 一次支援(予防・普及啓発)

##### ①共通した取組

番号	取組内容	担当課	依存対象					重点施策		
			アルコール	薬物	ギャンブル等	ゲーム	その他	重点1	重点2	重点3
1	ホームページや SNS など、様々な媒体を活用した普及啓発の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
2	幅広い市民が訪れる身近な支援機関の窓口等での依存症に関する啓発物の配架・配布	健康福祉局障害施策推進課（基幹相談支援センター・発達障害者支援センター） 健康福祉局障害施設サービス課（精神障害者生活支援センター） 健康福祉局地域支援課（地域ケアプラザ） 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課	○	○	○	○	○			
3	依存症の予防に関する知識や正しい理解を促進する啓発物の作成・配架・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
4	交通広告やインターネット・SNSなどを活用した、依存症の正しい理解を促進する普及啓発の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
5	依存症に対する偏見を解消するための啓発物の作成・配架・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○		○	
6	ホームページや SNS など、様々な媒体を活用した依存症に対する偏見を解消するための普及啓発	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○		○	
7	依存症に対する偏見を解消するための、普及啓発イベントの実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○		○	
8	こころの病気に関する基本的知識、対処法等についてホームページやリーフレット等により啓発を実施	健康福祉局こころの健康相談センター	○	○	○	○	○			
9	女性特有の課題に応じた依存症の予防教育・普及啓発に関する啓発物の作成・配架・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
10	女性の生活習慣病や依存症の予防に向けて情報提供の実施	政策経営局男女共同参画推進課	○	○	○	○	○			

番号	取組内容	担当課	依存対象					重点施策		
			アルコール	薬物	ギャンブル等	ゲーム	その他	重点1	重点2	重点3
11	市民に対する薬物乱用防止を目的とした、薬物に関する正しい知識や危険性の普及啓発の実施	医療局医療安全課		○						
12	公営競技の場外券売り場等において、依存症の予防に関する知識や正しい理解を促進する啓発物の配架・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課			○					
13	オンラインカジノの違法性を周知する啓発物の作成・配架・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課			○			○		
14	区役所の精神保健福祉相談等でこころの健康に関する相談を実施	区高齢・障害支援課	○	○	○	○	○			
15	区役所の関係各課において、依存症に至る背景となり得る様々な課題に対する相談対応や必要な支援を実施	区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課	○	○	○	○	○			
16	担当課だけで対応が難しい場合、関係機関等との横断的な情報共有や連携した対応を実施	区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課	○	○	○	○	○			○
17	こころの電話相談で、区役所の閉庁時間である平日夜間帯の一部及び休日にこころの健康に関する相談を実施	健康福祉局こころの健康相談センター	○	○	○	○	○			
18	薬物乱用防止庁内連絡会を通じた関係機関との連携や情報共有の実施	医療局医療安全課		○						

## ②子どもに向けた取組

番号	取組内容	担当課	依存対象					重点施策		
			アルコール	薬物	ギャンブル等	ゲーム	その他	重点1	重点2	重点3
19	小学生の保護者に対する依存症の予防・正しい理解を促進する啓発物の作成・配信	健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局こころの健康相談センター 教育委員会事務局人権健康教育課	○	○	○	○	○			
20	中学生の保護者に対する依存症の予防・正しい理解を促進する啓発物の作成・配信	健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局こころの健康相談センター 教育委員会事務局人権健康教育課	○	○	○	○	○			
21	ホームページ等を活用し、依存症を含む、青少年向けの広報・啓発の実施	子ども青少年局青少年育成課		○	○	○				
22	子どもが豊かに成長するために、家庭での保護者等の関わり等について、ホームページ等で普及啓発を実施	教育委員会事務局学校支援・地域連携課				○				
23	市販薬・処方薬依存に関する啓発物の作成・配架・配布	健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局こころの健康相談センター		○				○		
24	ゲーム行動症の正しい理解を促進する、啓発物の作成・配架・配布	健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局こころの健康相談センター				○				
25	ゲーム行動症も含めた依存症の正しい理解を促進する、小中学校での啓発や理解に向けた授業等の実施	教育委員会事務局人権健康教育課	○	○	○	○	○			
26	小・中・高等学校の保健教育において飲酒の問題に関する授業の実施	教育委員会事務局人権健康教育課	○							
27	高等学校で行われる保健体育の授業において、ギャンブル等依存症の予防や正しい付き合い方に関する授業の実施	教育委員会事務局高校教育課			○					
28	教育相談の中で学校生活上の困りごとについて相談対応を実施	教育委員会事務局不登校支援・いじめ対策課	○	○	○	○	○			
29	学校カウンセラー等が教職員と連携し、児童・生徒や保護者の相談に対応	教育委員会事務局不登校支援・いじめ対策課	○	○	○	○	○			
30	青少年の薬物乱用防止や薬物依存症の予防に向けて、市内小・中・高等学校の教職員等を対象とした薬物乱用による心身への影響や依存症に関する研修会の実施	医療局医療安全課 教育委員会事務局人権健康教育課		○						
31	子ども・若者支援に携わる支援者のスキルアップを図ることを目的とした研修の実施	子ども青少年局青少年相談センター		○			○			
32	教員や保護者、地域の大人や団体、区役所などの支援者が支援や指導に活用できる依存症に関する「子ども・若者どこでも講座」の実施	子ども青少年局青少年育成課		○		○				

### ③若者に向けた取組

番号	取組内容	担当課	依存対象					重点施策		
			アルコール	薬物	ギャンブル等	ゲーム	その他	重点1	重点2	重点3
33	大学・都市パートナーシップ協議会参加大学等への依存症の予防教育・普及啓発に関する啓発物の作成・提供	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
34	市内にキャンパスを置く国公立大学に対し、若者向けの啓発資料の提供	総務局大学調整課	○	○	○	○	○			
35	横浜市立大学で、大学生の健康診断に合わせて、啓発資料の配布・掲示、保健指導の実施	総務局大学調整課	○	○						
36	オンラインギャンブルの依存に関する正しい知識を促進する啓発物の作成・配架・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課			○			○		
37	こども・若者支援に携わる支援者のスキルアップを図ることを目的とした研修の実施	こども青少年局青少年相談センター					○			
38	教員や保護者、地域の大人や団体、区役所などの支援者が支援や指導に活用できる依存症に関する「こども・若者どこでも講座」の実施	こども青少年局青少年育成課		○		○				

#### ④中・高齢者に向けた取組

番号	取組内容	担当課	依存対象					重点施策		
			アルコール	薬物	ギャンブル等	ゲーム	その他	重点1	重点2	重点3
39	生活習慣改善相談や健康づくり関連イベントにおいて、健康問題とともに適量な飲酒に関する知識を高める啓発の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局健康推進課	○							
40	市内で働く人たちの多量飲酒防止に向けて、「よこはま企業健康マガジン」(メール配信)においてアルコール問題に関する記事の配信	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局健康推進課	○							
41	「よこはまグッドバランス企業」の認定などを通じ、市全体のワーク・ライフ・バランス推進を目指した取組を実施	政策経営局男女共同参画推進課 こども青少年局企画調整課 こども青少年局地域子育て支援課	○	○	○	○	○			
42	生活習慣改善相談として、健康診断の数値・結果データの見方や、生活習慣病・禁煙に関する相談を実施	区福祉保健課 健康福祉局健康推進課		○						

注:ニコチンは、たばこへの依存性を高める化学物質であり、使用を止める困難さや離脱症状の厳しさは、薬物と同等の特徴と強度を有しています。

## (2) 二次支援(早期発見・早期支援)

### ①本人への取組

番号	取組内容	担当課	依存対象					重点施策		
			アルコール	薬物	ギャンブル等	ゲーム	その他	重点1	重点2	重点3
43	依存症の本人や依存症が疑われる人が相談につながる啓発物の作成・配架・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
44	依存症の本人や依存症が疑われる人が訪れる可能性の高い区役所の関係各課の窓口などで、依存症の相談につながる相談支援機関の啓発物の配架・配布	区高齢・障害支援課 区生活支援課 区子ども家庭支援課 区福祉保健課	○	○	○	○	○			
45	精神障害者生活支援センターや基幹相談支援センター、地域ケアプラザ、発達障害者支援センターなど、依存症の本人や依存症が疑われる人が訪れる可能性のある身近な支援者の窓口などで、依存症の相談につながる相談支援機関の啓発物の配架・配布	健康福祉局障害施策推進課（基幹相談支援センター・発達障害者支援センター） 健康福祉局障害施設サービス課（精神障害者生活支援センター） 健康福祉局地域支援課（地域ケアプラザ）	○	○	○	○	○			
46	借金・多重債務問題の相談、法律相談など、依存症の本人等の目に触れる機会や場において相談につながるリーフレット等の配架・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
47	救急医療機関において、依存症が疑われる患者やその家族等への依存症に関する知識の提供や専門的な支援者につなげるための啓発物の配架・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 医療局医療政策課	○	○	○	○	○			
48	市内企業等の従業員のアルコール依存症の相談につながる啓発物の作成・配架・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局健康推進課	○							
49	消費生活総合センターにおいて、ギャンブル等依存症の相談につながる啓発物の配架・配布	経済局消費経済課			○	○				
50	こころの健康相談センターのホームページでの依存症に関する情報提供	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
51	市内企業等の人事・労務担当者が、従業員をアルコール依存症の相談につなげるための情報提供の実施	神奈川産業保健総合支援センター	○							
52	保護観察所と連携し、保護観察処分となっている人への支援機関に関する情報提供の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課		○						

番号	取組内容	担当課	依存対象					重点施策		
			アルコール	薬物	ギャンブル等	ゲーム	その他	重点1	重点2	重点3
53	医療機関への重複受診や重複・多剤処方が見られる人に対し、薬物依存に関する注意喚起や適正受診に関する指導及び相談支援機関に関する情報提供の実施	健康福祉局保険年金課		○						
54	ギャンブル等の事業者と連携し、ポスター掲示やリーフレットの配架・配布など、ギャンブル等の問題を抱える本人の気付きや相談につながるよう、普及啓発を実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課			○					
55	依存症の本人や依存症が疑われる人から相談があった場合に、借金・消費生活・法律等に関する相談窓口等の身近な支援者から専門的な支援者へつなぐとともに、関係機関のホームページ等に掲出される情報を紹介するなどの啓発を実施	経済局消費経済課			○	○				
56	交通広告やインターネット・SNSなどを活用した、相談につながる普及啓発の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
57	厚生労働省が定める啓発週間に合わせた、相談勧奨や市民向けセミナーの開催	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○		○					
58	依存症のセルフチェックや自身のニーズに合う相談・支援・医療機関の検索ができるWebサイトの整備	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○		○			
59	SNSを活用した相談支援の実施	健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局こころの健康相談センター	○	○	○	○	○			
60	こころの電話相談で、区役所の閉庁時間である平日夜間帯の一部及び休日にこころの健康に関する相談を実施	健康福祉局こころの健康相談センター	○	○	○	○	○			
61	市職員に向けて、飲酒に関する啓発資料の作成・周知、アルコール依存症に関する相談対応等の実施	総務局職員健康課	○							
62	各区母子保健コーディネーター等による妊娠期から出産後までの伴走的な個別支援の実施。(妊婦等包括相談支援事業)	こども青少年局地域子育て支援課	○	○	○	○	○			

## ②支援者への取組

番号	取組内容	担当課	依存対象					重点施策		
			アルコール	薬物	ギャンブル等	ゲーム	その他	重点1	重点2	重点3
63	こころの健康相談センターのホームページでの依存症に関する情報提供	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
64	家族等からの相談にも対応する専門的な医療機関に関する情報について、身近な支援者への情報提供	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
65	身近な支援者が対象者のニーズに合った支援機関を検索できるよう、市内の支援機関情報をまとめた情報ツールの整備	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			○
66	ヤングケアラーに関する正しい理解を深め、相談先を知ってもらうための普及啓発	こども青少年局こども家庭課	○	○	○	○	○			
67	身近な支援者に対する研修の機会等を活用したヤングケアラーに関する知識の普及	健康福祉局こころの健康相談センター	○	○	○	○	○			○
68	行政、民間支援団体等、医療機関、身近な支援者同士の顔の見える関係の構築	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 こども青少年局児童相談所 こども青少年局こども家庭課 健康福祉局障害施策推進課（基幹相談支援センター・発達障害者支援センター） 健康福祉局障害施設サービス課（精神障害者生活支援センター） 健康福祉局地域支援課（地域ケアプラザ） 教育委員会事務局人権健康教育課 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 民間支援団体等	○	○	○	○	○			○
69	関係機関の連携と地域における依存症に関する情報や課題の共有を目的とした本市連携会議の開催	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			○
70	本市連携会議を通じた民間支援団体等、医療機関、身近な支援者などによる有機的なネットワークの構築の促進	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			○

番号	取組内容	担当課	依存対象					重点施策		
			アルコール	薬物	ギャンブル等	ゲーム	その他	重点1	重点2	重点3
71	本市連携会議への参加及び関係機関との情報や課題の共有	こども青少年局児童相談所 こども青少年局こども家庭課 健康福祉局障害施策推進課（基幹相談支援センター・発達障害者支援センター） 健康福祉局障害施設サービス課（精神障害者生活支援センター） 健康福祉局地域支援課（地域ケアプラザ） 教育委員会事務局人権健康教育課 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 民間支援団体等	○	○	○	○	○			
72	関係機関と連携を図りながら身近な支援者から専門的な支援者への適切なつながりの実施	こども青少年局児童相談所 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課 健康福祉局障害施策推進課（基幹相談支援センター・発達障害者支援センター） 健康福祉局障害施設サービス課（精神障害者生活支援センター） 健康福祉局地域支援課（地域ケアプラザ）	○	○	○	○	○			
73	身近な支援者に対する依存症相談拠点としての専門的な技術支援	健康福祉局こころの健康相談センター	○	○	○	○	○			○
74	身近な支援者から専門的な支援者へのつながりを行うための初期チェックリストや連携フローなどを記載した依存症支援者向けガイドラインの改訂	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			○

番号	取組内容	担当課	依存対象					重点施策		
			アルコール	薬物	ギャンブル等	ゲーム	その他	重点1	重点2	重点3
75	身近な支援者から専門的な支援者へのつなぎを行うための初期チェックリストや連携フローなどを記載した依存症支援者向けガイドライン改訂に当たっての検討・情報共有	こども青少年局児童相談所 こども青少年局こども家庭課 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課 健康福祉局障害施策推進課（基幹相談支援センター・発達障害者支援センター） 健康福祉局障害施設サービス課（精神障害者生活支援センター） 健康福祉局地域支援課（地域ケアプラザ） 教育委員会事務局人権健康教育課	○	○	○	○	○			○
76	身近な支援者の依存症への理解の向上を目指す、研修等の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
77	身近な支援者の依存症理解の促進と支援の向上を目指す、研修等の参加	こども青少年局児童相談所 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課 健康福祉局障害施策推進課（基幹相談支援センター・発達障害者支援センター） 健康福祉局障害施設サービス課（精神障害者生活支援センター） 健康福祉局地域支援課（地域ケアプラザ）	○	○	○	○	○			
78	区役所の精神保健福祉相談及び関係各課における依存症への理解と相談対応力の向上に向けた依存症に関する研修等への参加	区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課	○	○	○	○	○			
79	かかりつけ医から専門的な支援者へのつなぎの促進に向けて、依存症に関する内容も含む「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			○
80	こどもの保護者等が依存症の問題を抱えている場合に、早期発見・早期支援につなげられるよう、保育・教育機関の職員などを対象とした情報提供や研修等の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			

番号	取組内容	担当課	依存対象					重点施策		
			アルコール	薬物	ギャンブル等	ゲーム	その他	重点1	重点2	重点3
81	こども関連の支援者の依存症への関心を高めるための情報提供や研修等の開催	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			○
82	依存症の本人や依存症が疑われる人が相談に訪れる可能性のある、借金・消費生活・法律等に関する相談窓口等で、依存症の可能性に気づき、専門的な支援者等へつなぐことができるよう、相談に携わる人に向けて、依存症に係る情報提供や研修などを実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
83	介護事業者や障害福祉サービス事業者等を対象とした依存症に関する情報提供や研修等の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
84	介護事業者や障害福祉サービス事業者、相談支援事業者を対象とした依存症に関する研修等の参加	健康福祉局障害施策推進課 健康福祉局障害施設サービス課 健康福祉局障害自立支援課 健康福祉局介護事業指導課 健康福祉局高齢在宅支援課	○	○	○	○	○			
85	身近な支援者に向けて、専門の医師等によるアルコール依存症に係る研修の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○							
86	アルコール依存症の理解を促進する研修等への参加	こども青少年局児童相談所 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課 健康福祉局障害施策推進課（基幹相談支援センター・発達障害者支援センター） 健康福祉局障害施設サービス課（精神障害者生活支援センター） 健康福祉局地域支援課（地域ケアプラザ）	○							
87	依存症の本人等がアルコールに起因する疾患により内科を受診した際に、適切に専門医療機関や民間支援団体等へつなぐことができるよう、医療従事者等への情報提供や研修等の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 医療局医療政策課	○							

番号	取組内容	担当課	依存対象					重点施策		
			アルコール	薬物	ギャンブル等	ゲーム	その他	重点1	重点2	重点3
88	教育機関の職員などを対象とした研修等の参加	教育委員会事務局人権健康教育課 教育委員会事務局不登校支援・いじめ対策課		○		○				
89	区役所各課や関係機関との横断的な情報共有や連携した対応の実施	区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課	○	○	○	○	○			
90	内科等においてアルコール依存症が疑われる事例をスクリーニングし、専門的な支援者へとつなぐための仕組みづくりの検討	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 医療局医療政策課	○							

### ③家族等への取組

番号	取組内容	担当課	依存対象					重点施策		
			アルコール	薬物	ギャンブル等	ゲーム	その他	重点1	重点2	重点3
91	依存症の本人や依存症が疑われる人の家族等に対し、相談につながる啓発物の作成・配架・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
92	依存症の本人や依存症が疑われる人の家族等が訪れる可能性のある区役所の関係各課の窓口などで、依存症の相談につながる相談支援機関の啓発物の配架・配布	区高齢・障害支援課 区生活支援課 区子ども家庭支援課 区福祉保健課	○	○	○	○	○			
93	救急医療機関において、依存症が疑われる患者の家族等への依存症に関する知識の提供や専門的な支援者につなげるための啓発物の作成・配架・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 医療局医療政策課	○	○	○	○	○			
94	交通広告やインターネット・SNSなどを活用した、相談につながる普及啓発の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
95	こころの健康相談センターのホームページでの依存症に関する情報提供	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
96	家族等からの相談にも対応する専門的な医療機関に関する情報について、家族等への周知の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区子ども家庭支援課 区福祉保健課	○	○	○	○	○			
97	厚生労働省が定める啓発週間に合わせた、相談勧奨や市民向けセミナーの開催	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○		○					○
98	こころの電話相談で、区役所の閉庁時間である平日夜間帯の一部及び休日にこころの健康に関する相談を実施	健康福祉局こころの健康相談センター	○	○	○	○	○			
99	ヤングケアラーに関することなど、様々な悩みごとを抱えるこども・若者が気軽に相談ができるようLINE相談の実施	こども青少年局青少年育成課 こども青少年局こども家庭課	○	○	○	○	○			

## 【コラム】 依存症の本人の子どもを含む**家族等**への支援について

親がアルコール・薬物、ギャンブル等といった依存症を抱えている家庭では、その子どもが家庭内で起こり得る様々な出来事への対応を余儀なくされている場合があります。例えば、依存症の問題に起因した家族間の言い争いや暴言・暴力、金銭トラブルなどに巻き込まれてしまい、その結果、依存症の問題を抱える家族の機嫌を常に気にして、不安を抱きながら日々を過ごしたり、感情面のケアをしたり、家事や家計管理、きょうだいの世話に至るまで引き受けることが考えられます。このような依存症の問題を抱える家庭の子どもは、ヤングケアラーになる可能性があります。

ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者を指します。家族の世話をすること、そしてその子どもたちの想いは、決して否定されるべきものではありませんが、勉強や睡眠、部活動等の時間などが十分に取れないといった影響が生じることもあります。また、「相談相手がない」「誰かに相談するほどの悩みではないと思っている」等の理由で、相談をしたことがないというヤングケアラーもいます。

ヤングケアラーが直面している問題は様々ですが、子どもや家庭が抱える問題の背景をしっかりと捉え、社会全体で解決に向けて考えていくことが大切で、依存症の問題を抱える家庭への支援にもつながります。

### (3) 三次支援(回復支援)

#### ①本人への取組

番号	取組内容	担当課	依存対象					重点施策		
			アルコール	薬物	ギャンブル等	ゲーム	その他	重点1	重点2	重点3
100	依存症専門相談による回復に向けた支援の実施	健康福祉局こころの健康相談センター	○	○	○	○	○	○		
101	区役所の精神保健福祉相談において、相談対応を行うとともに、地域の身近な窓口として継続的な支援の実施	区高齢・障害支援課	○	○	○	○	○			
102	依存症のメカニズムや再発のサイン・対処法について一緒に考える回復プログラムの実施	健康福祉局こころの健康相談センター	○	○	○	○	○	○		
103	回復プログラムにおけるリカバリースタッフの支援者としての参画	民間支援団体等	○	○	○	○	○			
104	民間支援団体等がそれぞれの特性を生かした、依存症の本人の回復に向けた取組の実施	民間支援団体等	○	○	○	○	○			
105	他の民間支援団体等や関係機関と情報共有を図りながら、依存症の本人のニーズに合った支援の提供	民間支援団体等	○	○	○	○	○			○
106	依存症の本人と民間支援団体等がつながるためのサポート	健康福祉局こころの健康相談センター	○	○	○	○	○			○
107	会議室等を民間支援団体等の活動の場とすることにより依存症の本人が気軽にミーティング等を体験できる機会を提供	健康福祉局こころの健康相談センター	○	○	○	○	○			
108	民間支援団体等による講演会等の開催	民間支援団体等	○	○	○	○	○			
109	民間支援団体等による講演会等について、周知協力などの開催支援の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 区高齢・障害支援課	○	○	○	○	○			
110	若者サポートステーションにおいて、就労に向けて様々な困難を抱える15～49歳の人及びその家族等を対象として、総合相談や就労セミナー、就労訓練等の実施	こども青少年局青少年育成課	○	○	○	○	○			
111	障害者就労支援センターにおいて、働くことを希望する障害児・者を対象として、就労に関する相談、職場実習等を通じた適性把握、求職活動支援や就労後の定着支援等の実施	健康福祉局障害自立支援課	○	○	○	○	○			
112	住宅に困窮する低額所得者で市内に在住又は在勤の人に対して、公募により市営住宅の提供	建築局市営住宅課	○	○	○	○	○			
113	低額所得者、障害者等が民間賃貸住宅への入居をしやすくする仕組みとして「住宅セーフティネット制度」の活用	建築局住宅政策課	○	○	○	○	○			

番号	取組内容	担当課	依存対象					重点施策		
			アルコール	薬物	ギャンブル等	ゲーム	その他	重点1	重点2	重点3
114	住宅確保要配慮者の居住支援を充実させるため、横浜市居住支援協議会と不動産事業者や福祉支援団体、区局の連携を強化する制度の検討	建築局住宅政策課	○	○	○	○	○			
115	回復後も切れ目ない支援を継続するため、薬物事犯による保護観察対象者を対象とするコホート調査への協力	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課		○						
116	コホート調査対象者への継続的な支援の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課		○						
117	保護観察所等と連携して、民間支援団体等に関する情報提供や依存症以外の問題に関する相談対応の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課		○						

## ②支援者への取組

番号	取組内容	担当課	依存対象					重点施策		
			アルコール	薬物	ギャンブル等	ゲーム	その他	重点1	重点2	重点3
118	依存症からの回復を続ける人が地域の中で住み続けられるよう、依存症に関する正しい知識や偏見の解消のための普及啓発の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○		○	
119	行政と民間支援団体等が連携し、依存症からの回復者を雇う企業や関係機関に対し、依存症からの回復と就労の両立のために必要な知識等の普及啓発	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
120	専門的な支援者の支援スキルの向上を目指す、研修等の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
121	民間支援団体等の職員の人材育成や離職防止に向けて、支援スキル向上やセルフケアのための研修会の開催	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
122	依存症の本人の地域での生活を支える、介護事業者や障害福祉サービス事業者、相談支援事業者がスムーズに支援を行うことができるよう、依存症に関する情報提供や研修等を実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
123	アルコール依存症の治療に対応できる医療機関の充実を図るため、精神科等の医療関係者に対する研修等の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○							
124	民間支援団体等が継続して依存症の本人や家族等を支援できるよう、団体が行うミーティング・普及啓発・相談等の活動へ補助の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
125	会議室等を民間支援団体等の活動場所として提供	健康福祉局こころの健康相談センター	○	○	○	○	○			
126	民間支援団体等による講演会等の開催	民間支援団体等	○	○	○	○	○			
127	男女共同参画センターの会議室等を自助グループの活動場所として提供	政策経営局男女共同参画推進課	○	○	○	○	○			
128	自助グループが開催するセミナーの支援の実施	政策経営局男女共同参画推進課	○	○	○	○	○			
129	依存症の様々な支援のあり方や回復プロセスの共有及び関係機関への周知	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			○

番号	取組内容	担当課	依存対象					重点施策		
			アルコール	薬物	ギャンブル等	ゲーム	その他	重点1	重点2	重点3
130	行政・福祉・医療・法律・教育などの関係機関がお互いの理解を深め、本人等が必要な支援にアクセスしやすいネットワークの構築を目指した本市連携会議の開催・参加	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 こども青少年局児童相談所 こども青少年局こども家庭課 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課 健康福祉局障害施策推進課（基幹相談支援センター・発達障害者支援センター） 健康福祉局障害施設サービス課（精神障害者生活支援センター） 健康福祉局地域支援課（地域ケアプラザ） 教育委員会事務局人権健康教育課	○	○	○	○	○			○
131	地域生活の中での回復の継続に向けて、関係する各主体と専門的な支援者が、情報や技術を共有するとともに、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築に向けた協議の場等において、関係者間の連携を進め、支援体制を構築	健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
132	障害者総合支援法等の制度内で対応しきれない依存症特有の支援ニーズに対して、利用者の回復につながる利用制度に向けた調整の検討	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局障害施設サービス課	○	○	○	○	○			
133	障害福祉サービス事業所や地域活動支援センターを対象として、災害時における施設運営に有益な情報の提供や福祉避難所としての備蓄品購入の補助の実施	健康福祉局障害施設サービス課	○	○	○	○	○			
134	施設運営に関する情報提供や緊急時対応マニュアルの作成の推進	健康福祉局障害施設サービス課	○	○	○	○	○			

### ③家族等への取組

番号	取組内容	担当課	依存対象					重点施策		
			アルコール	薬物	ギャンブル等	ゲーム	その他	重点1	重点2	重点3
135	家族等の依存症の本人との正しい関わり方の啓発	健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局こころの健康相談センター	○	○	○	○	○			
136	依存症専門相談による家族等の支援の実施	健康福祉局こころの健康相談センター	○	○	○	○	○			
137	家族等が依存症について学び、対応方法・回復について考える家族教室の実施	健康福祉局こころの健康相談センター	○	○	○	○	○	○	○	
138	金銭問題をはじめとする生活課題に関する家族向け講座の実施	健康福祉局こころの健康相談センター	○	○	○	○	○			
139	家族会メンバーとの連携による家族教室の開催	民間支援団体等	○	○	○	○	○			
140	地域資源を活用した家族教室の実施	区高齢・障害支援課	○	○	○	○	○			
141	民間支援団体等がそれぞれの特性を生かした、依存症の家族等の回復に向けた取組の実施	民間支援団体等	○	○	○	○	○			
142	他の民間支援団体等や関係機関と情報共有を図りながら、依存症の家族等のニーズに合った支援の提供	民間支援団体等	○	○	○	○	○			
143	家族等と民間支援団体等がつながるためのサポート	健康福祉局こころの健康相談センター	○	○	○	○	○			
144	会議室等を民間支援団体等の活動の場とすることにより家族等が気軽にミーティング等を体験できる機会を提供	健康福祉局こころの健康相談センター	○	○	○	○	○			
145	民間支援団体等による講演会等の開催	民間支援団体等	○	○	○	○	○			
146	民間支援団体等による講演会等について、周知協力などの開催支援の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 区高齢・障害支援課	○	○	○	○	○			

## 【コラム】 共依存について

「共依存」とは、依存症の本人の影響を受け、その家族等が振り回されている状態のことを指します。そのような状態になると、依存症の本人の家族等も友人や親族から孤立したり、経済的に苦しくなることがあります。

また、共依存の状態にある家族等が、本人の依存を可能にする条件を作ってしまうことを「イネーブリング」と言います。例えば「周囲の目を気にして本人の失敗の後始末をする」「借金を代わりに支払う」といったことが挙げられます。次々に降りかかる問題に対して、本人を支えるためや解決のために取った行動が、結果的に依存を進行させることにつながる場合もあります。

本人の依存症の問題で困ったときには、まずは家族等だけでも専門機関等に相談し、適切な対応を知ることが大切です。

---

## 第5章 計画の推進体制

---

### 1 関係主体に期待される役割

本計画を推進するためには、身近な支援者、民間支援団体等、医療機関、行政などの多くの関係主体がそれぞれの役割を果たしながら、連携し、一体となって取り組むことが必要です。

また、個々の団体・機関等ごとに一次支援・二次支援・三次支援の各フェーズにおいて取り組めることがあり、それぞれの専門性を発揮して支援を行うとともに、自団体・機関が専門とする支援領域以外でも可能な支援・活動のあり方を模索していくことが重要になります。

#### (1) 行政(依存症関連施策の実施者として)

##### ア こころの健康相談センター(依存症相談拠点)・健康福祉局精神保健福祉課

こころの健康相談センター(依存症相談拠点)や健康福祉局精神保健福祉課においては、専門的な医療機関や民間支援団体等と緊密な連携を図りながら、依存症に関する普及啓発、依存症の本人や家族等を対象とする相談対応や回復支援、依存症の本人や家族等と民間支援団体等がつながるためのサポート、民間支援団体等の職員や身近な支援者を対象とする人材育成、関係機関同士の連携促進、民間支援団体等の運営支援、事業者に対する協力の要請など、依存症の問題解決に向けた幅広い施策を立案し、実行する役割を担います。

##### イ 区役所 精神保健福祉相談

区役所の精神保健福祉相談において、依存症の本人やその家族等からの相談に対して、区役所の関係各課(高齢・障害支援課、生活支援課、こども家庭支援課、福祉保健課等)や身近な支援者と連携して、回復に向けた支援、適切に専門的な医療機関や民間支援団体等へのつなぎを行うことが求められます。

また、区内における依存症に関する普及啓発を実施するとともに、民間支援団体等と連携して施策を実施する役割を担います。

##### ウ 依存症に関連した施策を実施する部署

本市の依存症に関連した施策を実施する各部署においては、担当する領域において依存症の予防等に向けた関連施策を展開することが求められます。

また、依存症への対応は、福祉・医療・法律・教育などの幅広い領域における連携が重要であることから、庁内外の関係機関・団体と連携を図り、施策を展開していく役割を担います。

## (2) 身近な支援者

### ア 身近な支援者としての行政

身近な支援者としての行政については、依存症に関する情報収集・理解促進によって啓発の担い手になるとともに、所管する業務に関連して依存症の本人等が相談に訪れた際には、依存症の問題に気づき、適切に専門的な支援者へのつなぎを行うことが期待されます。このため、依存症への理解を深め、対応することが求められます。

また、本市連携会議等により依存症の回復支援を行う専門的な支援者と連携を図りながら、各種福祉サービスの利用に向けた調整、生活困窮やDVからの保護など、本人が社会生活を送る上で必要な支援を提供する役割を担います。

### イ 福祉

福祉団体・機関、福祉事業所などについては、依存症に関する情報収集・理解促進により、啓発の担い手となるとともに、実施する福祉サービスに関連して対象者の依存症の問題に対して気づき、適切に専門的な支援者へのつなぎを行うことが求められます。

また、本市連携会議等により依存症の回復支援を行う専門的な支援者と連携しながら、相談支援や福祉サービスの提供などを通じ、依存症の本人が社会生活を送る上で必要な支援を提供する役割を担うことが期待されます。

### ウ 医療(一般医療機関)

一般医療機関については、依存症に関する情報収集・理解促進により、依存症の本人等が診療・相談に訪れた際には、依存症の問題に対して気づき、適切に専門的な支援者へのつなぎを行うことが求められます。

また、依存症の回復支援を行う専門的な支援者と連携しながら、本人の障害や疾患などの治療を行う役割を担うことが期待されます。

### エ 法律

法律関係の団体・機関については、依存症に関する情報収集・理解促進により、啓発の担い手となるとともに、依存症の本人等が相談に訪れた際には、依存症の問題に対して気づき、適切に専門的な支援者へのつなぎを行うことが求められます。

また、依存症の回復支援を行う専門的な支援者と連携しながら、法律相談や多重債務問題への対応、再犯防止支援など、法律の観点から本人が社会生活を送る上で必要な支援を提供する役割を担うことが期待されます。

## オ 教育

教育機関においては、教職員等が依存症について学ぶとともに、学びを踏まえて児童・生徒・学生に対して依存症の予防教育を実施することが求められます。

また、児童・生徒・学生やその保護者等に依存症の問題が見られた場合には、教員が異変に気づき、適切な相談支援機関へ情報共有などを行う役割が期待されま

す。

### (3) 専門的な医療機関

専門的な医療機関においては、身近な支援者や民間支援団体等と連携しながら、依存症の本人に対する治療に取り組むほか、民間支援団体等や身近な支援者、一般医療機関、市民などを対象とした、依存症の問題に関する普及啓発や支援者のスキル向上などにも積極的に関与していく役割が期待されます。

### (4) 民間支援団体等(回復支援施設、自助グループ・家族会)

#### ア 回復支援施設

回復支援施設においては、依存症の本人や家族等に対し、専門性と各団体の特性を生かしながら、「その人に合った回復支援」を提供していくことが求められます。

また、市民や身近な支援者、一般医療機関等を対象として依存症に関する理解促進に向けた啓発活動を行うことや、本市連携会議等を通じて、他の民間支援団体等及び行政や身近な支援者との連携を通じた情報共有を行うことも重要な役割になります。

#### イ 自助グループ・家族会

自助グループ・家族会においては、同じ問題や悩みなどを抱えた人たち同士が出会い、相互に援助し、分かち合うことで、それらの問題からの回復を目指します。

また、市民等に向けた啓発活動を行うことや、本市連携会議等により他の民間支援団体等及び行政や身近な支援者との連携を通じた情報共有を行う役割も期待されます。



## 2 計画の進行管理

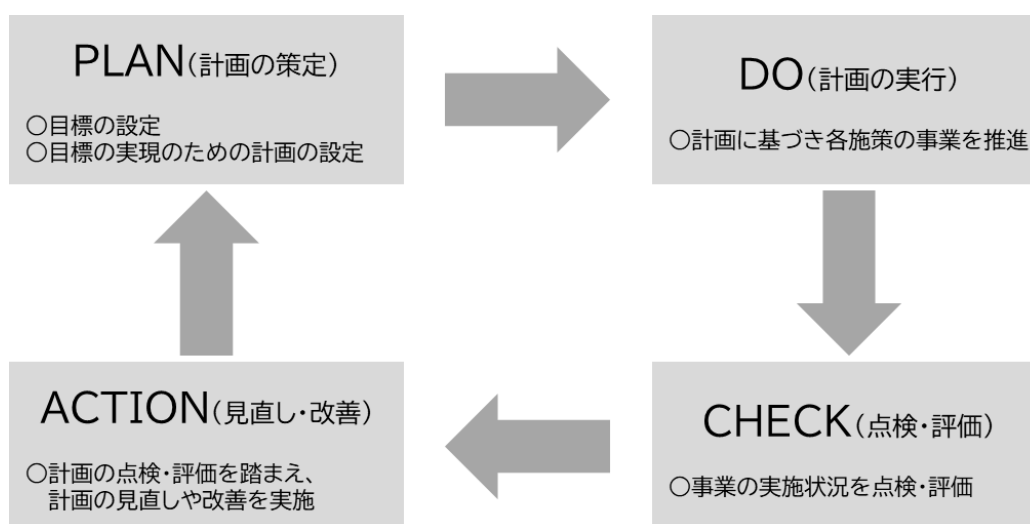
### (1) PDCAサイクルの考え方に基づく進行管理

本計画では、計画に位置付けられている各施策の効果を検証し、定期的な見直しにつなげていくため、PDCAサイクルの手法を活用し、計画全体の進行管理を行います。

計画期間中の年度ごとに、個々の施策の進捗状況を把握・確認するとともに、検討部に報告し、そこでの議論を通じて事業の達成状況や計画の進捗状況などの点検や評価を行います。

また、点検や評価の結果を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて事業の見直しや改善、新規事業の追加などを実施していきます。

図表 5-2:PDCAサイクルに基づく進行管理



### (2) 施策の効果の点検・評価

施策の効果の点検・評価に当たっては、取組内容ごとに実績等の振り返りを定期的に行います。

### (3) 継続的な現状把握

依存症の本人を取り巻く環境や本人が置かれた状況は、目まぐるしく変化することが予想されます。また、それに伴い、国や県における政策なども見直しが行われるものと考えられます。

本市においては、国や県における最新の政策動向や研究動向を常に把握するとともに、依存症の問題に関する調査研究を継続的に行い、必要に応じて計画内容の見直し等に活用していきます。

## 資料編

### 1 計画の検討過程

本計画の策定に当たって、以下のとおり検討部会を開催しました。

図表1:検討部会の開催状況

日程	議題
令和7年6月18日(水)	● 第2期横浜市依存症対策地域支援計画(案)について
令和7年8月22日(金)	● 第2期横浜市依存症対策地域支援計画素案について
令和8年1月23日(金)	● 第2期横浜市依存症対策地域支援計画原案について

### 2 検討部会の構成員名簿

本計画の策定に当たって、設置した依存症対策検討部会の構成員は以下のとおりです。

図表2:検討部会の委員一覧(令和8年3月時点)

	委員氏名	役職
審議会委員 (依存症対策検討部会部会長)	いとう ひでゆき 伊東 秀幸	田園調布学園大学 人間科学部心理学科 教授
審議会委員 (依存症対策検討部会副部会長)	はせがわ よしお 長谷川 吉生	神奈川県精神科病院協会 監事 日向台病院 院長
審議会委員	あまがい とおる 天貝 徹	横浜市医師会常任理事 (あまがいメンタルクリニック院長)
審議会委員	いいじま ともこ 飯島 倫子	神奈川県弁護士会 横浜あかり法律事務所
審議会委員	さえき たかし 佐伯 隆史	医療法人 誠心会 理事長 神奈川病院
臨時委員	うえはら のりあき 植原 憲明	神奈川県司法書士会
臨時委員	おおいし まさゆき 大石 雅之	医療法人社団 祐和会 大石クリニック 院長

	委員氏名	役職
臨時委員	おかだ みつお 岡田 三男	NPO法人 横浜ひまわり家族会 理事長
臨時委員	くぼい なおみ 久保井 尚美	NPO法人RDP RDP横浜マネージャー
臨時委員	くりす じろう 栗栖 次郎	一般社団法人HOPE 代表理事
臨時委員	こばやし おうじ 小林 桜児	地方独立行政法人 神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター所長
臨時委員	あかつか ひでのり 赤塚 英則	神奈川県精神神経科診療所協会 会長 (公益財団法人柿葉会神奈川診療所 所長)
臨時委員	さとう しのぶ 佐藤 しのぶ	NFCRノンファミリー カウンセリングルーム
臨時委員	すだ あきら 須田 顕	横浜市立大学附属市民総合医療センタ ー 精神医療センター部長
臨時委員	なかむら つとむ 中村 努	NPO法人 ワンデーポート 理事・施設長
臨時委員	ひえだ りか 稗田 里香	東京通信大学人間福祉学部教授
臨時委員	ひぐち あつこ 樋口 温子	横浜断酒新生会
臨時委員	まつぎき たかのぶ 松崎 尊信	独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター精神科 診療部長

### 3 各種実態把握調査の実施概要

#### (1) 依存症に関する市民意識調査

##### ア 調査の目的

市民の依存症に関する考えや意識を明らかにすることで、「横浜市依存症対策地域支援計画(令和3年度～令和7年度)」の実施状況を評価し、また今後の依存症対策施策の立案及び第2期横浜市依存症対策支援計画策定のための基礎資料として活用することを目的とする。

##### イ 調査対象数

横浜市に居住する満16歳以上の男女5,000人(住民基本台帳から無作為抽出)

##### ウ 調査期間

令和6年9月7日～令和6年10月6日

##### エ 回収状況

1,830件(インターネット回答702件、郵送回答1,128件)(回収率36.6%)

##### オ 主な調査項目

- ✓ 依存症に対する知識や考え、意識について
- ✓ 自身の依存症の問題について
- ✓ 家族の依存症の問題について
- ✓ 横浜市の依存症対策について

## (2) 依存症の疑いがある方の受診状況等に関するアンケート調査

### ア 調査の目的

第2期計画への改定を行うに当たり、市内の医療機関における依存症の対応状況が、第1期計画時点からどのように変化しているのか、依存症対応においてどのようなことが問題になっているのか等について明らかにし、依存症対策に資する施策を検討するための基礎資料とすることを目的とする。

### イ 調査対象数

依存症治療を専門としていない病院・診療所を対象とし、下記の2調査を計3,000件配布。

- ✓ 精神科・心療内科向け調査:362件(精神科・心療内科を標ぼうする病院・診療所全数)
- ✓ その他診療科目向け調査:2,638件(精神科・心療内科以外を標ぼうする病院・診療所から、一定の条件に基づき無作為抽出)

### ウ 調査期間

令和7年7月18日～令和7年8月8日

### エ 回収状況(不着等は分母から除く)

- ✓ 精神科・心療内科向け調査:150件(回収率:41.6%)
- ✓ その他診療科目向け調査:986件(回収率:37.4%)

### オ 主な調査項目

- ✓ 所在地
- ✓ 標ぼうしている診療科目
- ✓ 依存症が疑われる患者の来院・入院頻度
- ✓ 疑われる依存症の種類
- ✓ 依存症が疑われる患者の増減状況
- ✓ 依存症が疑われる患者に実施している/今後実施したい対応
- ✓ 依存症が疑われる患者への対応においてつなぎ・紹介を行った/行いたい機関・団体
- ✓ 依存症が疑われる患者への対応に関する課題
- ✓ 依存症が疑われる患者への対応において不足している情報
- ✓ 依存症が疑われる患者への対応を進める上で、行政に期待すること

### (3) 市内民間支援団体等における依存症支援の実態に関するヒアリング

#### ア 調査の目的

横浜市における依存症対策の課題や必要な施策等を把握することを目的とする。

様々な観点から課題や必要な施策を把握するため、家族会や回復支援施設、自助グループ、依存症と関連性の深い業界の企業や団体に対してヒアリングを実施した。

#### イ 調査対象数

14 か所

#### ウ 調査期間

令和7年7月～令和7年12月

#### エ 主な調査項目

- ✓ 依存症の人や依存症の疑いのある人の近年の動向
- ✓ 支援の実施状況と課題(連携状況等を含む)
- ✓ 一般市民向けの普及啓発活動の状況と課題等

#### オ 民間支援団体等へのヒアリング調査結果要旨

##### ①一般市民への普及啓発のポイント

- 依存症に関する正しい知識の普及啓発が求められており、主に下記のような点について普及啓発を進める必要があるとの意見が聞かれました。特に、普及啓発に当たっては、若年層の予防教育が極めて重要であるとの意見が複数聞かれました。

よくある誤解	・「意思が弱い」、「ダメな人間」、「自分の責任」、「自己中心的」、「厄介で迷惑」、「依存対象そのものが悪い」など
知ってほしい正しい知識	・「脳の病気であること／病気であるということ」、「誰でもなり得る・誰にでも起こり得るということ」、「気持ちの問題だけでやめられるものではないということ」、「回復できるということ」、「回復の場が多く存在していること」など

- 家族等の理解不足により、本人の回復が妨げられたり共依存に陥ったりすることがあるため、家族等の依存症理解を促進する重要性も聞かれました。また、家庭環境が本人の依存症の背景にあり、家族等が自分自身を見直さないといけない場合もあること、保護者も苦しんでいる場合も多く支援が必要なこと、親が救われればおのずと本人も救われる可能性が出てくることなど、家族等を支援することの重要性も指摘されていました。

- そして、女性の場合は、幼少期の逆境体験があり自己治療として依存症になっていることが多いことから、依存症を悪として捉えるのではなく、施設や病院に行くよう女性に伝えていく必要があるとの意見も聞かれました。

#### ②身近な支援者の育成のポイント

- 本人や家族等を支援につなげていくために、行政等の相談機関の担当者の理解促進が重要であることはもちろんのこと、そのうえで、以下のような観点について支援者間で共通認識を持つことが求められていました。

- ・利用者優先や自立を支援するという支援方針を理解して実践すること
- ・再発・再使用した場合であっても、利用可能なサービスを検討すること
- ・具体的な相談先の情報を伝えること

#### ③専門的な支援者の育成のポイント

- 依存症の専門機関においても、支援者の一層の育成が求められていました。特に、下記の点について留意することが求められていました。

- ・民間支援団体等につなぐ際の、専門的な支援者の説明の仕方が本人の動機づけに影響を与えるということ
- ・身近な支援者(例:保健師等)の啓発をすることで、相談された場合に対応できる可能性が拡大すること
- ・中断リスクや利用者の動機づけの難しさはあるものの、中断後も相談があれば再度受け入れることが本人の成長につながる、という認識を支援者が共有すること

#### ④多機関連携のポイント

- 近年、統合失調症や躁鬱病、摂食障害などの精神障害との重複障害の人、知的障害や発達障害のある人、幼少期に虐待やネグレクト、いじめなどつらい経験をした人、愛着形成に課題がある人や他人への基本的な信頼を持ってない人、家庭環境の困難を抱える人など、様々な背景課題が複雑に絡み合っているケースが増加しています。そのため、下記の観点から連携を促進するための施策を検討することが求められています。

施設間の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス事業所等との連携の必要性</li> <li>・行政が施設の間に入ってネットワーク強化を促進する必要性</li> </ul>
医療機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害、精神障害、発達障害で対応が難しい場合における医療機関との連携の必要性</li> <li>・発達障害やパーソナリティ障害等の精神障害が重複している場合も対応が可能であることを医療機関等に周知する必要性</li> </ul>
その他の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもがいる女性の場合は、回復プロセスにある間、こどもや家族等の支援も連携して実施する必要性</li> </ul>

	・ 家族等自身が見直さないといけない点も出てきた場合に家族会へつなぐことの必要性
--	--

## カ 関連業界団体・企業へのヒアリング調査結果要旨

### ①各関連業界団体・企業における依存症等関連問題への取組

- 今回ヒアリング調査の対象とした各団体等においては、いずれも依存症等関連問題に対する何らかの取組を実施していました。
- 特に、一次支援に位置付けられる普及啓発活動については多くの団体が実施しており、国や自治体といった行政と連携している場合のほか、業界内の他団体や地域の団体と連携している場合も見られました。
- 中でも、こども・若者向けの普及啓発活動については、小中高等学校への出前講座や、大学や大学のサークル・ゼミから依頼を受けてのセミナーの開催、保護者も含めた家族を対象としたイベントなど、各団体・企業の独自のリーフレットやコンテンツ等を活用しながら実施されていました。

### ②行政との連携状況や連携可能性

- 本市との連携については、各団体が作成しているリーフレットやWebサイト等の普及啓発資材の活用や紹介、各団体が独自に開設している依存症相談窓口の周知、本市が実施する普及啓発イベントやセミナー等の場への専門家派遣や講演の依頼、本市が主催する会議体への参画などが挙げられていました。

## (4) こども・若者へのヒアリング

### ア 調査の目的

本計画の策定に当たり、こども・若者の意見を把握するためにヒアリング調査を実施した。

### イ 調査対象

山元小学校、平楽中学校、みなと総合高校ほか

### ウ 調査期間

令和7年11月～令和7年12月

### エ 主な調査項目

- ✓ 依存症に関する知識や認知度
- ✓ こども・若者の相談相手
- ✓ こども・若者への普及啓発のポイント

### オ こども・若者へのヒアリング調査結果要旨

#### ① 依存症に関する知識や認知度

- 依存症については、中学校及び高等学校において保健の授業で扱われており、中学生・高校生・大学生は一定の知識を有していました。例えば、依存症に対するイメージとして、「抜け出したくても抜け出せない」、「誰でもなり得るもの」、「あらゆるものが依存対象になる」、「多くの人が、自分なら大丈夫・たとえ手を出しても自分ならすぐにやめられる、と思っている」、「頑張り過ぎる人や抱え込んでしまう人、人に頼りたくても頼れない人、息抜きの方法や愚痴をこぼす場所がない人等が依存症になりやすい」、「一度依存症になると抜け出しにくく、回復はするが完治はしない」等といった意見が挙がりました。
- また、小学校においても、授業でスマホ依存等について扱われており、小学生自身も薬物、たばこ、ギャンブル、ゲームなどの依存対象の種類のほか、「やめたくてもやめられない」といった依存症特有の症状について一定の知識を有していました。

## ②こども・若者の相談相手

---

- 自身が依存症になった場合の相談相手として、まずは「親」又は「親しい友達」が挙げられていました。教員やスクールカウンセラーに対しては距離を感じていたり、自身の悩みが相談をするほどのことなのか自信が持てないことから、相談がしにくいとの意見が聞かれました。
- 一方で自身が相談を受けた場合、「ちゃんと話を聞くこと」や「(依存対象以外のことに)気を紛らわせること」が大切との意見が聞かれるとともに、通常の相談とは異なる難しい相談になるため、専門的な支援ができる人につなげる必要があるとの意見が挙がりました。しかしながら、大学生においても、必ずしも専門的な相談機関を知っているわけではなく、周知の必要性があることが分かりました。
- 相談方法として、こども・若者は、電話番号を打って知らない人に電話することに強い抵抗があるとの意見が挙がっていました。電話での相談は一般的ではなく、むしろメールやSNSでの相談の方がハードルが低いこと、また、たとえ電話であってもSNSアプリの電話を用いる方が良いなどの意見が聞かれました。

## ③こども・若者への普及啓発のポイント

---

- 普及啓発のツールとして、動画、特にショート動画が望ましいとの意見が多数聞かれました。ただし、ショート動画を利用する場合であっても、冒頭にインパクトのあるコンテンツを配置することが重要との意見が多く聞かれました。例えば、有名な俳優やこども・若者の間で知名度の高いインフルエンサーを起用したり、流行のアニメとコラボレーションをするほか、依存症者の人数や相談者数が増加しているデータを提示する、などのアイデアが挙がっていました。
- また、動画サイトにおける広告は基本的にスキップするものであり、冒頭によほど強いインパクトがあったり、有名な俳優等を起用したりするか、あるいはスキップできない設定としない限り、見ることはないとの意見が多数を占めました。

#### 4 連携会議の実施状況(令和8年1月1日時点)

(1) 参加機関数

50 機関

(2) 令和7年度開催実績

図表3:連携会議の令和7年度開催状況

日程	議題
令和7年7月 18 日(金)	『依存の問題を抱える若年層への支援等について考える』 <ul style="list-style-type: none"><li>● 2グループ(行動依存・物質依存)に分かれて現状の共有と課題の検討</li><li>● 全体での共有と意見交換</li></ul>
令和8年1月 13 日(火)	『依存症の支援にかかる関係機関等の連携について』 <ul style="list-style-type: none"><li>● 2グループ(行動依存・物質依存)に分かれて現状の共有と課題の検討</li><li>● 全体での共有と意見交換</li></ul>

## 5 パブリックコメントの実施状況

### (1) 実施概要

令和7年10月14日～令和7年11月13日

※電子申請回答フォーム、電子メール、郵送、FAXにてご意見を募集

### (2) 意見総数及び意見提出方法

意見総数 208 件 ※提出方法の内訳は下表のとおりです。

提出方法	意見数
電子申請	194 件
電子メール	3 件
郵送	11 件
FAX	0 件
合計	208 件

### (3) 計画素案項目別意見数

項目	意見数
素案全体	92 件
第1章 計画の概要	18 件
第2章 本市における依存症に関連する状況と課題	22 件
第3章 計画の目指すもの	12 件
第4章 取り組むべき施策	57 件
第5章 計画の推進体制	3 件
その他	4 件
合計	208 件

#### (4) 提出されたご意見への対応の考え方

対応状況	意見数
意見を踏まえ原案に反映するもの	28件
意見の趣旨が素案に含まれているもの 又は素案に賛同いただいたもの	76件
今後の検討の参考とさせていただくもの	60件
その他(質問・感想等)	44件
合計	208件

#### (5) その他

いただいたご意見を章別に見ると、第4章の取り組むべき施策に関連するものが最も多く寄せられました。ご意見の内容としては、オンラインギャンブルや子ども・若者への依存症の広がりに関するご意見が多数寄せられ、関心の高さがうかがえました。本計画の策定により、予防の取組を進めるとともに、依存症に悩むご本人やご家族等への支援などの依存症対策の充実を進めていきます。

## 6 用語解説

<あ行>

用語	意味
依存症相談拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 依存症に関する相談・治療・支援の体制強化のため、都道府県及び指定都市が「依存症対策地域支援事業」において設置している、依存症相談員を配置した専門機関のこと。</li> </ul>

<か行>

用語	意味
家族教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 依存症の問題で悩む家族を対象に、正しい知識や対応方法を学ぶ場を提供する教室。精神保健福祉センターや自助グループ等が実施している。</li> </ul>
基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害児・者やその家族などのための総合相談支援機関として 18 区に1か所ずつ設置されている。区福祉保健センターや精神障害者生活支援センター等と連携し、障害児・者やその家族などからの相談に応じるとともに、地域や関係機関等とも連携し、地域づくりに取り組んでいる。</li> </ul>
更生保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 犯罪をした者などに対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けること。</li> </ul>
更生保護施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 矯正施設から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供するとともに、保護している期間、生活指導・職業補導などを行い、自立を援助する施設のこと。</li> </ul>
コホート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定の習慣や生活環境の影響を受けた集団(コホート)を追跡したり、影響を受けていない集団と比較したりすることにより、疾病の要因等を明らかにしようとする、疫学における調査研究手法のこと。</li> </ul>

<さ行>

用語	意味
産業保健総合支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業等が「健康で安心して働ける職場づくり」を行う活動(産業保健)を支援する機関。企業等の産業保健スタッフ(産業医、保健師、衛生管理者、事業主、人事労務担当者等)を対象に産業保健に関する研修や相談等を行っている。</li> </ul>
社会資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会福祉におけるニーズを満たすために用いられる、各種の知識や技術等の資源(制度、専門機関、人材等)のこと。</li> </ul>
住宅確保要配慮者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、外国人、児童養護施設等退所者その他住宅の確保に特に配慮を要する者のこと。</li> </ul>
重複受診・重複処方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 同じ病気で複数の医療機関を受診すること。また、重複受診に伴い、同じ病気に対して重複する投薬が行われることを「重複処方」という。</li> </ul>
場外券売り場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 競馬・競輪をはじめとする公営競技の投票券を、開催される競技場外で買うことができる施設のこと。</li> </ul>
障害者就労支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者の就労に向けた支援、就労後の職場定着支援、事業主に対する障害者の雇用に関する相談等、障害者の就労に関する業務を行っている専門機関のこと。</li> </ul>
障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 従来「障害者自立支援法」を改正し、障害者が自立した生活を送れるよう、必要な福祉サービスを総合的に提供することを目的とした法律。</li> <li>● 正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 25 年4月1日施行)」。</li> </ul>
障害福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者総合支援法に則し、個々の障害のある人々の障害程度や状況(社会活動や介護者、居住等の状況)を踏まえ、個別に支給決定が行われる支援で、入浴、排せつ、食事の介護等や自立した日常生活又は社会生活、就労等に向け、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練などがある。</li> </ul>
障害福祉サービス事業者(所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「障害福祉サービス」を行う者として県の指定を受けた事業者のこと。</li> </ul>
消費生活総合センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消費生活に関する相談の受付のほか、図書・雑誌等の閲覧やDVD等の貸出し、貸会議室の運用を通じた消費者の活動の場の提供等を行う施設のこと。</li> </ul>

用語	意味
スクリーニング	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 疾患等にかかっている疑いのある対象者を選別するための検査のこと。通常は、比較的簡易な検査で実施され、選別された疾患等の可能性がある対象者をより精緻な検査・診断と治療へつなげる目的で実施されることが多い。</li> </ul>
精神障害者生活支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域で生活する精神障害者の社会復帰、自立、及び社会参加を促進することを目的として、日常生活相談、食事サービス等の事業を行う機関。本市では各区に1館ずつ設置されている。</li> </ul>
精神保健福祉相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>● こころの健康や精神障害について、専門職が相談を受け、助言や支援を行う制度のこと。</li> <li>● 横浜市では、「こころの健康相談センター」や各区の福祉保健センターにて電話相談を受け付けている。</li> </ul>
セルフケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>● こころの健康づくりにおいて、自身のストレスに気付き、自分自身をケアすること。</li> </ul>

<た行>

用語	意味
大学・都市パートナーシップ協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市・大学・企業・市民が連携し、活力と魅力溢れる都市を実現するために平成17年3月に設立された協議会のこと。</li> </ul>
男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 男女共同参画の推進に向け、横浜市では市内3館の男女共同参画センターを設置。女性の就業支援や心とからだの健康に関する講座、各種相談事業、市民活動支援など、多分野にわたる事業を、専門性をいかして総合的に実施する施設として運営。</li> </ul>
地域活動支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 在宅の障害者が、登録事業所に通所して地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、創作的活動・生産活動等のサービスを提供する施設のこと。</li> </ul>
地域ケアプラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者、子ども、障害のある人など誰もが地域で安心して暮らせるよう、身近な福祉・保健の拠点として様々な取組を行っている、横浜市独自の施設。概ね中学校区程度に1館設置されている。福祉・保健の行事や催しの開催、福祉・保健に関する相談や支援、施設の貸出し等を行っている。</li> </ul>

<は行>

用語	意味
発達障害者支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発達障害者に対し、社会福祉士・公認心理師等専門の相談員が相談支援を行う専門機関のこと。</li> </ul>
法テラス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法制度や手続きについての関係機関の紹介や、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに無料法律相談や弁護士・司法書士費用の立て替え等を行う、国が設立した法的トラブル解決の専門窓口のこと。</li> </ul>

用語	意味
保護観察	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。</li> </ul>
保護観察所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各地方裁判所の管轄区域ごとに全国 50 か所に置かれ、更生保護の第一線の実施機関として、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動などの事務を行う専門機関のこと。医療観察制度による処遇の実施機関として、心神喪失等の状態で重大な他害行為をした人の生活環境の調査、生活環境の調整、精神保健観察などの事務も行っている。</li> </ul>

<ま行>

用語	意味
ミーティング	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自助グループ等で行われる、自身の体験等を話し合う会合のこと。依存症本人のみが参加する「クローズド・ミーティング」が原則であるが、本人以外も参加できる「オープン・ミーティング」等がある。</li> </ul>

<や行>

用語	意味
薬物乱用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 薬物を社会的許容から逸脱した目的や方法で自己使用すること。</li> </ul>
横浜市居住支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（通称：住宅セーフティネット法）」第 10 条に基づき、住宅確保要配慮者の居住支援に向けて設立している協議会のこと。</li> </ul>

<ら行>

用語	意味
リカバリースタッフ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自身のアルコール・薬物、ギャンブル等などの依存症からの回復の経験を生かし、依存症に悩む人の治療・回復をサポートするスタッフ。</li> </ul>

<わ行>

用語	意味
若者サポートステーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 困難を抱える 15 歳から 39 歳までの若者及びその保護者を対象とした社会的自立・職業的自立に向けた総合相談、ジョブトレーニング(就労訓練)、就労セミナー等を実施する若者自立支援機関のこと。令和2年度から、「サポステ・プラス」(愛称)として、40 歳から 49 歳までの者及びその家族の支援も行っている。</li> </ul>





## 第2期 横浜市依存症対策地域支援計画

令和8年3月発行

発行

横浜市健康福祉局精神保健福祉課

〒231-0005 横浜市中区本町2-22 京阪横浜ビル10階

電話:045-662-3554 FAX:045-662-3525 E-mail:kf-izon@city.yokohama.lg.jp